

第百六十二回国会 衆議院 厚生労働委員会 議 録 第 十 号

平成十七年三月二十五日(金曜日)

午前十一時四十分開議

出席委員

委員長 鴨下 一郎君

理事 大村 秀章君 理事 北川 知克君

理事 長勢 甚遠君 理事 宮澤 洋一君

理事 五島 正規君 理事 三井 辨雄君

理事 山井 和則君 理事 福島 豊君

青山 丘君 石崎 岳君

加藤 勝信君 上川 陽子君

木村 義雄君 小西 理君

菅原 一秀君 中山 泰秀君

西村 康稔君 原田 令嗣君

福井 照君 三ツ林隆志君

御法川信英君 宮腰 光寛君

森岡 正宏君 吉野 正芳君

渡辺 具能君 石毛 鏡子君

泉 健太君 泉 房穂君

内山 晃君 大島 敦君

小林千代美君 城島 正光君

園田 康博君 中根 康浩君

橋本 清仁君 藤田 一枝君

水島 広子君 横路 孝弘君

米澤 隆君 若井 康彦君

高木美智代君 古屋 範子君

榎屋 敬悟君 山口 富男君

阿部 知子君

厚生労働大臣 尾辻 秀久君

厚生労働副大臣 衛藤 晟一君

厚生労働副大臣 西 博義君

厚生労働大臣政務官 森岡 正宏君

厚生労働大臣政務官 藤井 基之君

政府参考人 鈴木 直和君

(厚生労働省大臣官房長)

政府参考人 (厚生労働省労働基準局長) 青木 豊君

政府参考人 (厚生労働省職業安定局長) 青木 功君

政府参考人 (厚生労働省職業能力開発局長) 上村 隆史君

政府参考人 (厚生労働省職業能力開発局長) 上村 隆史君

政府参考人 (厚生労働省職業能力開発局長) 上村 隆史君

政府参考人 (厚生労働省職業能力開発局長) 上村 隆史君

政府参考人 (厚生労働省職業能力開発局長) 上村 隆史君

政府参考人 (厚生労働省職業能力開発局長) 上村 隆史君

政府参考人 (厚生労働省職業能力開発局長) 上村 隆史君

政府参考人 (厚生労働省職業能力開発局長) 上村 隆史君

政府参考人 (厚生労働省職業能力開発局長) 上村 隆史君

政府参考人 (厚生労働省職業能力開発局長) 上村 隆史君

政府参考人 (厚生労働省職業能力開発局長) 上村 隆史君

政府参考人 (厚生労働省職業能力開発局長) 上村 隆史君

政府参考人 (厚生労働省職業能力開発局長) 上村 隆史君

政府参考人 (厚生労働省職業能力開発局長) 上村 隆史君

政府参考人 (厚生労働省職業能力開発局長) 上村 隆史君

政府参考人 (厚生労働省職業能力開発局長) 上村 隆史君

政府参考人 (厚生労働省職業能力開発局長) 上村 隆史君

政府参考人 (厚生労働省職業能力開発局長) 上村 隆史君

政府参考人 (厚生労働省職業能力開発局長) 上村 隆史君

政府参考人 (厚生労働省職業能力開発局長) 上村 隆史君

政府参考人 (厚生労働省職業能力開発局長) 上村 隆史君

政府参考人 (厚生労働省職業能力開発局長) 上村 隆史君

政府参考人 (厚生労働省職業能力開発局長) 上村 隆史君

政府参考人 (厚生労働省職業能力開発局長) 上村 隆史君

政府参考人 (厚生労働省職業能力開発局長) 上村 隆史君

政府参考人 (厚生労働省職業能力開発局長) 上村 隆史君

政府参考人 (厚生労働省職業能力開発局長) 上村 隆史君

政府参考人 (厚生労働省職業能力開発局長) 上村 隆史君

政府参考人 (厚生労働省職業能力開発局長) 上村 隆史君

政府参考人 (厚生労働省職業能力開発局長) 上村 隆史君

政府参考人 (厚生労働省職業能力開発局長) 上村 隆史君

政府参考人 (厚生労働省職業能力開発局長) 上村 隆史君

政府参考人 (厚生労働省職業能力開発局長) 上村 隆史君

政府参考人 (厚生労働省職業能力開発局長) 上村 隆史君

政府参考人 (厚生労働省職業能力開発局長) 上村 隆史君

政府参考人 (厚生労働省職業能力開発局長) 上村 隆史君

第一類第七号 厚生労働委員会議録第十号 平成十七年三月二十五日

全実施に関する請願(松野信夫君紹介)(第五六三号) 最低保障年金制度の創設に関する請願(山口富男君紹介)(第五六四号) 同(志位和夫君紹介)(第六四九号) 利用者負担の大幅増など介護保険改悪反対に関する請願(赤嶺政賢君紹介)(第五六五号) 同(穀田恵二君紹介)(第五六六号) 同(赤嶺政賢君紹介)(第六五〇号) 同(石井郁子君紹介)(第六五一号) 同(穀田恵二君紹介)(第六五二号) 同(佐々木憲昭君紹介)(第六五三号) 同(志位和夫君紹介)(第六五四号) 同(塩川鉄也君紹介)(第六五五号) 同(高橋千鶴子君紹介)(第六五六号) 同(山口富男君紹介)(第六五七号) 同(吉井英勝君紹介)(第六五八号) パーキンソン病根本治療研究促進に関する請願(西村智奈美君紹介)(第五九四号) 同(橋本清仁君紹介)(第六一七号) 安心できる介護制度など社会保障の拡充に関する請願(高橋千鶴子君紹介)(第六四四号) 精神障害者通院医療費公費負担制度に関する請願(志位和夫君紹介)(第六四五号) 年金改悪と大増税反対、社会保障の拡大に関する請願(山口富男君紹介)(第六四六号) 年金法の実施中止に関する請願(志位和夫君紹介)(第六四七号) 医療費窓口負担の軽減、介護保険の改善に関する請願(佐々木憲昭君紹介)(第六四八号) は本委員会に付託された。	「介護福祉士試験の在り方等介護福祉士の質の向上に関する検討会報告書」に係る資格取得方法の見直しをすることを求める意見書(北海道遠別町議会)(第五〇二四号) 介護保険制度の改善を求める意見書(岩手県松尾村議会)(第五〇二五号) 介護保険制度の見直しに対する意見書(群馬県小野上村議会)(第五〇二六号) 介護保険の制度改正に関する意見書(名古屋会議会)(第五〇二七号) 介護保険制度改正に関する意見書(広島県議会)(第五〇二八号) 介護保険制度の改善を求める意見書(福岡県田町議会)(第五〇二九号) 雇用対策と地域活性化を重視した政府予算編成を求める意見書(福島県議会)(第五〇三〇号) 雇用対策と地域活性化を重視した政府予算編成を求める意見書(福島県泉崎村議会)(第五〇三一号) 雇用対策と地域活性化を重視した政府予算編成を求める意見書(福島県中島村議会)(第五〇三二号) 雇用対策と地域活性化を重視した政府予算編成を求める意見書(群馬県笠懸町議会)(第五〇三三号) 雇用対策と地域活性化に向けた財政運営を求める意見書(埼玉県和光市議会)(第五〇三四号) 在日外国人の無年金高齢者、在日外国人及び在外邦人の無年金高齢者に対する国による救済措置を求める意見書(埼玉県和光市議会)(第五〇三五号) 「進行性化骨筋炎」の難病指定を求める意見書(石川県能美市議会)(第五〇三六号) 「進行性化骨筋炎」の難病指定を求める意見書(沖縄県石川市議会)(第五〇三七号) 社会保障制度の抜本改革を求める意見書(秋田県十文字町議会)(第五〇三八号) 社会保障制度の抜本改革を求める意見書(秋田県東成瀬村議会)(第五〇三九号)	社会保障制度の抜本改革を求める意見書(山形県八幡町議会)(第五〇四〇号) 社会保障制度の抜本改革を求める意見書(福島県議会)(第五〇四一号) 社会保障制度の抜本改革を求める意見書(福島県川俣町議会)(第五〇四二号) 社会保障制度の抜本改革を求める意見書(福島県大玉村議会)(第五〇四三号) 社会保障制度の抜本改革を求める意見書(福島県岩代町議会)(第五〇四四号) 社会保障制度の抜本改革を求める意見書(福島県北塩原村議会)(第五〇四五号) 社会保障制度の抜本改革を求める意見書(福島県泉崎村議会)(第五〇四六号) 社会保障制度の抜本改革を求める意見書(福島県中島村議会)(第五〇四七号) 社会保障制度の抜本改革を求める意見書(福島県鹿島町議会)(第五〇四八号) 社会保険庁の信頼回復を求める意見書(埼玉県坂戸市議会)(第五〇四九号) 社会保障制度の抜本改革を求める意見書(長野県御代田町議会)(第五〇五〇号) 社会保障制度の抜本改革を求める意見書(長野県宮田村議会)(第五〇五一号) 社会保障制度の抜本改革を求める意見書(長野県木祖村議会)(第五〇五二号) 社会保障制度の抜本改革を求める意見書(長野県開田村議会)(第五〇五三号) 社会保障制度の抜本改革を求める意見書(長野県波田町議会)(第五〇五四号) 社会保障制度の抜本改革を求める意見書(長野県山形村議会)(第五〇五五号) 社会保障制度の抜本改革を求める意見書(長野県朝日村議会)(第五〇五六号) 社会保障制度の抜本改革を求める意見書(長野県豊科町議会)(第五〇五七号) 社会保障制度の抜本改革を求める意見書(長野県木島平村議会)(第五〇五八号) 社会保障制度の抜本改革を求める意見書(長野県信濃町議会)(第五〇五九号)	社会保障制度の抜本改革を求める意見書(長野県豊田村議会)(第五〇六〇号) 社会保障制度の抜本改革を求める意見書(愛知県美浜町議会)(第五〇六一号) 社会保険庁の抜本的な見直しを求める意見書(広島県議会)(第五〇六二号) 少子化対策に関する意見書(名古屋会議会)(第五〇六四号) 障害者施設整備の財源確保に関する意見書(名古屋会議会)(第五〇六五号) 障害者自立支援法案の慎重審議を求める意見書(高知県吾川村議会)(第五〇六六号) 生活保護に関する国庫負担の引き下げに反対する意見書(東京都港区議会)(第五〇六七号) だれもが安心して利用できる介護保険制度への改善を求める意見書(山形県鮭川村議会)(第五〇六八号) 適正な労働時間管理の徹底を求める意見書(愛知県美浜町議会)(第五〇六九号) パートタイム労働者及び有期契約労働者の適正な労働条件の整備と均等待遇を確保する法律の制定を求める意見書(秋田県大森町議会)(第五〇七〇号) パートタイム労働者及び有期契約労働者の適正な労働条件の整備と均等待遇を確保する法律の制定を求める意見書(福島県議会)(第五〇七二号) パート労働者及び有期契約労働者の適正な労働条件の整備を求める意見書(福島県泉崎村議会)(第五〇七三号) パート労働者及び有期契約労働者の適正な労働条件の整備を求める意見書(福島県中島村議会)(第五〇七四号)
--	---	--	--

三月二十五日

あん摩マッサージ指圧師、はり師、きゆう師等に関する法律及び関係法令の整備等を求める意見書(富山市議会)(第五〇二二号)

安心して暮らせる社会生活の実現と地域経済の活性化を求める意見書(福井県永平寺町議会)(第五〇二三号)

パート労働者及び有期契約労働者の適正な労働条件の整備を求める意見書(福島県鹿島町議会(第五〇七五号))

発達障害者に対する支援促進を求める意見書(名古屋市長会(第五〇七六号))

パートタイム労働法の実効ある改正とILO第百七十五号条約の批准を求める意見書(岡山県鴨方町議会(第五〇七七号))

発達障害児(者)に対する支援促進を求める意見書(広島県議会(第五〇七八号))

発達障害児(者)に対する支援促進を求める意見書(山口県議会(第五〇七九号))

BSEの全頭検査制度の堅持を求める意見書(福島県議会(第五〇八〇号))

無年金定住外国人の救済措置に関する意見書(長野県信濃町議会(第五〇八一号))

利用者負担の大幅増など介護保険の改悪に反対し、改善を求める意見書(岡山県久世町議会(第五〇八二号))

は本委員会に参考送付された。

本日の会議に付した案件

政府参考人出頭要求に関する件

地方自治法第百五十六條第四項の規定に基づき、公共職業安定所の設置に關し承認を求める件(内閣提出、承認第一号)(参議院送付)

臨床検査技師、衛生検査技師等に関する法律の一部を改正する法律案(熊代昭彦君外一名提出、第百五十九回国会衆議院第一六〇号)の撤回許可に關する件

臨床検査技師、衛生検査技師等に関する法律の一部を改正する法律案起草の件

介護保険法等の一部を改正する法律案(内閣提出第三〇号)

○鴨下委員長 これより会議を開きます。

内閣提出、参議院送付、地方自治法第百五十六條第四項の規定に基づき、公共職業安定所の設置

に關し承認を求めるの件を議題といたします。この際、お諮りいたします。

本件審査のため、本日、政府参考人として厚生労働省大臣官房長鈴木直和君、労働基準局長青木豊君、職業安定局長青木功君、職業能力開発局長上村隆史君、社会保険庁運営部長青柳親房君の出席を求め、説明を聴取いたしたいと存じますが、御異議ありませんか。

〔異議なし〕と呼ぶ者あり

○鴨下委員長 御異議なしと認めます。よって、そのように決しました。

○鴨下委員長 これより質疑に入ります。質疑の申し出がありますので、順次これを許します。内山見君。

○内山委員 民主党の内山見でございます。本日は、公共職業安定所の設置に關する承認を求める件につきまして御質問をいたします。時間がありますので、すぐ本題に入りたいと思ひます。

ハローワークの廃止基準及び設置基準はどのようになっているのでしょうか。どういったときに廃止し、どういった場合に新設するのか、その基準をお示しいただきたいと思ひます。

○鈴木政府参考人 公共職業安定所の設置それから廃止の基準という問題でございますが、公共職業安定所の設置につきましては、求人と求職がうまく結合できるように、一つの地域労働市場を形成している、そういった地域ごとに設置するということを基本としております。また、利用者であります求人者、求職者が利便性等のサービスが享受できるような配置、そういったことを考えながら設置をしております。

また同時に、廃止の問題でございますが、廃止に当たっては、行政改革大綱等に基づきまして組織運営の効率化を進めることを基本としながら、設置の場合と同様に、雇用機会や労働力人口の変化に伴う地域労働市場の変化に対応すること、それから、利用者数、交通事情等の地域の実情を踏

まえつつ、利用者サービスに著しい支障が生じないようになすこと、そういったことを踏まえながら総合的に勘案して対象を選定しております。

○内山委員 それでは、具体的に、越谷にハローワークを新設することとした具体的な理由をお願い申し上げます。

○鈴木政府参考人 越谷市に職安を設置する理由でございますが、埼玉県東部地域におきましては、首都圏のベッドタウンということで人口が著しく急増しております。この地域を管轄する草加の公共職業安定所におきましては、業務量が急増しておりますので、これをそのまま放置しますと利用者サービスあるいは業務遂行に支障を来しかねない、そういう状況にございます。

それから同時に、越谷地域におきましては、人口の増加に伴って小売業それからサービス業等が大きく発達を遂げております。これらの産業における労働力需要も拡大しております。越谷市を中心とした地域労働市場が形成されているというふうな考えております。

こういった状況を踏まえまして、現行の草加の公共職業安定所の管轄を二分しまして、越谷市に公共職業安定所を設置するものでございます。

○内山委員 現在のハローワーク草加はどのぐらいの利用者がいて、また、そのうち、越谷ができましたとの程度利用されると見込んでおられるのでしょうか。お願いいたします。

○鈴木政府参考人 現在、草加の公共職業安定所では、年間約三万五千人の方が新たな求職者として利用していただいております。

今回新設を予定しております越谷公共職業安定所、これにつきまして管轄区域ごとの労働力人口の比率で考えますと、恐らく一万六千人ぐらいの方が越谷の公共職業安定所を利用するのではないかとこのように見込んでおります。

○内山委員 一万六千人程度の新規求職者の利用があるということでございますね。

新しくつくるわけでありまして、既存のところでまたいろいろ一工夫も二工夫も工夫が必要か

と思うんですが、求職者の方々に對して適切にサービスの提供というものを、何か考えられているものがございましてでしょうか。

○鈴木政府参考人 御指摘のように、求職者が利用しやすいような環境を整備することが基本的に重要と考えております。

今般の越谷公共職業安定所の設置に当たりましては、個室となる相談ブースといったものを設けたり、それから、窓口で相談される方が隣とかあるいは後ろの方を気にしないで済むように、窓口ごとに半円形のつい立てを設ける、そういったことを行いまして、プライバシー等に配慮をしているところでございます。

○内山委員 次に、視点をちょっと変えまして、ハローワークにおける業務運営の効率化ということについてお尋ねをしたいと思ひます。

ハローワークの設置はただでできるわけではありませんが、その必要性や効率性をしっかりと見きわめなければならぬわけでありまして。ハローワーク草加の場合、職員数は三十一名、相談員は五十二名、これで管内人口の約八十三万人に対応している、やっているわけでありましてけれども、この八十三名の要員で業務に支障が本当に生じているんだらうかと非常に疑問を感じるわけでありまして。

草加の隣の千葉県の松戸にございましてハローワーク管内、これと比較をしますと、管内人口、職員数、相談員数、雇用保険受給者数、求職者数、事業者数とも草加をすべて大きく上回っております。草加のように職員数を超える相談員の配置でさらに一カ所新設をしなければならぬという、その原因をお尋ねしたいと思ひます。

○鈴木政府参考人 越谷の公共職業安定所、これから新設の予定でございますが、それについては必要な職員等を配置することにしております。

それから、今相談員の話がございましたが、相談員については、従来、越谷地域に拠点がなかったものですから、そういったことも踏まえて越谷地域の方に相談員を配置しておりました。ただ、

今回の公共職業安定所の新設が成れば、そこら辺も総合的に見直していきたいと考えております。それから、松戸管内と草加管内のお話がありました。

確かに、松戸管内は、人口もふえておりますし、業務量も高いという実態がございます。ただ、新設の場合、やはり一つの地域労働市場として形成されているかどうか。それから、松戸の場合には庁舎の移転を行いまして、非常に利用しやすいところに庁舎を移転いたしました。そういったことを総合的に踏まえて、新たな職安の新設がいいのか、あるいはそういった利便性を高めながらその機能を高めるのがいいのか、そこら辺はその置かれた地域の実情を踏まえて今後検討していきたいと考えております。

○内山委員 ただいまの説明にありましたとおり、利便性ということを考えれば、何も新設をしなくても、利便性のいいところに移転をするということでもいいんじゃないでしょうか。

○鈴木政府参考人 御指摘のように、交通事情、交通アクセス等の観点も踏まえて利便性が十分に確保されるということでありましたら、その公共職業安定所自体の拡充、強化ということも一つの選択肢という観点は当然でございます。

ただ、今回の草加と越谷の関係をみますと、地域の労働市場がそれぞれ別個に形成されていく、それから、これから越谷地域で大規模な住宅地の造成等も計画されていて人口の急増が見込まれる、そういったことも総合的に判断して、今回の越谷公共職業安定所の新設ということを決めた次第でございます。

○内山委員 ただいま説明がありましたとおり、職員とそれから相談員というのがあるわけでありましてけれども、私の調査で、相談員という肩書というのは、職名の違う職種の相談員がたしか二十種類ぐらいあるんだろーと思えます。肩書によって、しかも給与、謝金がまちまちである、低いものと高いものとは月額に相当の差があるということ聞いています。

相談員の任期が一年契約で、嘱託身分から考えて、この差額の大きさというのは差別に近いようなものがあると考えますが、仕事そのものに密度の大きさ、違いというのがあるとは思わないですけれども、いかがでしょうか、その辺。

○鈴木政府参考人 相談員の謝金等については、今手元に持ち合わせておりませんが、そういった相談員の種類ごとに、その仕事の実態等を踏まえ、予算要求して決めておるところでございます。

○内山委員 実際、現場を見ていただきたいと思うんですけれども、非常に暇をもてあましている相談員の方が結構いらっしゃる。そういうものをうまく活用すれば、何も新設をする必要は私は全くないと思うんですよ。しかも、賃金に対しても謝金に対しても非常にばらつきがある。スキルの差というのはほとんどないような形です。

そして、その相談員の選定経過というのも、これはそれぞれの安定所ごとに決めるものかもしませんが、スキルの高い人ほど更新ができない、古株が何度更新も更新している、こういう実態を御存じでしょうか、青木局長。

○青木(功)政府参考人 職業相談員等の皆さんのお尋ね、先生からのお話もあるものでございますけれども、一年更新ということが続いていることが通常でございます。そこで、今お話ししているようななかに入れかわりができない事情もあるのではないかとのお話でございますが、それぞれのハローワークにおきまして、的確に御相談をしながら、順次適当な方に交代をお願いしているというのが実情でございます。

ただ、個々の方々について見ますと、長くなっている方もおられるかもしれません。手元には特に資料がございませんが。

○内山委員 たしか五年以上というのは更新できないようなことを聞いております。しかも、それを五年を超えて更新されている実態があると思えます。これはぜひ局長、早急に全国の安定所を調べて、更新の実態、後で報告をいただきたいと思うんですが。

○青木(功)政府参考人 全国調べまして、終了し次第御報告申し上げたいと存じます。

○内山委員 それでは、越谷の人員体制、特に相談員の数と種類というのをお願いいたします。

○鈴木政府参考人 越谷公共職業安定所の人員の体制でございますが、現在、職員については十七名の職員を配置して、職業紹介あるいは雇用保険等の業務を行うこととしております。この職員については、公共職業安定所において定員の再配置を行いながら人員を確保していきたいと考えております。

それから、相談員でございますが、相談員につきましては、越谷所は十八名の相談員を配置したいと考えております。

なお、従来、越谷地域に職安がなかったものから、ワークプラザこしがやというところに相談員を二十二名配置してございました。これについては、埼玉県全体の業務動向を見ながら、これをどう配置していくかについては今後検討していきたいと思っております。

○内山委員 そうしますと、今回は、越谷の方では、配置の転換が何かで持ってくるということですか、新規に採用するというのではなく。

○鈴木政府参考人 新規に採用ということではなくて、各公共職業安定所間の人員の再配置ということで、草加の公共職業安定所それから近隣の職安含めて再配置を行って、十七名を確保したいと考えております。

○内山委員 職員もそうですけれども、相談員も採用に当たっての何か基準というふうなものはありますか。何かコネで採用されるんじゃないかことがあつてはならないと思うんですけれども、いかがでしょうか。

○青木(功)政府参考人 お答え申し上げます。職業相談員は、現在はすべて公募で採用させていただいております。つまり、ハローワークでハローワークの求人を出すことになりまして、いわゆるインターネットでの公開等も行つて、かなり広い範囲から選考させていただいております。

○内山委員 それでは、今度は、ハローワーク設置に係る経費のことについてお尋ねをしたいと思います。

設置には、庁舎の借料とかコンピュータの導入とかいろいろ費用がかかると思いますが、具体的にどのぐらいかかりますでしょうか。

○鈴木政府参考人 越谷公共職業安定所の設置に当たつての費用というお話ですが、現在金額的にはつきりしておりますのは、借料等はつきりしております。

今回の新設に当たりまして、利用者の利便性を考慮しつつ庁舎の整備を検討しておりますが、越谷市から、以前、東京電力越谷営業所というのがありまして、これは現在、越谷市が所有する建物になっております。その建物の一階及び二階が利用できるというお話がございましたので、これを借り受けて、ここに職業安定所を設置するということとしております。この賃貸借料につきましては、越谷市に対して年間およそ二千五百万円支払う予定にしております。

○内山委員 コンピューターのトータルシステムとか、いろいろ情報の検索の機械があると思いますが、そういった費用はどうなりますか。

○鈴木政府参考人 現在、コンピュータの設置費用等については、ちよつと今手元に資料を持っておりませんが、いずれにしても、自己検索装置なり、それからいろいろな雇用情報のシステム関係の機器は設置する予定にしております。

○内山委員 総体的な数値というのは持つていないでしょうか。適用課に行けばトータルシステムのコンピュータがありますね。それから、求人情報の検索の機械、四十台をたしか入れるはずですね。その辺の費用はどうなつていますか。

○鈴木政府参考人 施設整備に係る経費でございますが、施設整備費それから備品整備費、そういったものを全体合わせて、約六千万円でございます。○内山委員 これは、コンピュータのすべて、什器や備品等をすべて含む金額ですか。

○鈴木政府参考人 今御指摘のありましたOA機

器等も含めた施設整備費、これが約四千九十五万円でございます。そのほか、事務機とかそういった備品の整備費が千九百四十二万円ということで、御指摘の方は施設整備費の中で整備を考慮しております。

○内山委員 年間二千五百万円の家賃を払い、そして機材、OA機器等を六千万円かけて新たに新設する。

これは国税です。やはり大変な税金がかかっているということ、これはもう皆さん確認しなければならぬわけでありまして、特に、旧東京電力越谷営業所の建物を借りて庁舎をつくる。地元では何か、少し私も行って調べてみたんですけれども、行政と大手企業の癒着を危惧する声というのでも一部聞かれました。民間の賃貸ビルでなく何で東京電力の跡地に新設をしたんだらうと非常に疑問を持っているんですが、お願いをいたします。

○鈴木政府参考人 今の御指摘につきまして、先ほど私が申し上げたのは、以前に東京電力越谷営業所であった建物、これは今は市の所有でございます。現在、市が所有してまして、その一階、二階が使える。それから、市としてもいろいろな雇用関係の対策をやりたいということで、そういう施設もそこにあるということ、ここは適切ではないかということで、市とも相談しながらここを借り受けることにした次第でございます。

○内山委員 さて、越谷の件はいろいろと今御説明をいただきました。

資料で配付しましたので見ていただきたいと思うんですが、埼玉県と隣接をしております千葉県、県の松戸安定所が、丸がついているところがございます。ハローワーク草加と隣接をしております。ハローワーク松戸は、管轄地域は松戸市、流山市、柏市、我孫子市、沼南町の四市一町で、管内人口が百三十八万二千八百八十一人、労働力人口というのは人口の約半分と見積もりますと六十万人に達するだろう、該当するだろう、こう思われ

るわけです。ハローワーク草加よりも労働力人口は二十万人近く多いんじゃないか。

もう一枚の資料を見ていただきたいんですけども、これはハローワーク草加と松戸を比較した資料があります。新規求職申し込み件数、新規求人数、月間有効求職者数、月間有効求人数、それから紹介件数、これはすべて草加より松戸の数字の方が多くいんですね。

要するに、現在、草加を二分割するよりも、松戸の方が求職者、それから新規申し込み、有効求人数、紹介件数、そして労働者人口は二十万人も多い。これを、松戸よりも先に草加を分割しているというこの整合性について。

○鈴木政府参考人 松戸の公共職業安定所の管轄する地域については、今御指摘がありました。管内の労働力人口約六十六万、そして人口百十万人となっておりまして、御指摘のとおり数字でございまして、また、労働力人口も増加をしております。

ただ、職安の設置につきましては、先ほど申し上げたとおり、一つの地域労働市場を形成している地域ごとに設置をしていくということを基本としております。また、求人者、求職者の利便性等のサービス、そういったものを配慮しながら考えております。

今、松戸の公共職業安定所の管轄を二分して新たな安定所を新設、そういったことをすべきではないかという御指摘がありました。先ほど簡単に申し上げましたように、松戸の公共職業安定所は本年一月に交通アクセスのいい場所に庁舎を移転したばかりでございます。ですから、地域労働市場が形成されているか、あるいはそういった移転によってもサービスに著しい支障が出ているか、そういったことを検証しながら検討することが必要だということを考えております。

○内山委員 いや、松戸だって決して利便性のいいところじゃありませんよ。野田に出張所がありますけれども、柏市、流山市、我孫子市、こういうところからいきますと、逆に草加を二分する正

当性が、やはりこういう松戸を見ますと全く否定されてしまう。なぜ松戸より、またほかの、恐らく首都圏でも草加管轄よりも上回っている地域があるのかと思えますけれども、なぜ草加が優先されるのか、非常に私には理解できないところがあります。

私も実は社会保険労務士として現場におりますから、安定所がどこにできる、政治的な綱引きがあるということとは重々承知してあります。でも、国民の利便性を高めるという目的のために新しく開設する、しかしそれは名ばかりであって、実は、新しく開設をしますと、そこには所長さんが必要です。それから次長さんが必要。官職のポストが、今ポスト不足です。ね、ポストが新たに消えるために、こういう国費六千万円もかけ、年間二千五百万円の家賃を使っているんじゃないかな、こんなふうに見えてしょうがないんですけれども、大臣、どうでしょうか。その辺の優先順位とか何か、ひとつお考えがありましたら。

○鈴木政府参考人 その前に、事実の問題だけお答え申し上げますが、今回、越谷の公共職業安定所を設置したいというふうに考えております。ただ、これはスクラップ・アンド・ビルドということ、それ以外では五カ所の廃止ないし降格といいますが、出張所から分室に降格するとかそういったことをやって、そういったスクラップ・アンド・ビルドの中でこの越谷公共職業安定所の設置をお願いしたいというものでございます。

○尾辻国務大臣 今お話ございましたけれども、いまいちもポストをつくるために職業安定所を新しく設置するなどのというのは、これはもうもつてのほかだと考えます。

したがって、先ほど来御答弁申し上げておりますように、また、先生からもお話ございましたように、あくまでも新しく設置するのであれば、それは求人者や求職者の皆さんの利便性を上げるものでないかと思っておりますし、それから、一つの地域労働市場を形成している地域ごとにと

いう、この基本を守っていくべきだと考えます。

○内山委員 ハローワーク越谷というのは、ことの、要するに今月の三十一日がオープンです。ね。今ここで承認の審議をしているわけですが、でも、何かまるで事後承認のようなことじゃないか。

要するに、三月三十一日にオープンすることとは十六年度の予算を執行するからということだろうと推測するわけですが、本来であれば、年度の初め、四月一日とかそういう日にちの方が切りがいいんだらうと思うんですが、ただ、ここの今月の三十一日に新たな安定所を設置しますよ、しかもそれはもう全部事前に場所も物もできていて、国会軽視じゃないかと非常に私は思うんですが、大臣、どうでしょうか。

この流れを、これからここで承認を受けて準備にかかるといって、今月、もう三十一日に、来週です。ね、オープンするというのをここで承認するということ、何か国会軽視のような気がしてならないんですが、まず大臣にお答えをいたしたいんですが、大臣、どうでしょうか。

○鈴木政府参考人 御指摘の問題、私ども真剣に受けとめたいと思っております。

ただ、逆の面からいいますと、庁舎を決めるのに結構時間がかかります。その中で、庁舎の位置も、それから庁舎がいつごろ決まるのかという時期も決まらないということでは、これ自体審議がなかなかできないという側面もあるのではないかと、ということで、従来から、ある程度そういったことが固まった段階でお願いしているというのが実態でございます。

○尾辻国務大臣 今お答え申し上げましたように、確かに準備のこととかというのはあるんだらうと思っておりますが、とはいえ、御指摘のように、こんなに急をお願いするというのは、これまた国会に対して失礼なことと言われればそのとおりであります。と申し上げざるを得ない面もございしますので、今後気をつけていきたいと存じます。

○内山委員 政官癒着、やはり根回しが与党の皆さんとできているから、こういう形でぎりぎりの段階で承認ということになるんだろうと思うんですが、私はまだ議員になって日が浅いものですから、こういう時間的なもので国の重要な施設ができてくるというのは、やはり非常にいかがなものかなと。また、疑ってかかれれば、本当に利便性というよりも、みずからのポストをつくるためにやっているんじゃないかな、こう国民から見られてもしようがないんじゃないかなと私は思います。

きょうは残念ながら時間が三十分しかありませんので、これで質問を終わりたいと思いますが、これからも、来年あたりもハローワークの開設もあるかと思いますが、できればもっともっと早く承認の案件を出していただきたい、こう申し上げて、私の質疑を終了いたします。ありがとうございます。

○鴨下委員長 次に、山口富男君。

○山口(富)委員 日本共産党の山口富男です。

きょう議題になっておりますこの承認案件ですが、けれども、埼玉県草加公共職業安定所を分割して越谷に新たに新設するというものですが、この管轄地域の実情については先ほど鈴木官房長から説明がありました。私も、その実情からいきまして、新たな分割、新設というのは当然の措置だというふうに考えます。

もともと公共職業安定所というのは、失業者や求職者に対して求人の開拓それから適職の紹介という二つの使命、役割を持っているわけですが、けれども、今大変雇用失業情勢が深刻です。確かに完全失業率は五％台から四・七％というふうに若干下がりましたが、事態は変わっていません。それだけに、公共職業安定所の果たすべき役割というのは大変大きなものがあるというふうに思うんです。

初めに尾辻大臣に、この際ですから改めて求めておきたいんですが、今回は承認案件という形ですけれども、職安の職員の確保も含めまして、職

安行政、労働行政全体の充実を、今の雇用失業状況の深刻な事態から見ましても充実させていたいただきたいということをまず最初に尾辻大臣に求めたいと思います。

○尾辻国務大臣 確かに雇用情勢といえますのは、やや改善はいたしておりますけれども、依然として厳しい状況にあることはお話しのとおりでございます。そうした中でもございますから、私どもこの職業安定事業についてはしっかりと努力してまいる必要があると考えております。

○山口(富)委員 それで、職安をめぐるんですが、ここ数年、職安や監督署で働く職員の方々の深刻化に対応するための労働行政体制の整備に関する請願というのなんです。これは、ここ数年毎年のように出ております。この中身は、今職安に参りますと、求職者があふれているんですが、なかなか職がない、適切なものも見つからないというところで、どうしてもその対応を強めるために、職員の確保、充実を含めて労働行政の整備をやらなきゃいけないということで、これは当然の要求ですから、本委員会でも昨年全会一致で採択して内閣に送付したわけです。

そこで確認しておきたいんですが、この五年間、職安職員はどのように変化しているか、示してください。

○鈴木政府参考人 公共職業安定所の定員でございますが、都道府県労働局が発足した平成十二年度の時点では一万二千七百六十六人でございました。その後、この定員は減少してきておりまして、平成十六年度には一万二千二百三十五人というところで、この間、五百三十一名減少しております。

○山口(富)委員 五百三十一名の減員だという報告がありましたけれども、先ほど紹介した請願は、衆議院だけではなくて参議院でも採択されております。いわば両院から内閣に送られたものです。にもかかわらず、一方で雇用情勢の深刻化があるわけですが、職安行政をめぐりまして連続的に削減されているということからいく

と、これは、請願を採択した両院に対する、きょうは先ほどから問題になっておりますが、国会に対する軽視と言われても仕方がないんじゃないかと。

大臣に確認したいんですが、職安を含めまして労働行政の問題で、拡充整備で一体どういう努力をしてきたのか、今後どうするつもりなのか、それを答えてください。官房長じゃなくて大臣にお願いします。では、その後大臣に。

○鈴木政府参考人 最初に指摘のございました請願の関係についてお話ししたいと思います。個々の求職者に対してきめ細かな職業相談、職業紹介を行う、これが極めて重要だというふうに認識しております。そういう観点から、このことに係る請願につきましても、国会で採択されていることについて真摯に受けとめております。

私どもとしては、この間、増員の確保ということで積極的に努力をまいりました。ただ、残念ながら、それが定員削減に迫りついでいないというところで、先ほど申し上げたような状況になっております。

ただ、いずれにしても、財政状況、定員事情が厳しい中で、いろいろな工夫を凝らしながら業務展開をし、求職者、求人者に支障が生じるようなことのないよう、サービスに努めてまいりたいと考えております。

○山口(富)委員 では、大臣にお尋ねしますけれども、今鈴木官房長の方から請願にかかわる話がありました。この請願の処理に当たって政府はどういう態度表明をしたのか。こういうふうに述べております。「これまでも必要な増員に努めてきたところであるが、今後とも労働行政に対する国民の負託にこたえるべく、厳しい国家財政及び定員事情の許す範囲内で適正な措置を講ずる」という態度なんです。

では、そこで大臣に聞きますけれども、一体現状が、必要な増員に努めてきたもの、その反映なのか、五百数十人削っておいて。それからもう一つ、こういう職安職員の減員というのは、減らし

ていることは適正な措置なのか。どう考えるんですか。

○尾辻国務大臣 今官房長も申し上げましたけれども、まず、請願については私どもも真摯に受けとめておるところでございます。

そこで、財政の許す範囲、また定員事情の許す範囲で業務運営が効果的、効率的にできるように工夫をまいってきたつもりでございます。

ただ、大きく定員削減計画がございます。全体の削減計画があります。そこでまずマイナスになるものから、そのマイナスの中でまたふやすすべけれども、ふやすべきところは私たちはふやしますけれども、大きくマイナスしてプラスさせる、このプラスマイナスの関係で、どうしても先生御指摘のような減少が生じてしまうところは確かにございます。ただ、私どもは、そうした大きな削減計画の中で適正な配置になるようにという、ふやすべきところはふやすべく努力をしておるということとは申し上げたいと存じます。

○山口(富)委員 請願を真摯に受けとめるということですから、これは職安を含めまして必要な定員の確保、増員も図ってほしいということですが、これを真摯に受けとめて行政を進めていただきたいと思うんです。

きょうは、もう一点ただしておきたいことがあるんです。

昨年の十一月ですけれども、日本経済団体連合会が政府に規制改革をめぐって要望を出しました。この中では労働時間の規制緩和なども取り上げられていんですが、その直後の十二月十四日に、ここに持ってきてまいりましたが、経営労働政策委員会報告、毎年出されていますけれども、これが出されました。

実は、私はこれを読みまして大変驚きました。特に、第六という節に「労働法・労働行政への対応」というくだりがあるんですね。ちよっと関連部分を読み上げますと、これの五十一ページなんですけれども、「とりわけ労働時間をめぐる労働監督行政については、ここ数年、これまで労

使による取り決めのもとに企業ごとになら問題なく対応がなされてきた事項についてまで、突如として指針や通達を根拠に、労使での取り組み経緯や職場慣行などを斟酌することなく、企業に対する指導監督を強化するといった例が多く指摘されている。そして、ここに注までつづけて、具体的に厚生労働省の通達を引用している。そして、「この通達のもとに、企業の実態を無視したかのような指導がなされている。」ということまで強弁しております。

私は労働基準局長に聞きたいんですけれども、あなたはこの報告書を読んだのか、そしてこのくだりについてどういう感想をお持ちなのか、示していただきたい。

○青木(豊)政府参考人 私も、その報告が出された直後に読みました。この経団連報告で、今お読みになりました労働基準行政に対する指摘につきましては、私としては、そのほか、その前後もありましたけれども、事実に基づかないものであるというふうに認識しております。

むしろ、私としては、監督署から指摘を受けた企業においては、その指摘を契機として、労使の信頼関係がつけられているとか、あるいはそういったことなどを、きちんと冷静な判断のもとで、自分の企業のあり方というものを直すということとを期待しているわけでありまして。

そういう意味で、そういう報告が出ましたので、私としては今後とも、従来同様、事業主に対して、労働時間を初めとする労働基準法関係法令の適切な運営のためにしっかりと労務管理、人事管理をしていただきたいということで、私どもとしても適正な対応をしていきたいというふうに思っているところであります。

○山口(富)委員 今、局長の方から、これは事実に基づかない報告だという厳しい指摘がありました。私は、事実に基づかないという点で二点ははっきりさせておきたいと思うんです。

この報告書がやり玉に上げている通達というのは、二〇〇一年四月六日のいわゆる四六通達なん

です。サービス残業解消通達というふうに言われておりますが、これは法律違反の企業犯罪であるサービス残業をなくしていくためにとられた当然の通達なんです。私自身もしばしば委員会での通達を取り上げてまいりましたけれども、日本共産党は一九七六年以来この問題を貫いて取り上げて、総理自身も繰り返し、サービス残業というのは法違反なんだというふうに言ってきたところなんです。

今国会でも、郵政公社や道路公団をめぐるサービス残業が、尾辻大臣が答弁もされておりますけれども、大問題になってきたわけですね。社会問題です。こういうものに対してどうするのかというところでつくられた通達なんですけれども、も

ともとは、これは二〇〇一年四月の話ですが、その前年に、経済団体の代表も加わる中央労働基準審議会、ここで労働時間短縮の建議が出された。その中にサービス残業の解消がうたわれていて、それを踏まえて翌年の四月六日の通達になった、こういう経過なんですけれども、この報告書はあたかも突如としてあらわれたかのように言っていますが、ここは事実と全く違いますね。

○青木(豊)政府参考人 まさにこのお取り上げになった通達については、平成十二年ごろに、最高裁の判決でありますとか地裁の判決で長時間労働による過労死が認定をされて、大きく取り上げられて社会問題化をいたしました。そういうことで、私どもとしてもそうでありまして、労使ともにやはり危機感を持ちまして、今御紹介がありましたけれども、中央労働基準審議会でも議論がなされて建議がなされた。そういった流れの上で、おっしゃるような通達が出されたということでございます。おっしゃるとおりであります。

○山口(富)委員 それで、もう一点、事実に対する点なんですけれども、経済団体の代表がいる場でずっと経過がつけられてきたわけですから、いわばそういう経過を承知の上でこういう報告書を出しているんです。しかも、これは労使の自治に反するものと言っているんですよ。もちろん

職場においては労使の自治というのはあるわけ、それは尊重しなきゃいけませんけれども、その場合も当然公法が前提になってくるわけですね。私は、この四六通達については労働基準法の厳格な解釈に基づいて出され運用されているものだというふうに理解しておりますが、この経団連の報告書が指摘しているような、この通達に基づく労働監督行政が労使自治を侵害したことがあるのか。この報告書によると、阻害要因だと言っているわけですね。

局長に確認しておきますが、四六通達が出されて四年間、一体、この通達に基づく労働監督行政で、あなた方は労使の自治を侵害したことがあるんですか。

○青木(豊)政府参考人 労働基準法でも、労働条件の決定、これは労使が話し合って決める、労使自治で決めるということ、基本的にはそれは尊重されるべきだということになっているわけでありまして、私どもも基本的にはそういう態度でおるわけでありまして。

しかし、最低基準を定める労働基準関係法令に抵触することがあつてはならないのは当然でありまして、そういう意味で、こういった法律違反というようなことで労使自治が損なわれるというように、私は聞いたことがありませんし、いまだ承知をしております。

○山口(富)委員 そうなんです、あるはずがないんです。あつたら、これは国政上の大問題になりますから。

今私が指摘してまいりましたように、この通達がつくられてきた背景に対する事実認定の誤り、それから、これがもたらした効果が労使の自治を侵害したものだということに対する事実認定の誤り、私は、この二つの誤りからいっても、この報告書が示している中身というのは日本の労働監督行政にとって深刻な問題を投げかけているというふうに思っています。

もともと、これを見ますと、盛んにグローバル化ということが強調されております。しかし、今

世界では、労働時間の規制を含めまして国際標準があるわけですね。これはよく国際騎士道と言われているんですけども、そういう国際騎士道に基づいて自分の企業のあり方を点検することなく、一気に労働監督行政の方にやいばを向けるというのは、私はこれはゆゆしき事態だと思うんです。では、何でもここまで踏み込んだのかということ、その理由はここに書いてあるんですね。労働時間の規制をできるだけ外したいというんです。具体的に、何というふうになっているかということ、事務や設計部門などのいわゆるホワイトカラー労働者について労働時間規制の外に置くホワイトカラーエグゼンプション、この導入を強く主張している。しかし、今日の日本の労働者は、正規常用をとっていても、大休年間総実労働時間で二千時間を超えております。これは政府の、厚生労働省の毎月勤労統計、いわゆる毎勤統計はサービス残業が入ってきません。その数字でも二千時間を超えているわけですから、もしこの労働時間の規制を外すようなことになったら一体どういうことが起こるのか。私は目に見えていると思うんです。

それだけに、これは国として日本経団連に対して物申すべきだ、けしからぬと。局長、いかがですか。

○青木(豊)政府参考人 この日本経団連報告に対しては、私どもとしては、速やかに日本経団連に対して文書によって申し入れを行いました。先ほど私が申し上げましたように、これは事実に基づかないものであるとかいう指摘をさせていただいたところであります。

その後、日本経団連から、こういった私どもの今る申し上げておりますような考え方を十分に御理解をいただきまして、また、この経営労働委員会報告というのは経営者の皆さん方にとってはかなりの影響力があるというふうに私は思っておりますので、日本経団連が地方の自分の組織に對しましてこの報告をもとにいろいろ説明をしていくという手順があるようでありまして、その際に、私どもの考えているところ、十分理解して

いただいたところをきちんと説明をするという回答をいただいているところであります。

○山口(富)委員 大臣、これは大臣の責任にかかわる問題だと思います。今の基準局長の答弁ですと、一応物を申したということですから、これは大臣としても、きちんと誤りは正していただく、そして、とにかく私は、労働基準監督行政に対して、これははっきり言いましてはねつけるような主張ですから、日本経団連おごるなこれということとをきちんと大臣として言うべきだと思っておりますが、いかがですか。

○尾辻国務大臣 今御答弁申し上げましたように、私どももこのことに関しては厚生労働省の考え方を申し入れて、そしてまた、経団連側も地方組織にその趣旨を伝える旨の回答をいたしておりますから、これがきっちり行われるか、回答どおりにやってくれるかどうかというのをまず見たいというふうに思います。

いずれにいたしましても、労働時間の適正な管理というのは、これは労働基準法上の当然の義務でありますから、私どもはしっかりと見守ってまいります。

○山口(富)委員 最後になりますが、文書で申し入れているのであれば、当委員会に提出していただきたい。そして、その文書に基づいてきちんとした対応がとられていない、そういうふうに見えてくるならば、当委員会に日本経団連を参考人として呼んできちんとした審議をすべきだ、このことも申し上げて、私の質問を終わります。

○鴨下委員長 次に、阿部知子君。

○阿部委員 社会民主党・市民連合の阿部知子です。

先ほど来、お二人の委員から、職業安定所の新たな設置にかかわりまして、その政策の透明性、公平性について、さらに厚生労働省としてきっちりとしたデータを提示していただいた上で今後はいよいよ充実を図っていただきたいというお話がございました。とりわけ、今、雇用情勢も厳しく、働くこと自体がさまざまな、権利として保障されない、

憲法二十七条、労働は権利であり義務であるという二十七条の本当の中身が揺らいでいる折だと思いますから、ぜひ労働行政、とりわけ職業を得ていく過程における職業安定所の役割ということをさらに厚生労働省として充実させていただきたいと思っております。

そうした前提に立ちまして、私は、例えば人口がふえた、新たな産業圏ができ上がった等々の問題、この問題が一方にある、それと同時に、一九九〇年代後半から、とりわけ働き方の多様化という形で言われますが、実際には非正規雇用の増大、多様化が流動化があるいは不安定化か、いろいろな言い方はされると思いますが、労働の現場が変わっている、働く人たちの置かれた状態が変わっている。そうした中で、ハローワークが就職支援、再就職支援を含めていろいろな取り組みをなさっているわけですが、この変遷する労働雇用環境の中でハローワークとして新たにどのような機能をつけ加えてこれらにか、また、今後つけ加えるべく、もちろん人だけではなくその人が持つ機能の面もございしますので、その点に関しての御答弁をお願いいたします。

○青木(功)政府参考人 ハローワークの活動でございまして、先生御案内のとおり、長い歴史の中で、仕事さえあればいいという時代から、今先生お触れになりましたように、求職者の方々の意識が多様化する、それから仕事の現場の方も多様化するということになっております。そういった意味で、同じ仕組みで同じマインドで求職者の方と御相談をするという上で、さらにそれに付加した知識、識見というものが必要になってきた時代になると思っております。

例えば、なかなか就職をしてくれない若い人たちであるとか、あるいは求人状況が厳しい高齢者の方、あるいは家庭から職場に再参入しようとする主婦の方とか、それぞれ異なった思いというものがあるわけがございます。こういった方に適切に御相談をする、そして、外部労働市場のことも十分勉強して御相談をする、こういう体制が必要

になってきておりまして、そういったことが職員に求められております。また、それに加えて、さまざまな民間の専門家の方を活用して職員のコーディネートのもとで御相談をするというふうな体制に変わってきている部分もございします。

○阿部委員 昨日御説明をいただきました折に、そのような新たに付加した知識がハローワークにも必要であるということ、例えば就職支援ナビゲーター、再就職プランナー、あるいは若者ジョブサポーター、いろいろな名前がつくわけですが、おっしゃったようにその一つ一つが本当に大切だと思いますけれども、現状では、そのような能力やキャリアをお持ちの外部の力をかりておる。私は、非常にそれはそれとしていいことであるのですが、本来は、その相談に当たる個々のハローワークの職員が、将来的には自分の能力としてそういうものを加味してより本来に必要とされるサービスを提供するようになれないと、逆の意味で、ハローワークは何をやっておるか、定員ばかり無用にふやしてと。あるいは、定員削減の中でどんどん数が減らされていき、しかし、それは働く者にとってもいいことではないと思うのです。

そういう点で、実は、ハローワーク自身の今後の職員の教育のあり方、これも私は、数だけでなくて重要と思っておりますが、厚生労働大臣としてどのような人材育成策をお考えなのか。省内の労働大学などでの研修もあればいいか。省内外の名前の外部のキャリアの人をお招きして、逆に言うと、ハローワークの職員にオン・ザ・ジョブ・トレーニングをしていただいて、本当にそういう意味でそういう能力をみずから身につけていただくということもとても大事で、それが、かつてのような、一つの就職先を首になり、こちらに御紹介するというところだけではなかなか済まない現場職員の、一つは能力を上げ、フラストレージョンを少しでも低めて、一番いい仕事をしていただくために不可欠と思いますが、お考えを伺い

たいと思います。

○尾辻国務大臣 お話しのよう、求職者の皆さんの御相談というのも大変多様化しておる今日でございます。したがって、そういう多様化した御相談に的確に対応しようと思っております、相談に乗る側の専門性も高めていかなきゃならない、これもお話しのとおりでございます。したがって、専門家の力もかりていきますけれども、しかし、当然、職員の資質の向上を図って自分たちで対応できるようにしなきゃいけない、このことは大変重要なことでございます。

今どういことをやっているかというお尋ねでございますけれども、労働政策研究・研修機構を通じて、職員の専門能力を高めますために、職員の方もいろいろな経験の段階がございますから、その職員の行政経験のステージに応じまして、必要となる面接相談技法でありますとか、職業適性検査の活用等に係る知識、技能の付与を行いまして、特に中堅職員に對しましては、キャリアコンサルタントを養成するための研修を今行っておりますところでございます。

こうしたさまざまな努力をいたしておりますが、今後とも、職員が求職者に対して専門的できめ細かな個別相談援助や業務全体の統括を的確かつ効率的に行うことができるように、職員の資質向上に意を尽くしてまいります。

○阿部委員 本日にそういうことが必要であるから職員の数の充実も図っていかねばならないというように、それが国民的にも納得される形に私はぜひしていただきたいし、それがひいては国民自身の利益につながっていくと思っております。

引き続き、私は、若者の就労支援政策、二点にわたってお伺いしたいと思います。

この間の雇用の流動化によって、実はその影響は各年代に及んでおるわけですが、しかし、一番大きな影響をこうむっているのは、私は若年層に強い影響を及ぼしていると思っております。例えば、十五歳から三十四歳の年齢のフリーターと呼ばれるパート、アルバイト、そして内閣府の統計ではこ

ここに派遣や請負など非正規雇用全部入れますが、そうすると、四百七十七万人がそういう流動する雇用形態の中で働いておるといふ、著しい数だと私は思います。

そして、そうしたいわゆる常用雇用ではない若者の支援に向けて、厚生労働省でも幾つかのお取り組みをなさっておるとありますが、私は、やはり政策というのは、鉄は熱いうちに打ててはありませんが、このときにこういう政策を打てば、若者が常用雇用に向けてみずからの能力も高め、インセンティブも高め、目標に到達するというふうなことになると思うので、きょうは、厚生労働省の施策の中で、YESプログラム、こういうリーフレットもできておるのですが、このプログラムについてお伺いしたいと思います。

YESというの、ユース・エンプロイアビリティ・サポート、このころ、さっき言いましたようにナビゲーター、サポーター、何とかという横文字ばかり多いのですが、若者に向けてはYESSというのはいいい売りかと思えます。

このYESプログラムは、いわゆる厚生労働省お墨つき認定書というのを、幾つかの、例えば自己表現能力とか面接能力、あるいは読み書きそろばん、基礎能力等々について受講をいたしまして、あなたはこれで受講済みですよ、ほんとという認定書をいただくコースで、去年の秋から実際に始まっており、四十七人が認定書をいただいた。またその人たちが本当に認定書を持って厚生労働省お墨つき就職できるかどうかはこれからまだのところではあるのですが、実は、このYESプログラムの対象が、現在では、主には高校卒業あるいはそれ以降の大学、専門学校生などの教育の中であわせてこのYESプログラムを取り入れて、その人たちがより仕事に結びつきやすい方策をとるといふ計画がこのYESプログラムでございます。

私は、特に高校生、今、例えば、十年前高卒の求職者数は百七十六万人くらいあったものが、二十万人と求職もぐつと減る。一方で、高校から

大学に進学する人もふえていっているわけですが、逆に、高校が終わった段階でちゃんと職業にインセンティブが持たれる、あるいは面接に行ってもそれなりの対応ができる、自己表現ができる、すごく重要なことだと思っております。

そこで、担当の厚生労働省の部局にお伺いいたします。

従来であれば、高校は学校教育で文部科学省、そこから出て、果たして、労働市場にどうか、そこから一歩出ると今度は、失業状態であれ、職が決まらない状態であれ、求職中であれ、厚生労働省管轄というふうになってまいりますが、ぜひこのYESプログラムは高校教育の中にも積極的に取り入れていただいて、高校生たちも受講が進むような取り組みを図っていかうかと思えます。すけれども、御答弁をお願いいたします。

○上村政府参考人 先生御指摘のYESプログラム、日本語では若年者就職基礎能力支援事業という言葉になっておりますけれども、これは、今先生からお話がありましたように、企業が若年者に対して求めている能力の内容、それからそれを身につけるための目標を若い人たちに示しまして、その修得を公表する仕組みとして昨秋からスタートしたものでございます。

この制度につきましては、高校生にとっても極めて有意義ではないかというふうに思っております。現在、一般的にはハローワークや経済団体等を通じて先ほどのこのパンフレット等を配布するなどして周知をしておりますけれども、高校生という点につきまして、都道府県の教育委員会などを通じてパンフレットを配布するなどのことにしております。

引き続き、文部科学省とも連携をとりながら周知を図っていき、活用されるようにしていきたいというふうに思っております。

○阿部委員 私は、若者の就労支援はぜひ縦割りを排して、本当に国として総力を挙げて政策的に取り組んでいただきたいと思っております。世に言う七五三現象で、中学卒業されると三年

くらいしか職が続かず、高校だと五年、大学は七年と。今若者は全体に流動化しておるわけですが、そうした職業が続かなくなるといふときにも、かなりそれ以前の職業教育のあり方が十分トレーニングされていなくて、電話応対一つ、人への表現一つ、さまざまな問題を現状で若者は抱えておりますので、私は、さらに大臣にもお取り組みをお願い申し上げます。

最後に、いわゆる二トの問題に移らせていただきます。

この二トという言葉が国会内の審議で出てまいりましたのは、たしか二〇〇四年の二月段階で、民主党の水島広子さんが予算委員会であらゆる労働大臣と河村文部科学大臣にお尋ねになって、そのとき河村文科大臣も坂口大臣も、つまびらかに存じておりませんが、そういう御指摘があった今後しっかりと勉強したいという御答弁をいただきました。

二ト、今では新聞紙上にも出るようになりまして、教育課程におらず、また就職活動もしておらず、トレーニングにも乗ってないという状態の若者をいいます。特にイギリスでこの問題が出た場合は、十六から十八歳という中学卒業後高校段階でいる子で、中途退学したような子供たちが一九九九年で十六万人いて、国として問題だということでも組上につてきたわけですね。

我が国は、この一年間、この二ト問題について国会の場に提示されて以降どのような取り組みをしてきたかということも考えてみますと、私は、実は厚生労働省だけの問題ではございませんが、やはりかなりの部分、働く若者の自立支援、働いていけるということが自立の根幹ですので、そういうことに向けて、残念ですがまだまだ厚生労働省としても対策が少ないように思っております。

せんだって、内閣府の統計では八十五万人という二トの数を出しました。これは、就職を働きかけていない子とそういう意思のない子ということです。ここもまた二段階には一応分けられるのですが、就職する気はあっても働きかけていない

子と、はなから就職する気がない子で半々に分けていくわけです。

私は、二ト対策というのは、やはりきつちりその子の、その若者のプロフィールをつかんだ上できめ細やかに政策立案していかないと、きつちりと、本当に手間暇がかかるわけです。就職、働く気もない、あるいは本当にそれを求めているという段階の子から、どうやって自立に結びつけていくのか。

ここで、尾辻厚生労働大臣に伺いますが、内閣府でも統計を再調査し直しておられる段階であり、今後厚生労働省として、この二トの若者たちに向けた政策としてどのようなことをお考えであるか、あるいはまた他省庁との連携をどのようにおとりになるのか、この点をお願いいたします。

○尾辻国務大臣 まず、答えから申し上げますけれども、今私どもは二ト対策として若者自立塾を考えております。これは、二トと呼ばれる人たちに一定期間合宿生活をしてもらって、ぜひそうした中でお互いに話し合いをしたりしていただいて、働く意欲だとか、もつと言いますと人生に対する頑張ろうというような気持ちを沸き立たせていただきたい、こういうふうにしておるところでございます。あるいは、ヤングジョブスポットでありますとかハローワークでの働きかけとか、いろいろいたしております。

そういうことをいたしておりますけれども、私がきょうこの機会に、お尋ねでもございますからぜひ申し上げたいと思っておりますのは、今私どもが考えております若者自立塾、これは既にやっていたいておるような方々もおられるんです。そういう皆さんとお話し申し上げたり、そういうところにいる二トと俗に言われている若い人たちと話をしたりいたしまして強く思いますことは、私どもは二トと一言で言いますけれども、二トと呼ばれる若者たちもそれぞれなんです。そしてまた、それぞれにいろんな悩みを抱えています。これはヤングハローワークに行ってもそう思うんです。ヤングハローワークでいろんな相談事業に

乗っていますけれども、一番何が多いかというと、心理カウンセリングが一番多いんですね。

そういうことを思いますと、私は、この問題というのは非常に重要な今日の抱えている問題だと思えますから、私もただでなくて、そして単に就職を手伝ってあげようという立場だけではなくて、若い人たちの将来をみんな考えてあげようというような立場から、政府全体で、そして各省連携をとりながらやっていかなきゃいけないと思えますし、それと、マンツーマンできめ細かにやっていかないと、ちょっと一くくりで何かしようなんというものではとても解決しない問題だと思っております。

きょう先生に御指摘いただいたことは大変重要な問題だと考えております。

○阿部委員 ぜひそのようなお取り組みをお願い申し上げて、私の質問を終わらせていただきます。

○鴨下委員長 以上で本件に対する質疑は終局いたしました。

○鴨下委員長 これより討論に入るのでありますが、その申し出がありませんので、直ちに採決に入ります。

内閣提出、参議院送付、地方自治法第百五十六条第四項の規定に基づき、公共職業安定所の設置に関し承認を求めるの件について採決いたします。

本件は承認すべきものと決するに賛成の諸君の起立を求めます。

〔賛成者起立〕

○鴨下委員長 起立総員。よって、本件は承認すべきものと決しました。

お諮りいたします。

ただいま議決いたしました本件に関する委員会報告書の作成につきましては、委員長に御一任願いたいと存じますが、御異議ありませんか。

〔異議なし〕と呼ぶ者あり

○鴨下委員長 御異議なしと認めます。よって、そのように決しました。

〔報告書は附録に掲載〕

○鴨下委員長 この際、お諮りいたします。

第百五十九回国会、熊代昭彦君外一名提出、臨床検査技師、衛生検査技師等に関する法律の一部を改正する法律案につきまして、提出者全員より撤回の申し出があります。これを許可するに御異議ありませんか。

〔異議なし〕と呼ぶ者あり

○鴨下委員長 御異議なしと認めます。よって、そのように決しました。

○鴨下委員長 次に、臨床検査技師、衛生検査技師等に関する法律の一部を改正する法律案起草の件について議事を進めます。

本件につきましては、先般各会派間において御協議をいただき、今般、意見の一致を見ましたので、委員長において草案を作成し、委員各位のお手元に配付いたしてございます。

その起草案の趣旨及び内容について、委員長から簡単に御説明申し上げます。

本案は、医療の高度化及び検査の機械化、情報化等の進展に伴い、業として臨床検査を行う者の質を担保し、検査の正確性を確保するための措置を講じようとするもので、その主な内容は次のとおりであります。

第一に、法律の題名を臨床検査技師等に関する法律に改めるものとすること。

第二に、臨床検査技師の定義については、医師または歯科医師の指示のもとに各種検査を行うことを業とする者に改めるものとすること。

第三に、臨床検査技師の名称を用いて行う生理学的検査については、厚生労働省令で定めるものとする。

第四に、衛生検査技師の資格は、廃止するものとし、衛生検査技師の免許を受けている者について

では、業務を継続して行うことができることとする等の経過措置を設けるものとすること。

なお、この法律は、公布の日から起算して一年を超えない範囲内において政令で定める日から施行することといたします。

以上が、本起草案の趣旨及び内容であります。

臨床検査技師、衛生検査技師等に関する法律の一部を改正する法律案

〔本号末尾に掲載〕

○鴨下委員長 この際、お諮りいたします。

お手元に配付いたしております草案を臨床検査技師、衛生検査技師等に関する法律の一部を改正する法律案の草案とし、これを委員会提出の法律案と決するに賛成の諸君の起立を求めます。

〔賛成者起立〕

○鴨下委員長 起立総員。よって、そのように決しました。

なお、本法律案の提出手続等につきましては、委員長に御一任願いたいと存じますが、御異議ありませんか。

〔異議なし〕と呼ぶ者あり

○鴨下委員長 御異議なしと認めます。よって、そのように決しました。

○鴨下委員長 次に、内閣提出、介護保険法等の一部を改正する法律案を議題といたします。

趣旨の説明を聴取いたします。尾辻厚生労働大臣。

介護保険法等の一部を改正する法律案

〔本号末尾に掲載〕

○尾辻国務大臣 ただいま議題となりました介護保険法等の一部を改正する法律案につきまして、その提案の理由及び内容の概要を御説明申し上げます。

介護保険制度につきましては、本年で施行から五年を迎えるところでありますが、サービスの利用者数が施行当初の二倍を超えるなど、制度として国民の間に順調に定着しつつあります。一方で、サービスの利用の伸びに伴い、給付費も急速に増大しており、今後、高齢化が一層進展する我が国において、制度の持続可能性を確保していくことが喫緊の課題となっております。

このような中で、介護保険制度が将来にわたり国民生活の安心を支え続けられるよう、また、認知症の高齢者の増加等の新たな課題に対応できる制度となるよう、制度全般にわたる改革を行うこととした次第であります。

以下、この法律案の主な内容につきまして御説明申し上げます。

第一に、予防給付の対象者、内容、マネジメント体制の見直しを行うことなどにより介護保険制度を予防重視型のシステムへ転換することとしております。

第二に、在宅と施設の利用者負担の不均衡の是正等の観点から、介護保険施設等における居住費及び食費を保険給付外とするともに、低所得者の施設利用が困難となることのないよう、所得に応じた新たな給付を行うこととしております。

第三に、認知症の高齢者の増加等に対応し、身近な生活圏単位での新たなサービス体系を確立するため、都道府県知事が事業者の指定等を行うこれまでのサービス体系に加え、市町村長が事業者を指定し、指導監督等を行うことができる地域密着型サービスを創設することとしております。

第四に、サービスの質の確保・向上を図るため、介護サービス事業者等の指定等について更新制を設けるとともに、介護サービス事業者について情報公表を義務づけることとしております。

以上のほか、認定調査を委託できる者の範囲の見直し等要介護認定の見直し、「痴呆」の用語の見直し、社会福祉施設職員等退職手当共済制度の見直し等の所要の改正を行うこととしております。

す。

最後に、この法律の施行期日は、一部を除き、平成十八年四月一日としております。

以上が、この法律案の提案理由及びその内容の概要であります。

何とぞ、御審議の上、速やかに御可決あらんことをお願い申し上げます。

○鴨下委員長 以上で趣旨の説明は終わりました。次回は、来る三十日水曜日午前九時五十分理事會、午前十時委員會を開會することとし、本日は、これにて散會いたします。

午後一時散會

臨床検査技師、衛生検査技師等に関する法律の一部を改正する法律案

臨床検査技師、衛生検査技師等に関する法律の一部を改正する法律

臨床検査技師、衛生検査技師等に関する法律(昭和三十三年法律第七十六号)の一部を次のように改正する。

題名を次のように改める。

臨床検査技師等に関する法律

第一条中「及び衛生検査技師」を削る。

第二条第一項中「医師の指導監督」を「医師又は歯科医師の指示」に、「政令」を「厚生労働省令」に、「行なう」を「行う」に改め、同条第二項を削る。

第三条第一項中「免許」の下に「(以下「免許」という。)」を加え、同条第二項を削る。

第四条中「前条第一項又は第二項の免許(以下「免許」という。)」を「免許」に改め、同条第一号中「又は衛生検査技師」を削り、同条第三号中「第二項第一項」を「第二項」に改める。

第五条(見出しを含む。)中「及び衛生検査技師名簿」を削る。

第六条第一項中「又は第三条第二項に規定する者」及び「又は衛生検査技師名簿」を削り、同条第二項中「又は衛生検査技師免許証」を削る。

第一類第七号

厚生労働委員會議録第十号

平成十七年三月二十五日

第八条第一項中「又は衛生検査技師」及び「若しくは衛生検査技師」を削り、同条第二項中「又は衛生検査技師」を削る。

第十条中「及び衛生検査技師名簿」及び「及び衛生検査技師免許証」を削る。

第十一条中「第二条第一項」を「第二条」に、「同項」を「同条」に改める。

第十五条中「一」を「いずれかに」に改め、同条第一号中「学校教育法」の下に「(昭和二十二年法律第二十六号)」を加え、「第二条第一項」を「第二条」に改め、同条第二号中「第三条第二項に規定する」を「学校教育法に基づく大学又は旧大学令(大正七年勅令第三百八十八号)に基づく大学において医学、歯学、獣医学又は薬学の正規の課程を修めて卒業した者その他第二条に規定する検査(同条の厚生労働省令で定める生理学的検査を除く。第二十条の三において同じ。)」に必要

な知識及び技能を有すると認められる」に改め、同条第三号中「第二条第一項」を「第二条」に改める。

第十八条中「又は衛生検査技師」及び「それぞれ」を削る。

第十九条中「又は衛生検査技師」を削る。

第二十条第一項中「名称」の下に「又はこれに紛らわしい名称」を加え、同条第二項を削る。

第二十条の二第一項中「医師」の下に「又は歯科医師」を加え、「行なう」を「行う」に、「第二条第一項の政令」を「第二条の厚生労働省令」に改める。

第二十条の三第一項及び第二項中「第二条第二項」を「第二条」に改める。

第二十四条第一号中「又は衛生検査技師」を削る。

附則

(施行期日) 第一条 この法律は、公布の日から起算して一年を超えない範囲内において政令で定める日から施行する。

(受験資格の特例)

第二条 この法律の施行の際現にこの法律による改正前の臨床検査技師、衛生検査技師等に関する法律(以下「旧法」という。)第三条第二項の規定による衛生検査技師の免許を受けている者で、学校教育法(昭和二十二年法律第二十六号)に基づく大学(同法に基づく短期大学を除く。又は旧法第十五条第一号若しくはこの法律による改正後の臨床検査技師等に関する法律(以下「新法」という。)第十五条第一号の規定により指定された学校若しくは臨床検査技師養成所において新法第二条に規定する生理学的検査及び新法第十一条に規定する採血に関する科目で厚生労働大臣の指定するものを修めたものは、この法律の施行の日(以下「施行日」という。)の属する年度の翌々年度の末日までは、新法第十五条の規定にかかわらず、臨床検査技師国家試験を受けることができる。

(衛生検査技師の業務の継続等) 第三条 この法律の施行の際現に旧法第三条第二項の規定による衛生検査技師の免許を受けている者又は次項の規定により従前の例による衛生検査技師の免許を受けた者は、新法第二十条の規定にかかわらず、衛生検査技師の名称を用いて、旧法第二条第二項に規定する業をすることができ

る。

2 厚生労働大臣は、旧法第三条第二項の規定による衛生検査技師の免許を受けることができる者が、施行日から起算して四年を経過する日の属する年度の末日までに申請したときは、その者に對し、なお従前の例により衛生検査技師の免許を与えることができる。

3 第一項に規定する者については、旧法第五条、第六条第二項、第八条から第十条まで、第十八条、第十九条、第二十条の二の二、第二十三条及び第二十四条第一号の規定は、なおその効力を有する。この場合において、旧法第八条第一項中「第四条」とあるのは、「臨床検査技師、衛生検査技師等に関する法律の一部を改正する法律(平成十七年法律第 号。以下「平成十七年改正法」という。)」による改正前の臨床検査技師、衛生検査技師等に関する法律(以下「旧法」という。)第四条」と、旧法第二十条の二の二中「この法律」とあるのは、「平成十七年改正法附則第三条第三項の規定によりなおその効力を有することとされた旧法並びに平成十七年改正法附則第二条及び第三条」とする。

(秘密を守る義務に関する経過措置) 第四条 この法律の施行前に衛生検査技師でなくなった者の旧法第十九条に規定するその業務上取り扱ったことについて知り得た秘密については、同条及び旧法第二十三条の規定は、施行日以後も、なおその効力を有する。

(罰則に関する経過措置) 第五条 この法律の施行前にした行為に対する罰則の適用については、なお従前の例による。

(その他の経過措置の政令への委任) 第六条 附則第二条から前条までに定めるもののほか、この法律の施行に関し必要となる経過措置は、政令で定める。

(登録免許税法の一部改正) 第七条 登録免許税法(昭和四十二年法律第三十五号)の一部を次のように改正する。

別表第一第二十三号イ(3)中「衛生検査技師」を削る。

(登録免許税法の一部改正に伴う経過措置) 第八条 附則第三条第一項に規定する者及び同条第二項の規定により従前の例による衛生検査技師の免許を受ける者については、前条の規定による改正前の登録免許税法別表第一第二十三号イの規定は、なおその効力を有する。

(自衛隊法の一部改正) 第九条 自衛隊法(昭和二十九年法律第六十五号)の一部を次のように改正する。

第百十五号の五第二項中「臨床検査技師、衛生検査技師等に関する法律」を「臨床検査技師等に関する法律」に改める。

(水道法の一部改正) 第十条 水道法(昭和三十一年法律第七十七号)

の一部を次のように改正する。

別表第一第三号中「臨床検査技師、衛生検査技師等に関する法律（昭和三十三年法律第七十六号）第三号第一項の規定による臨床検査技師の免許を有する者又は同条第二項の規定による衛生検査技師」を「臨床検査技師等に関する法律（昭和三十三年法律第七十六号）第三号の規定による臨床検査技師」に改める。

（水道法の一部改正に伴う経過措置）

第十一条 附則第三号第一項に規定する者については、前条の規定による改正前の水道法別表第一第三号の規定は、なおその効力を有する。この場合において、同号中「同条第二項の規定による衛生検査技師の免許を有する者」とあるのは、「臨床検査技師、衛生検査技師等に関する法律の一部を改正する法律（平成十七年法律第号）附則第三号第一項に規定する者」とする。

（武力攻撃事態における捕虜等の取扱いに関する法律の一部改正）

第十二条 武力攻撃事態における捕虜等の取扱いに関する法律（平成十六年法律第百十七号）の一部を次のように改正する。

第三十三条第三項中「臨床検査技師、衛生検査技師等に関する法律（昭和三十三年法律第七十六号）第二号第一項」を「臨床検査技師等に関する法律（昭和三十三年法律第七十六号）第二号」に改める。

第三十四条第三項中「第十八条ただし書」の下に、「臨床検査技師等に関する法律第二号及び第二十条の二」を加える。

（厚生労働省設置法の一部改正）

第十三条 厚生労働省設置法（平成十一年法律第九十七号）の一部を次のように改正する。

第四条第一項第十三号中「衛生検査技師」を削る。

理由

医療及び検査技師の高度化に伴う臨床検査技師

及び衛生検査技師を取り巻く環境の変化にかんがみ、業として検査を行う者の質を担保し、検査の正確性を確保する等のため、衛生検査技師の資格を廃止する等の措置を講ずる必要がある。これが、この法律案を提出する理由である。

介護保険法等の一部を改正する法律案

介護保険法等の一部を改正する法律

（介護保険法の一部改正）

第一条 介護保険法（平成九年法律第百二十三号）の一部を次のように改正する。

第七号第五項中「痴呆対応型共同生活介護」を「認知症対応型共同生活介護」に改め、同条第十五項中「痴呆対応型共同生活介護」を「認知症対応型共同生活介護」に、「痴呆の状態にあるもの（当該痴呆に伴って著しい精神症状を呈する者及び当該痴呆に伴って著しい行動異常がある者並びにその者の痴呆）を」、「脳血管疾患、アルツハイマー病その他の要因に基づく脳の器質的な変化により日常生活に支障が生じる程度にまで記憶機能及びその他の認知機能が低下した状態（以下「認知症」という。）であるもの（その者の認知症」に改め、同条第二十三項中「痴呆の状態にある」を「認知症である」に改める。

第四十一条第一項及び第四項第二号、第四十二条第二項、第五十三条第一項並びに第五十四条第一項第二号中「痴呆対応型共同生活介護」を「認知症対応型共同生活介護」に改める。

第二条 介護保険法の一部を次のように改正する。

目次中「第五十一条」を「第五十一条の三」に、「第六十一条」を「第六十一条の三」に改める。

第七条第十一項中「及び食事の提供（これらに伴う介護を含む）」を、「排せつ、食事等の介護」に、「並びに」を「及び」に改める。

第二十二條第三項中「又は第四十八條第五項」を、「第四十八條第四項又は第五十一条の二第

四項（第六十一条の二第四項において準用する場合を含む。）」に改める。

第四十条に次の二号を加える。

十 特定入所者介護サービス費の支給

十一 特例特定入所者介護サービス費の支給

第四十一条第一項中「日常生活」を「食事の提供に要する費用、滞在に要する費用その他の日常生活」に改め、同条第四項第一号中「日常生活」を「食事の提供に要する費用その他の日常生活」に改め、同条第二号中「日常生活」を「食事の提供に要する費用、滞在に要する費用その他の日常生活」に改める。

第四十二条第二項中「日常生活」を「食事の提供に要する費用、滞在に要する費用その他の日常生活」に改める。

第四十八條第一項中「日常生活」を「食事の提供に要する費用、居住に要する費用その他の日常生活」に改め、同条第二項を次のように改める。

2 施設介護サービス費の額は、施設サービス費の種類ごとに、要介護状態区分、当該施設サービス費の種類に係る指定施設サービス費等を行う介護保険施設の所在する地域等を勘案して算定される当該指定施設サービス費に要する平均的な費用（食事の提供に要する費用、居住に要する費用その他の日常生活に要する費用を除く。）として厚生労働省令で定める費用を除く。）の額を勘案して厚生労働大臣が定める基準により算定した費用の額（その額が現に当該指定施設サービス費等を超えるときは、当該現に指定施設サービス費等を超えた費用の額とする。）の百分の九十に相当する額とする。

第四十八條第三項を削り、同条第四項中「第二項各号」を「前項」に改め、同項を同条第三項とし、同条第五項を第四項とし、第六項を第五項とし、同条第七項中「第二項各号」を「第二項」に改め、同項を同条第六項とし、同条中第八項を第七項とし、第九項を第八項とする。

第四十九條第二項を次のように改める。

2 特例施設介護サービス費の額は、当該施設サービス費について前条第二項の厚生労働大臣が定める基準により算定した費用の額（その額が現に当該施設サービス費に要した費用（食事の提供に要する費用、居住に要する費用その他の日常生活に要する費用として厚生労働省令で定める費用を除く。）の額を超えるときは、当該現に施設サービス費に要した費用の額とする。）の百分の九十に相当する額を基準として、市町村が定める。

第五十条第三号中「第四十八條第二項第一号」を「第四十八條第二項」に改める。

第四章第三節第五十一条の次に次の二条を加える。

（特定入所者介護サービス費の支給）

第五十一条の二 市町村は、要介護被保険者のうち所得の状況その他の事情を斟酌して厚生労働省令で定めるものが、次に掲げる指定施設サービス費等又は指定居宅サービス（以下この条及び次条第一項において「特定介護サービス」という。）を受けたときは、当該要介護被保険者（以下この条及び次条第一項において「特定入所者」という。）に対し、当該特定介護サービスを行う介護保険施設又は指定居宅サービス事業者（以下この条において「特定介護保険施設等」という。）における食事の提供に要した費用及び居住又は滞在（以下「居住等」という。）に要した費用について、特定入所者介護サービス費を支給する。ただし、当該特定入所者が、第三十七条第一項の規定による指定を受けている場合において、当該指定に係る種類以外の特定介護サービスを受けたときは、この限りでない。

一 指定介護福祉施設サービス

二 介護保健施設サービス

三 指定介護療養施設サービス

四 短期入所生活介護

五 短期入所療養介護

に要する費用又は滞在に要する費用の状況その他の事情が著しく変動したときは、速やかにそれらの額を改定しなければならない。

4 第五十一条の二第四項から第九項までの規定は、特定入所者支援サービス費の支給及び特定居宅サービス事業者について準用する。この場合において、これらの規定に関し必要な技術的読替は、政令で定める。

(特例特定入所者支援サービス費の支給)

第六十一条の三 市町村は、次に掲げる場合には、特定入所者に対し、特例特定入所者支援サービス費を支給する。

一 特定入所者が、当該要支援認定の効力が生じた日前に、緊急その他やむを得ない理由により特定居宅サービスを受けた場合において、必要があると認めるとき。

二 その他政令で定めるとき。

2 特例特定入所者支援サービス費の額は、当該食事の提供に要した費用について食費の基準費用額から食費の負担限度額を控除した額及び当該滞在に要した費用について滞在費の基準費用額から滞在費の負担限度額を控除した額の合計額を基準として、市町村が定める。

第六十六条第一項中「及び第四十八条第五項」を「第六十一条の二第四項及び第五十一条の二第四項(第六十一条の二第四項において準用する場合を含む。)」に改め、同条第四項中「並びに施設介護サービス費の支給」を「施設介護サービス費の支給並びに特定入所者介護サービス費の支給及び特定入所者支援サービス費の支給」に、「及び第四十八条第五項」を「第四十八条第四項及び第五十一条の二第四項(第六十一条の二第四項において準用する場合を含む。)」に改める。

第六十八條第一項中「及び第四十八條第五項」を「第四十八條第四項及び第五十一條の二第二項(第六十一條の二第二項において準用する場合を含む。)」に改める。

第六十九條第一項中「並びに高額介護サービス費の支給及び高額居宅支援サービス費の支給」を「高額介護サービス費の支給及び高額居宅支援サービス費の支給並びに特定入所者介護サービス費の支給、特例特定入所者介護サービス費の支給、特定入所者支援サービス費の支給及び特例特定入所者支援サービス費の支給」に改め、「高額介護サービス費及び高額居宅支援サービス費」の下に「並びに特定入所者介護サービス費、特例特定入所者介護サービス費、特定入所者支援サービス費及び特例特定入所者支援サービス費」を加え、同条第三項第三号中「第四十八條第二項第一号」を「第四十八條第二項」に改め、同条第四項中「及び第六十一條第一項」を「第五十一條の二第一項、第六十一條の三第一項、第六十一條第一項、第六十一條の二第一項及び第六十一條の三第一項」に改める。

第百四十四條の次に次の一條を加える。

(保険料の収納の委託)

第百四十四條の二 市町村は、普通徴収の方法によつて徴収する保険料の収納の事務については、収入の確保及び第一号被保険者の便益の増進に寄与すると認める場合に限り、政令で定めるところにより、私人に委託することができる。

第百七十六條第一項第一号中「第四十八條第八項」を「第四十八條第七項、第五十一條の二第八項(第六十一條の二第四項において準用する場合を含む。)」に改め、「施設介護サービス費」の下に「特定入所者介護サービス費」を加え、「及び居宅支援サービス計画費」を「居宅支援サービス計画費及び特定入所者支援サービス費」に改める。

ス費の支給及び高額居宅支援サービス費の支給」を「高額介護サービス費の支給及び高額居宅支援サービス費の支給並びに特定入所者介護サービス費の支給、特例特定入所者介護サービス費の支給、特定入所者支援サービス費の支給及び特例特定入所者支援サービス費の支給」に改め、「高額介護サービス費及び高額居宅支援サービス費」の下に「並びに特定入所者介護サービス費、特例特定入所者介護サービス費、特定入所者支援サービス費及び特例特定入所者支援サービス費」を加え、同条第三項第三号中「第四十八條第二項第一号」を「第四十八條第二項」に改め、同条第四項中「及び第六十一條第一項」を「第五十一條の二第一項、第六十一條の三第一項、第六十一條第一項、第六十一條の二第一項及び第六十一條の三第一項」に改める。

目次中「第八条」を「第八条の二」に、	「第五章 事業者及び施設
	第一節 指定居宅サービス事業者(第七十条―第七十八
	第二節 指定居宅介護支援事業者(第七十九条―第八十
	第三節 介護保険施設
	第一款 指定介護老人福祉施設(第八十六条―第九十
	第二款 介護老人保健施設(第九十四条―第一百六条)
	第三款 指定介護療養型医療施設(第一百七条―第一百
	第六章 介護保険事業計画(第一百六条―第二十
	第七章 費用等
	第一節 費用の負担(第二百一―第二百四十六
	第二節 財政安定化基金等(第二百四十七―第二百四十九
	第三節 医療保険者の納付金(第二百五十―第二百五十九
	第八章 社会保険診療報酬支払基金の介護保険関係業務
	第九章 保健福祉事業(第七十五
	「第五章 介護支援専門員並びに事業者及び施設
	第一節 介護支援専門員
	第一款 登録等(第六十九條の二―第六十九條の十)
	第二款 登録試験問題作成機関の登録、指定試験実施機関及
	第三款 義務等(第六十九條の三十四―第六十九條の三十九)
	第二款 指定居宅サービス事業者(第七十―第七十八條)
	第三款 指定地域密着型サービス事業者(第七十八條の二―第
	第四節 指定居宅介護支援事業者(第七十九條―第八十五條)
	第五節 介護保険施設
	第一款 指定介護老人福祉施設(第八十六―第九十三條)
	第二款 介護老人保健施設(第九十四―第一百六条)
	第三款 指定介護療養型医療施設(第一百七―第一百五
	第六節 指定介護予防サービス事業者(第一百五條の二―第百
	第七節 指定地域密着型介護予防サービス事業者(第一百五
	第八節 指定介護予防支援事業者(第一百五條の二―第百十
	第九節 介護サービス情報の公表(第一百五條の二十九―第百
	第六章 地域支援事業等(第一百五條の三十八―第一百五條の四
	第七章 介護保険事業計画(第一百六―第二百十
	第八章 費用等
	第一節 費用の負担(第二百一―第二百四十六
	第二節 財政安定化基金等(第二百四十七―第二百四十九
	第三節 医療保険者の納付金(第二百五十―第二百五十九
	第九章 社会保険診療報酬支払基金の介護保険関係業務(第百六

び指定研修実施機関の指定等(第六十九条の十一―第六十九条の三十三)

七十八条の十一)

に改める。

十五条の十)
の十一―第百十五条の十九)

五条の二十八)

十五条の三十七)

十一)

十条―第百七十五条)

第一条中「者が」の下に「尊厳を保持し、」を加える。

第二条第一項中「要介護状態となるおそれがある状態」を「要支援状態」に改め、同条第二項中「要介護状態」の下に「又は要支援状態」を加え、「若しくは」を「又は」に改め、「又は要介護状態となることの予防」を削る。

第五条第二項中「指導」を「助言」に改める。

第七条の見出しを削り、同条の前に見出しとして「(定義)」を付し、同条第一項中「該当するもの」の下に「(要支援状態に該当するものを除く。)」を加え、同条第二項中「要介護状態となるおそれがある状態」を「要支援状態」に、「身体上又は」を「身体上若しくは精神上の障害があるために入浴、排せつ、食事等の日常生活に

おける基本的な動作の全部若しくは一部について厚生労働省令で定める期間にわたり継続して常時介護を要する状態の軽減若しくは悪化の防止に特に資する支援を要すると見込まれ、又は身体上若しくは」に、「厚生労働省令」を「厚生労働省令」に、「日常生活」を「日常生活」に、「(厚生労働省令で定める程度のものに限る。)」であつて、要介護状態以外の状態」を「であつて、支援の必要の程度に応じて厚生労働省令で定める区分(以下「要支援状態区分」という。のいずれかに該当するもの」に改め、同条第四項各号中「要介護状態となるおそれがある状態」を「要支援状態」に改め、同条第五項を次のように改める。

5 この法律において「介護支援専門員」とは、

要介護者又は要支援者(以下「要介護者等」という。からの相談に応じ、及び要介護者等がその心身の状況等に応じ適切な居宅サービス、地域密着型サービス、施設サービス、介護予防サービス又は地域密着型介護予防サービスを利用できるよう市町村、居宅サービス事業を行う者、地域密着型サービス事業を行う者、介護保険施設、介護予防サービス事業を行う者、地域密着型介護予防サービス事業を行う者等との連絡調整等を行う者であつて、要介護者等が自立した日常生活を営むのに必要な援助に関する専門的知識及び技術を有するものとして第六十九条の七第一項の介護支援専門員証の交付を受けたものを用う。

第七条中第六項から第二十三項までを削り、第二十四項を第六項とし、第二十五項を第七項とし、第二十六項を第八項とする。

第八条を次のように改める。

第八条 この法律において「居宅サービス」とは、訪問介護、訪問入浴介護、訪問看護、訪問リハビリテーション、居宅療養管理指導、通所介護、通所リハビリテーション、短期入所生活介護、短期入所療養介護、特定施設入居者生活介護、福祉用具貸与及び特定福祉用具販売をいい、「居宅サービス事業」とは、居宅サービスを行う事業をいう。

2 この法律において「訪問介護」とは、要介護者であつて、居宅(老人福祉法(昭和三十八年法律第三十三号)第二十条の六に規定する軽費老人ホーム、同法第二十九条第一項に規定する有料老人ホーム(第十一項及び第十九項において「有料老人ホーム」という。その他の厚生労働省令で定める施設における居室を含む。以下同じ。))において介護を受けるもの(以下「居宅要介護者」という。))について、その者の居宅において介護福祉士その他政令で定める者により行われる入浴、排せつ、食事等の介護その他の日常生活上の世話であつて、厚生労働省令で定めるもの(夜間対応型訪問介護に該当するものを除く。)をいう。

世話であつて、厚生労働省令で定めるもの(夜間対応型訪問介護に該当するものを除く。)をいう。

3 この法律において「訪問入浴介護」とは、居宅要介護者について、その者の居宅を訪問し、浴槽を提供して行われる入浴の介護をいう。

4 この法律において「訪問看護」とは、居宅要介護者(主治の医師がその治療の必要の程度につき厚生労働省令で定める基準に適合していると認めたものに限る。))について、その者の居宅において看護師その他厚生労働省令で定める者により行われる療養上の世話又は必要な診療の補助をいう。

5 この法律において「訪問リハビリテーション」とは、居宅要介護者(主治の医師がその治療の必要の程度につき厚生労働省令で定める基準に適合していると認めたものに限る。))について、その者の居宅において、その心身の機能の維持回復を図り、日常生活の自立を助けるために行われる理学療法、作業療法その他必要なリハビリテーションをいう。

6 この法律において「居宅療養管理指導」とは、居宅要介護者について、病院、診療所又は薬局(以下「病院等」という。))の医師、歯科医師、薬剤師その他厚生労働省令で定める者により行われる療養上の管理及び指導であつて、厚生労働省令で定めるものをいう。

7 この法律において「通所介護」とは、居宅要介護者について、老人福祉法第五条の二第三項の厚生労働省令で定める施設又は同法第二十条の二に規定する老人デイサービスセンターに通わせ、当該施設において入浴、排せつ、食事等の介護その他の日常生活上の世話であつて厚生労働省令で定めるもの及び機能訓練を行うこと(認知症対応型通所介護に該当するものを除く。)をいう。

8 この法律において「通所リハビリテーション

ン」とは、居宅要介護者（主治の医師がその治療の必要の程度につき厚生労働省令で定める基準に適合していると認めたものに限る。）について、介護老人保健施設、病院、診療所その他の厚生労働省令で定める施設に通わせ、当該施設において、その心身の機能の維持回復を図り、日常生活の自立を助けるために行われる理学療法、作業療法その他必要なりハビリテーションをいう。

9 この法律において「短期入所生活介護」とは、居宅要介護者について、老人福祉法第五条の二第四項の厚生労働省令で定める施設又は同法第二十条の三に規定する老人短期入所施設に短期間入所させ、当該施設において入浴、排せつ、食事等の介護その他の日常生活上の世話及び機能訓練を行うことをいう。

10 この法律において「短期入所療養介護」とは、居宅要介護者（その治療の必要の程度につき厚生労働省令で定めるものに限る。）について、介護老人保健施設、介護療養型医療施設その他の厚生労働省令で定める施設に短期間入所させ、当該施設において看護、医学的管理の下における介護及び機能訓練その他の必要な医療並びに日常生活上の世話を行うことをいう。

11 この法律において「特定施設」とは、有料老人ホームその他厚生労働省令で定める施設であって、第十九項に規定する地域密着型特定施設でないものをいい、「特定施設入居者生活介護」とは、特定施設に入居している要介護者について、当該特定施設が提供するサービスの内容、これを担当する者その他厚生労働省令で定める事項を定めた計画に基づき行われる入浴、排せつ、食事等の介護その他の日常生活上の世話であって厚生労働省令で定めるもの、機能訓練及び療養上の世話をいう。

12 この法律において「福祉用具貸与」とは、居宅要介護者について福祉用具（心身の機能

が低下した日常生活を営むのに支障がある要介護者等の日常生活上の便宜を図るための用具及び要介護者等の機能訓練のための用具であって、要介護者等の日常生活の自立を助けるためのものをいう。次項並びに次条第十二項及び第十三項において同じ。）のうち厚生労働大臣が定めるものの政令で定めるところにより行われる貸与をいう。

13 この法律において「特定福祉用具販売」とは、居宅要介護者について福祉用具のうち入浴又は排せつの用に供するものその他の厚生労働大臣が定めるもの（以下「特定福祉用具」という。）の政令で定めるところにより行われる販売をいう。

14 この法律において「地域密着型サービス」とは、夜間対応型訪問介護、認知症対応型通所介護、小規模多機能型居宅介護、認知症対応型共同生活介護、地域密着型特定施設入居者生活介護及び地域密着型介護老人福祉施設入所者生活介護をいい、「地域密着型サービス事業」とは、地域密着型サービスを行う事業をいう。

15 この法律において「夜間対応型訪問介護」とは、居宅要介護者について、夜間において、定期的な巡回訪問により、又は通報を受け、その者の居宅において介護福祉士その他第二項の政令で定める者により行われる入浴、排せつ、食事等の介護その他の日常生活上の世話であって、厚生労働省令で定めるものをいう。

16 この法律において「認知症対応型通所介護」とは、居宅要介護者であって、脳血管疾患、アルツハイマー病その他の要因に基づく脳の器質的な変化により日常生活に支障が生じる程度にまで記憶機能及びその他の認知機能が低下した状態（以下「認知症」という。）であるものについて、老人福祉法第五条の二第三項の厚生労働省令で定める施設又は同法第二十條の二に規定する老人デイサービス

センターに通わせ、当該施設において入浴、排せつ、食事等の介護その他の日常生活上の世話であって厚生労働省令で定めるもの及び機能訓練を行うことをいう。

17 この法律において「小規模多機能型居宅介護」とは、居宅要介護者について、その者の心身の状況、その置かれている環境等に応じ、その者の選択に基づき、その者の居宅において、又は厚生労働省令で定めるサービスにおいて、又は厚生労働省令で定めるサービスとの拠点に通わせ、若しくは短期間宿泊させ、当該拠点において、入浴、排せつ、食事等の介護その他の日常生活上の世話であって厚生労働省令で定めるもの及び機能訓練を行うことをいう。

18 この法律において「認知症対応型共同生活介護」とは、要介護者であって認知症であるもの（その者の認知症の原因となる疾患が急性の状態にある者を除く。）について、その共同生活を営むべき住居において、入浴、排せつ、食事等の介護その他の日常生活上の世話及び機能訓練を行うことをいう。

19 この法律において「地域密着型特定施設入居者生活介護」とは、有料老人ホームその他第十一項の厚生労働省令で定める施設であって、その入居者が要介護者、その配偶者その他厚生労働省令で定める者に限られるもの（以下「介護専用型特定施設」という。）のうち、その入居定員が二十九人以下であるもの（以下この項において「地域密着型特定施設」という。）に入居している要介護者について、当該地域密着型特定施設が提供するサービスの内容、これを担当する者その他厚生労働省令で定める事項を定めた計画に基づき行われる入浴、排せつ、食事等の介護その他の日常生活上の世話であって厚生労働省令で定めるもの、機能訓練及び療養上の世話をいう。

20 この法律において「地域密着型介護老人福祉施設」とは、老人福祉法第二十条の五に規定する特別養護老人ホーム（入所定員が二十

九人以下であるものに限る。以下この項において同じ。）であって、当該特別養護老人ホームに入所する要介護者に対し、地域密着型施設サービス計画（地域密着型介護老人福祉施設に入所している要介護者について、当該施設が提供するサービスの内容、これを担当する者その他厚生労働省令で定める事項を定めた計画をいう。以下この項において同じ。）に基づいて、入浴、排せつ、食事等の介護その他の日常生活上の世話、機能訓練、健康管理及び療養上の世話を行うことを目的とする施設をいい、「地域密着型介護老人福祉施設入所者生活介護」とは、地域密着型介護老人福祉施設に入所する要介護者に対し、地域密着型施設サービス計画に基づいて行われる入浴、排せつ、食事等の介護その他の日常生活上の世話、機能訓練、健康管理及び療養上の世話をいう。

21 この法律において「居宅介護支援」とは、居宅要介護者が第四十一条第一項に規定する指定居宅サービス又は特例居宅介護サービス費に係る居宅サービス若しくはこれに相当するサービス、第四十二条の二第一項に規定する指定地域密着型サービス又は特例地域密着型介護サービス費に係る地域密着型サービス若しくはこれに相当するサービスの居宅において日常生活を営むために必要な保健医療サービス又は福祉サービス（以下この項において「指定居宅サービス等」という。）の適切な利用等を行うことができるよう、当該居宅要介護者の依頼を受けて、その心身の状況、その置かれている環境、当該居宅要介護者及びその家族の希望等を勘案し、利用する指定居宅サービス等の種類及び内容、これを担当する者その他厚生労働省令で定める事項を定めた計画（以下この項、第百十五條の三十八第一項第四号及び別表において「居宅サービス計画」という。）を作成するとともに、当該居宅サービス計画に基づく

指定居宅サービス等の提供が確保されるよう、第四十一条第一項に規定する指定居宅サービス事業者、第四十二条の二第一項に規定する指定地域密着型サービス事業者その他の者との連絡調整その他の便宜の提供を行い、並びに当該居宅要介護者が地域密着型介護老人福祉施設又は介護保険施設への入所を要する場合にあつては、地域密着型介護老人福祉施設又は介護保険施設への紹介その他の便宜の提供を行うことを行い、「居宅介護支援事業」とは、居宅介護支援を行う事業をいう。

22 この法律において「介護保険施設」とは、第四十八条第一項第一号に規定する指定介護老人福祉施設、介護老人保健施設及び同項第三号に規定する指定介護療養型医療施設をいう。

23 この法律において「施設サービス」とは、介護福祉施設サービス、介護保健施設サービス及び介護療養施設サービスをいい、「施設サービス計画」とは、介護老人福祉施設、介護老人保健施設又は介護療養型医療施設に入所している要介護者について、これらの施設が提供するサービスの内容、これを担当する者その他厚生労働省令で定める事項を定めた計画をいう。

24 この法律において「介護老人福祉施設」とは、老人福祉法第二十条の五に規定する特別養護老人ホーム（入所定員が三十人以上であるものに限る。以下この項において同じ。）であつて、当該特別養護老人ホームに入所する要介護者に対し、施設サービス計画に基づいて、入浴、排せつ、食事等の介護その他の日常生活上の世話、機能訓練、健康管理及び療養上の世話を行うことを目的とする施設をいい、「介護福祉施設サービス」とは、介護老人福祉施設に入所する要介護者に対し、施設サービス計画に基づいて行われる入浴、排せつ、食事等の介護その他の日常生活上の世

話、機能訓練、健康管理及び療養上の世話をいう。

25 この法律において「介護老人保健施設」とは、要介護者（その治療の必要の程度につき厚生労働省令で定めるものに限る。以下この項において同じ。）に対し、施設サービス計画に基づいて、看護、医学的管理の下における介護及び機能訓練その他の必要な医療並びに日常生活上の世話を行うことを目的とする施設として、第九十四条第一項の都道府県知事の許可を受けたものをいい、「介護保健施設サービス」とは、介護老人保健施設に入所する要介護者に対し、施設サービス計画に基づいて行われる看護、医学的管理の下における介護及び機能訓練その他の必要な医療並びに日常生活上の世話をいう。

26 この法律において「介護療養型医療施設」とは、療養病床等（医療法（昭和二十三年法律第二百五号）第七条第二項第四号に規定する療養病床のうち要介護者の心身の特性に応じた適切な看護が行われるものとして政令で定めるもの又は療養病床以外の病院の病床のうち認知症である要介護者の心身の特性に応じた適切な看護が行われるものとして政令で定めるもの）をいう。以下同じ。）を有する病院又は診療所であつて、当該療養病床等に入所する要介護者（その治療の必要の程度につき厚生労働省令で定めるものに限る。以下この項において同じ。）に対し、施設サービス計画に基づいて、療養上の管理、看護、医学的管理の下における介護その他の世話及び機能訓練その他の必要な医療を行うことを目的とする施設をいい、「介護療養施設サービス」とは、介護療養型医療施設の療養病床等に入所する要介護者に対し、施設サービス計画に基づいて行われる療養上の管理、看護、医学的管理の下における介護その他の世話及び機能訓練その他必要な医療をいう。

第八条の二 この法律において「介護予防サ

ビス」とは、介護予防訪問介護、介護予防訪問入浴介護、介護予防訪問看護、介護予防訪問リハビリテーション、介護予防居宅療養管理指導、介護予防通所介護、介護予防通所リハビリテーション、介護予防短期入所生活介護、介護予防短期入所療養介護、介護予防特定施設入居者生活介護、介護予防福祉用具貸与及び特定介護予防福祉用具販売をいい、「介護予防サービス事業者」とは、介護予防サービスを行う事業をいう。

2 この法律において「介護予防訪問介護」とは、要支援者であつて、居宅において支援を受けるもの（以下「居宅要支援者」という。）について、その者の居宅において、その介護予防（身体上又は精神上の障害があるために入浴、排せつ、食事等の日常生活における基本的な動作の全部若しくは一部について常時介護を要し、又は日常生活を営むのに支障がある状態の軽減又は悪化の防止をいう。以下同じ。）を目的として、介護福祉士その他政令で定める者により、厚生労働省令で定める期間にわたり行われる入浴、排せつ、食事等の介護その他の日常生活上の支援であつて、厚生労働省令で定めるものをいう。

3 この法律において「介護予防訪問入浴介護」とは、居宅要支援者について、その介護予防を目的として、厚生労働省令で定める場合に、その者の居宅を訪問し、厚生労働省令で定める期間にわたり浴槽を提供して行われる入浴の介護をいう。

4 この法律において「介護予防訪問看護」とは、居宅要支援者（主治の医師がその治療の必要の程度につき厚生労働省令で定める基準に適合していると認めたものに限る。）について、その者の居宅において、その介護予防を目的として、看護師その他厚生労働省令で定める者により、厚生労働省令で定める期間にわたり行われる療養上の世話又は必要な診

療の補助をいう。

5 この法律において「介護予防訪問リハビリテーション」とは、居宅要支援者（主治の医師がその治療の必要の程度につき厚生労働省令で定める基準に適合していると認めたものに限る。）について、その者の居宅において、その介護予防を目的として、厚生労働省令で定める期間にわたり行われる理学療法、作業療法その他必要なリハビリテーションをいう。

6 この法律において「介護予防居宅療養管理指導」とは、居宅要支援者について、その介護予防を目的として、病院等の医師、歯科医師、薬剤師その他厚生労働省令で定める者により行われる療養上の管理及び指導であつて、厚生労働省令で定めるものをいう。

7 この法律において「介護予防通所介護」とは、居宅要支援者について、その介護予防を目的として、老人福祉法第五条の二第三項の厚生労働省令で定める施設又は同法第二十条の二の二に規定する老人デイサービスセンターに通わせ、当該施設において、厚生労働省令で定める期間にわたり、入浴、排せつ、食事等の介護その他の日常生活上の支援であつて厚生労働省令で定めるもの及び機能訓練を行うこと（介護予防認知症対応型通所介護に該当するものを除く。）をいう。

8 この法律において「介護予防通所リハビリテーション」とは、居宅要支援者（主治の医師がその治療の必要の程度につき厚生労働省令で定める基準に適合していると認めたものに限る。）について、介護老人保健施設、病院、診療所その他の厚生労働省令で定める施設に通わせ、当該施設において、その介護予防を目的として、厚生労働省令で定める期間にわたり行われる理学療法、作業療法その他必要なリハビリテーションをいう。

9 この法律において「介護予防短期入所生活介護」とは、居宅要支援者について、老人福

社法第五条の二第四項の厚生労働省令で定める施設又は同法第二十条の三に規定する老人短期入所施設に短期間入所させ、その介護予防を目的として、厚生労働省令で定める期間にわたり、当該施設において入浴、排せつ、食事等の介護その他の日常生活上の支援及び機能訓練を行うことをいう。

10 この法律において「介護予防短期入所療養介護」とは、居宅要支援者（その治療の必要の程度につき厚生労働省令で定めるものに限る。）について、介護老人保健施設、介護療養型医療施設その他の厚生労働省令で定める施設に短期間入所させ、その介護予防を目的として、厚生労働省令で定める期間にわたり、当該施設において看護、医学的管理の下における介護及び機能訓練その他必要な医療並びに日常生活上の支援を行うことをいう。

11 この法律において「介護予防特定施設入居者生活介護」とは、特定施設（介護専用型特定施設を除く。）に入居している要支援者について、その介護予防を目的として、当該特定施設が提供するサービスの内容、これを担当する者その他厚生労働省令で定める事項を定めた計画に基づき行われる入浴、排せつ、食事等の介護その他の日常生活上の支援であつて厚生労働省令で定めるもの、機能訓練及び療養上の世話をいう。

12 この法律において「介護予防福祉用具貸与」とは、居宅要支援者について福祉用具のうちその介護予防に資するものとして厚生労働大臣が定めるものの政令で定めるところにより行われる貸与をいう。

13 この法律において「特定介護予防福祉用具販売」とは、居宅要支援者について福祉用具のうちその介護予防に資するものであつて入浴又は排せつの用に供するものその他の厚生労働大臣が定めるもの（以下「特定介護予防福祉用具」という。）の政令で定めるところにより行われる販売をいう。

14 この法律において「地域密着型介護予防サービス」とは、介護予防認知症対応型通所介護、介護予防小規模多機能型居宅介護及び介護予防認知症対応型共同生活介護をいい、「地域密着型介護予防サービス事業」とは、地域密着型介護予防サービスを行う事業をいう。

15 この法律において「介護予防認知症対応型通所介護」とは、居宅要支援者であつて、認知症であるものについて、その介護予防を目的として、老人福祉法第五条の二第三項の厚生労働省令で定める施設又は同法第二十条の二の二に規定する老人デイサービスセンターに通わせ、当該施設において、厚生労働省令で定める期間にわたり、入浴、排せつ、食事等の介護その他の日常生活上の支援であつて厚生労働省令で定めるもの及び機能訓練を行うことをいう。

16 この法律において「介護予防小規模多機能型居宅介護」とは、居宅要支援者について、その者の心身の状況、その置かれている環境等に応じて、その者の選択に基づき、その者の居宅において、又は厚生労働省令で定めるサービスの拠点に通わせ、若しくは短期間宿泊させ、当該拠点において、その介護予防を目的として、入浴、排せつ、食事等の介護その他の日常生活上の支援であつて厚生労働省令で定めるもの及び機能訓練を行うことをいう。

17 この法律において「介護予防認知症対応型共同生活介護」とは、要支援者（厚生労働省令で定める要支援状態区分に該当する状態である者に限る。）であつて認知症であるもの（その者の認知症の原因となる疾患が急性の状態にある者を除く。）について、その共同生活を営むべき住居において、その介護予防を目的として、入浴、排せつ、食事等の介護その他の日常生活上の支援及び機能訓練を行うことをいう。

18 この法律において「介護予防支援」とは、居宅要支援者が第五十三条第一項に規定する指定介護予防サービス又は特例介護予防サービスに係る介護予防サービス若しくはこれに相当するサービス、第五十四条の二第一項に規定する指定地域密着型介護予防サービス又は特例地域密着型介護予防サービスに係る地域密着型介護予防サービス若しくはこれに相当するサービス及びその他の介護予防に資する保健医療サービス又は福祉サービス（以下この項において「指定介護予防サービス等」という。）の適切な利用等を行うこと規定する地域包括支援センターの職員のうち厚生労働省令で定める者が、当該居宅要支援者の依頼を受けて、その心身の状況、その置かれていた環境、当該居宅要支援者及びその家族の希望等を勘案し、利用する指定介護予防サービス等の種類及び内容、これを担当する者その他厚生労働省令で定める事項を定めた計画（以下この項及び別表において「介護予防サービス計画」という。）を作成するとともに、当該介護予防サービス計画に基づく指定介護予防サービス等の提供が確保されるよう、第五十三条第一項に規定する指定介護予防サービス事業者、第五十四条の二第一項に規定する指定地域密着型介護予防サービス事業者その他の者との連絡調整その他の便宜の提供を行うことをいい、「介護予防支援事業」とは、介護予防支援を行う事業をいう。

る場所に住所を変更したと認められる被保険者にあつては入居の際現に要介護者である者に限り、第三号に掲げる施設に入所することにより当該施設の所在する場所に住所を変更したと認められる被保険者にあつては老人福祉法第十一条第一号の規定による入所措置がとられた者に限る。以下この条において「住所特例対象被保険者」という。を加え、「入所した」を「入所等をした」に、「二以上の介護保険施設」を「二以上の住所特例対象施設」に、「入所している被保険者」を「入所等をしている住所特例対象被保険者」に、「入所している介護保険施設」を「入所等をしている住所特例対象施設」に、「入所する直前に入所していた介護保険施設」を「入所等をする直前に入所等をして入所した住所特例対象施設」に、「それぞれに入所する」を「それぞれに入所等をする」に改め、同項に次の各号を加える。

一 介護保険施設
二 介護専用型特定施設のうち、その入居定員が三十人以上であるもの
三 老人福祉法第二十条の四に規定する養護老人ホーム

第十三条第二項第一号中「入所して」を「入所等をして」に、「介護保険施設」を「住所特例対象施設」に、「入所する」を「入所等をする」に、「被保険者」を「住所特例対象被保険者」に、「入所した」を「入所等をした」に改め、同項第二号中「入所して」を「入所等をして」に、「介護保険施設」を「住所特例対象施設」に、「入所する」を「入所等をする」に、「継続入所」を「継続入所等」に、「被保険者」を「住所特例対象被保険者」に改め、同条第三項中「二項の規定の適用を受ける被保険者」を「住所特例対象被保険者」に、「入所して」を「入所等をして」に、「介護保険施設」を「住所特例対象施設」に、「当該被保険者」を「当該住所特例対象被保険者」に改める。
第十五条第二項中「区長」の下に「。以下同

じ。」を加える。

第十八条第二号中「要介護状態となるおそれがある状態」を「要支援状態」に改め、同条第三号中「要介護状態」の下に「又は要支援状態」を加え、「若しくは」を「又は」に改め、「又は要介護状態となることの予防」を削る。

第十九条第二号中「該当すること」の下に「及びその該当する要支援状態区分」を加える。

第二十条中「要介護状態となるおそれがある状態」を「要支援状態」に改める。

第二十一条第二号中「又は短期入所療養介護」を「若しくは短期入所療養介護又は介護予防訪問看護、介護予防訪問リハビリテーション、介護予防通所リハビリテーション若しくは介護予防短期入所療養介護」に、「又は施設サービス」を「施設サービス又は介護予防サービス若しくはこれに相当するサービス」に改め、同条第三号中「規定する指定居宅サービス事業者」の下に「第四十二条の二第一項に規定する指定地域密着型サービス事業者」を加え、「又は介護保険施設」を「介護保険施設、第五十三条第一項に規定する指定介護予防サービス事業者、第五十四条の二第一項に規定する指定地域密着型介護予防サービス事業者又は第五十八条第一項に規定する指定介護予防支援事業者」に、「第五十三条第四項において準用する場合を含む。」を、「第四十二条の二第六項」に改め、「第五十八条第四項において準用する場合を含む。」を削り、「又は第五十一条の二第四項（第六十一条の二第四項において準用する場合を含む。）を」、「第五十一条の二第四項、第五十三条第四項、第五十四条の二第六項、第五十八条第四項又は第六十一条の二第四項」に改める。

第二十三条中「又は当該保険給付に係る」を「若しくは当該保険給付に係る居宅サービス等（これに改め、「居宅サービス（これに相当するサービスを含む。）の下に「地域密着型サービス（これに相当するサービスを含む。）を加え、若しくは施設サービス」を「施設サービス、介護

護予防サービス（これに相当するサービスを含む。）を、「地域密着型介護予防サービス（これに相当するサービスを含む。）若しくは介護予防支援（これに相当するサービスを含む。）をいう。以下同じ。」に改め、「保険給付に係る第四十四条第一項に規定する特定福祉用具を販売する者」を削り、「行う者」の下に「又はこれらの者であった者（第二十四条の二第一項第一号において「照会等対象者」という。）を加える。

第二十四条第一項中「居宅介護福祉用具購入費の支給及び」を削り、「並びに居宅支援福祉用具購入費の支給及び居宅支援住宅改修費」を「及び介護予防住宅改修費」に改め、「居宅サービス（これに相当するサービスを含む。）居宅介護支援（これに相当するサービスを含む。）若しくは施設サービス（以下「及び」という。）を削る。

第二十四条の次に次の一条を加える。
(指定市町村事務受託法人)
第二十四条の二 市町村は、次に掲げる事務の一部を、法人であつて厚生労働省令で定める要件に該当し、当該事務を適正に実施することとができると認められるものとして都道府県知事が指定するもの（以下この条において「指定市町村事務受託法人」という。）に委託することができ、

一 第二十三条に規定する事務（照会等対象者の選定に係るものを除く。）
二 第二十七条第二項（第二十八条第四項、第二十九条第二項、第三十条第二項、第三十一条第二項及び第三十二条第二項（第三十三条第四項、第三十三条の二第二項、第三十三条の三第二項及び第三十四条第二項において準用する場合を含む。）において準用する場合を含む。）の規定による調査に関する事務

三 その他厚生労働省令で定める事務
2 指定市町村事務受託法人は、前項第二号の事務を行うときは、介護支援専門員その他厚生労働省令で定める者に当該委託に係る調査を行わせるものとする。

3 指定市町村事務受託法人の役員若しくは職員（前項の介護支援専門員その他厚生労働省令で定める者を含む。）次項において同じ。）又はこれらの職にあつた者は、正当な理由なしに、当該委託事務に関して知り得た秘密を漏らしてはならない。

4 指定市町村事務受託法人の役員又は職員で、当該委託事務に従事するものは、刑法明治四十年法律第四十五号「その他の罰則の適用については、法令により公務に従事する職員とみなす。

5 市町村は、第一項の規定により事務を委託したときは、厚生労働省令で定めるところにより、その旨を公示しなければならない。

6 前各項に定めるもののほか、指定市町村事務受託法人に必要事項は、政令で定める。

第二十七条第一項中「又は介護保険施設（以下この条及び第三十二条第一項において「指定居宅介護支援事業者等」という。）を、「地域密着型介護老人福祉施設若しくは介護保険施設であつて厚生労働省令で定めるもの又は第五十五条の三十九第一項に規定する地域包括支援センター」に改め、同条第二項後段中「市町村は」の下に「当該被保険者が遠隔の地に居所を有するときは」を加え、「指定居宅介護支援事業者等に委託する」を「他の市町村に嘱託する」に改め、同条第三項から第五項までを削り、第六項を第三項とし、同条第七項中「調査」の下に「（第二十四条の二第一項第二号の規定により委託された場合にあつては、当該委託に係る調査を含む。）を加え、同項を同条第四項とし、同条第八項第二号中「指定居宅サービス」の下に「第四十二条の二第二項に規定する指定地域密着型サービス」を加え、同項を同条第五項とし、同条第九項中「第六項」を「第三項」に改め、同項を同条第六項とし、同条第十項中「第

八項前段」を「第五項前段」に改め、同項第二号中「第八項第二号」を「第五項第二号」に改め、同項を同条第七項とし、同条第十一項を同条第八項とし、同条第十二項中「第八項前段」を「第五項前段」に改め、同項を同条第九項とし、同条第十三項中「調査」の下に「（第二十四条の二第二項第二号の規定により委託された場合にあつては、当該委託に係る調査を含む。）」を加え、「第六項ただし書」を「第三項ただし書」に改め、同項を同条第十項とし、同条第十四項を第十一項とし、第十五項を第十二項とする。

第二十八条第四項中「第十一項」を「第八項」に改め、同条第六項を第十項とし、第五項を第九項とし、第四項の次に次の四項を加える。

5 市町村は、前項において準用する前条第二項の調査を第四十六条第一項に規定する指定居宅介護支援事業者、地域密着型介護老人福祉施設、介護保険施設その他の厚生労働省令で定める事業者若しくは施設（以下この条において「指定居宅介護支援事業者等」という。）又は介護支援専門員であつて厚生労働省令で定めるものに委託することができる。

6 前項の規定により委託を受けた指定居宅介護支援事業者等は、介護支援専門員その他厚生労働省令で定める者に当該委託に係る調査を行わせるものとする。

7 第五項の規定により委託を受けた指定居宅介護支援事業者等（その者が法人である場合にあつては、その役員。次項において同じ。）若しくはその職員（前項の介護支援専門員その他厚生労働省令で定める者を含む。）次項において同じ。）若しくは介護支援専門員又はこれらの職にあつた者は、正当な理由なしに、当該委託業務に関して知り得た個人の秘密を漏らしてはならない。

8 第五項の規定により委託を受けた指定居宅介護支援事業者等若しくはその職員又は介護支援専門員で、当該委託業務に従事するもの

は、刑法その他の罰則の適用については、法令により公務に従事する職員とみなす。

第二十九条第二項中「第二十七条の下に」及び前条第五項から第八項まで」を加え、同項に後段として次のように加える。

この場合において、これらの規定に関し必要な技術的読替えは、政令で定める。

第三十条第一項中「第二十七条第八項後段」を「第二十七条第五項後段」に改め、同条第二項中「第九項」を「第六項」に、「第十項前段」を「第七項前段並びに第二十八条第五項から第八項まで」に改める。

第三十一条第一項中「第二十七条第十項各号」を「第二十七条第七項各号」に改め、同項第二号中「調査」の下に「(第二十四条の二第一項第二号又は前条第二項若しくは次項において準用する第二十八条第五項の規定により委託された場合にあつては、当該委託に係る調査を含む。)」を加え、「第二十七条第六項ただし書」を「第二十七条第三項ただし書」に改め、同条第二項中「第七項まで、第八項前段、第九項及び第十項前段」を「第四項まで、第五項前段、第六項及び第七項前段並びに第二十八条第五項から第八項まで」に改める。

第三十二条第一項中「指定居宅介護支援事業者等」を「第四十六条第一項に規定する指定居宅介護支援事業者、地域密着型介護老人福祉施設若しくは介護保険施設であつて厚生労働省令で定めるもの又は第百十五条の三十九第一項に規定する地域包括支援センター」に改め、同条第二項中「から第六項まで」を「及び第三項」に、「並びに前項」を「並びに同項」に改め、同条第三項中「調査」の下に「(第二十四条の二第一項第二号の規定により委託された場合にあつては、当該委託に係る調査を含む。)」を加え、「同条第六項」を「第二十七条第三項」に改め、同条第六項中「要介護状態となるおそれがある状態に該当すること。」を「要支援状態に該当すること及びその該当する要支援状態区分」に改める。

第三十三条第一項中「指定居宅介護支援事業者等」を「第四十六条第一項に規定する指定居宅介護支援事業者、地域密着型介護老人福祉施設若しくは介護保険施設であつて厚生労働省令で定めるもの又は第百十五条の三十九第一項に規定する地域包括支援センター」に改め、同条第二項中「から第六項まで」を「及び第三項」に、「並びに前項」を「並びに同項」に改め、同条第三項中「調査」の下に「(第二十四条の二第一項第二号の規定により委託された場合にあつては、当該委託に係る調査を含む。)」を加え、「同条第六項」を「第二十七条第三項」に改め、同条第六項中「要介護状態となるおそれがある状態に該当すること。」を「要支援状態に該当すること及びその該当する要支援状態区分」に改める。

め、同項第二号中「要介護状態となるおそれがある状態に該当すること及びその要介護状態となるおそれがある状態」を「要支援状態に該当すること、その該当する要支援状態区分及びその要支援状態」に改め、同条第四項第一号中「要介護状態となることを予防する」を「要支援状態の軽減又は悪化の防止の」に改め、同項第二号中「第四十一条第一項」を「第五十三条第一項」に、「指定居宅サービス」を「指定介護予防サービス又は第五十四条の二第一項に規定する指定地域密着型介護予防サービス」に改め、同条第五項中「第二十七条第九項」を「第二十七条第六項」に改め、同条第六項第一号を次のように改める。

一 該当する要支援状態区分
第三十二条第九項中「第二十七条第十三項から第十五項まで」を「第二十七条第十項から第十二項まで」に改める。

第三十三条第一項中「要支援認定は、」の下に「要支援状態区分に応じて」を加え、同条第二項中「要介護状態となるおそれがある状態」を「要支援状態」に改め、同条第四項中「除く。」の下に「及び第二十八条第五項から第八項まで」を加え、「同条」を「これら」に改める。

第三十三条の次に次の二条を加える。

(要支援状態区分の変更の認定)
第三十三条の二 要支援認定を受けた被保険者は、その支援の必要の程度が現に受けている要支援認定に係る要支援状態区分以外の要支援状態区分に該当すると認めるときは、厚生労働省令で定めるところにより、市町村に対し、要支援状態区分の変更の認定の申請をすることができ、

2 第二十八条第五項から第八項まで及び第三十二条の規定は、前項の申請及び当該申請に係る要支援状態区分の変更について準用する。この場合において、これらの規定に関し必要な技術的読替えは、政令で定める。

第三十三条の三 市町村は、要支援認定を受け

た被保険者について、その支援の必要の程度が低下したことにより当該要支援認定に係る要支援状態区分以外の要支援状態区分に該当するに至つたと認めるときは、要支援状態区分の変更の認定をすることができ、この場合において、市町村は、厚生労働省令で定めるところにより、当該変更の認定に係る被保険者に対しその被保険者証の提出を求め、これに当該変更の認定に係る要支援状態区分及び次項において準用する第三十二条第四項後段の規定による認定審査会の意見(同項第二号に掲げる事項に係るものに限る。)を記載し、これを返付するものとする。

2 第二十八条第五項から第八項まで並びに第三十二条第二項から第五項まで及び第六項前段の規定は、前項の要支援状態区分の変更の認定について準用する。この場合において、これらの規定に関し必要な技術的読替えは、政令で定める。

第三十四条第一項第二号中「なしに、」の下に「前条第二項若しくは」を、「調査」の下に「(第二十四条の二第一項第二号又は前条第二項若しくは次項において準用する第二十八条第五項の規定により委託された場合にあつては、当該委託に係る調査を含む。)」を加え、「第二十七条第六項ただし書」を「第二十七条第三項ただし書」に改め、同条第二項中「第三十二条第二項」を「第二十八条第五項から第八項まで並びに第三十二条第二項」に改める。

第三十五条第一項中「第二十七条第七項」を「第二十七条第四項」に、「第二十七条第八項」を「第二十七条第五項」に改め、同条第四項中「同条第七項」を「同条第四項」に、「同条第八項」を「同条第五項」に、「同条第十項各号」を「同条第七項各号」に改め、同条第五項中「第二十七条第七項」を「第二十七条第四項」に、「第二十七条第八項」を「第二十七条第五項」に改める。

前段」を「第二十七条第四項及び第七項前段」に改める。

第三十七条第一項中「準用する第二十七条第十項」を「準用する第二十七条第七項」に、「又は要支援更新認定」を「要支援更新認定又は第三十三条の二第二項において準用する第三十二条第六項若しくは第三十三条の三第一項の規定による要支援状態区分の変更の認定」に、「第二十七条第八項第一号」を「第二十七条第五項第一号」に改め、「第三十二条第四項第一号(第三十三条第四項)の下に」第三十三条の二第二項及び第三十三条の三第二項を加え、「若しくは施設介護サービス費」を「地域密着型介護サービス費若しくは特例地域密着型介護サービス費に係る地域密着型サービス、施設介護サービス費」に、「又は居宅支援サービス費若しくは特例居宅支援サービス費に係る居宅サービス」を「介護予防サービス費若しくは特例介護予防サービス費に係る介護予防サービス又は地域密着型介護予防サービス費若しくは特例地域密着型介護予防サービス費に係る地域密着型介護予防サービス」に、「第二十七条第十項後段」を「第二十七条第七項後段」に、「第三十二条第六項後段(第三十三条第四項において準用する場合を含む。)」を「第三十二条第六項後段(第三十三条第四項及び第三十三条の二第二項において準用する場合を含む。)、第三十三条の三第一項後段」に、「又は施設サービス」を「地域密着型サービス、施設サービス、介護予防サービス又は地域密着型介護予防サービス」に改め、同条第二項、第四項及び第五項中「又は施設サービス」を「地域密着型サービス、施設サービス、介護予防サービス又は地域密着型介護予防サービス」に改める。

第三十八条第三項中「区長」の下に「。以下同じ。」を加え、同条第四項中「第三十三条第四項」の下に「第三十三条の二第二項、第三十三条の三第二項」を加え、「含む。」及び「を(含む。)、第三十三条の三及び」に改める。

第三十三条の三 市町村は、要支援認定を受け

第四十条中第十一号を第十三号とし、第三号から第十号までを二号ずつ繰り下げ、第二号の次に次の二号を加える。

三 地域密着型介護サービス費の支給

四 特例地域密着型介護サービス費の支給

第四十一条第一項中「費用（」の下に「特定福祉用具の購入に要した費用を除き、」を加え、「認知症対応型共同生活介護及び特定施設入所者生活介護」を「及び特定施設入居者生活介護」に改め、同条第四項第二号中「認知症対応型共同生活介護及び特定施設入居者生活介護」を「及び特定施設入居者生活介護」に改め、同条第十一項中「支払に関する」を削る。

第四十二条第一項第二号中「及び第五十四条第一項」を削り、同条第二項中「費用（」の下に「特定福祉用具の購入に要した費用を除き、」を加え、「認知症対応型共同生活介護及び特定施設入所者生活介護」を「及び特定施設入居者生活介護」に改め、同条に次の二項を加える。

3 市町村長は、特例居宅介護サービス費の支給に必要があると認めるときは、当該支給に係る居宅サービス費若しくはこれに相当するサービスを担当する者若しくは担当した者（以下この項において「居宅サービス等を担当する者等」という。）に対し、報告若しくは帳簿書類の提出若しくは提示を命じ、若しくは出頭を求め、又は当該職員に関係者に対し質問させ、若しくは当該居宅サービス等を担当する者等の当該支給に係る事業所に立ち入り、その設備若しくは帳簿書類その他の物件を検査させることができる。

4 第二十四条第三項の規定は前項の規定による質問又は検査について、同条第四項の規定は前項の規定による権限について準用する。

第四十二条の次に次の二条を加える。

（地域密着型介護サービス費の支給）

第四十二条の二 市町村は、要介護被保険者が、当該市町村の長が指定する者（以下「指定地域密着型サービス事業者」という。）から当該指定に係る地域密着型サービス事業を行う事業所により行われる地域密着型サービス（以下「指定地域密着型サービス」という。）を受けたときは、当該要介護被保険者に対し、当該指定地域密着型サービスに要した費用（認知症対応型通所介護、小規模多機能型居宅介護、認知症対応型共同生活介護、地域密着型特定施設入居者生活介護及び地域密着型介護老人福祉施設入所者生活介護に要した費用については、食事の提供に要する費用、居住に要する費用その他の日常生活に要する費用として厚生労働省令で定める費用を除く。以下この条において同じ。）について、地域密着型介護サービス費を支給する。ただし、当該要介護被保険者が、第三十七条第一項の規定による指定を受けている場合において、当該指定に係る種類以外の地域密着型サービスを受けたときは、この限りでない。

2 地域密着型介護サービス費の額は、次の各号に掲げる地域密着型サービスの区分に応じ、当該各号に定める額とする。

一 夜間対応型訪問介護及び認知症対応型通所介護 これらの地域密着型サービスの種類ごとに、当該地域密着型サービスの種類に係る指定地域密着型サービスの内容、当該指定地域密着型サービスの事業を行う事業所の所在する地域等を勘案して算定される当該指定地域密着型サービスに要する平均的な費用（認知症対応型通所介護に要する費用については、食事の提供に要する費用その他の日常生活に要する費用として厚生労働省令で定める費用を除く。）の額を、当該現に指定地域密着型サービスに要した費用の額とする。）の百分の九十に相当する額

共同生活介護、地域密着型特定施設入居者生活介護及び地域密着型介護老人福祉施設入所者生活介護 これらの地域密着型サービスの種類ごとに、要介護状態区分、当該地域密着型サービスの種類に係る指定地域密着型サービスの事業を行う事業所の所在する地域等を勘案して算定される当該指定地域密着型サービスに要する平均的な費用（食事の提供に要する費用、居住に要する費用その他の日常生活に要する費用として厚生労働省令で定める費用を除く。）の額を、当該現に指定地域密着型サービスに要した費用の額（その額が現に当該指定地域密着型サービスに要した費用の額を超えるときは、当該現に指定地域密着型サービスに要した費用の額とする。）の百分の九十に相当する額

3 厚生労働大臣は、前項各号の基準を定めようとするときは、あらかじめ社会保障審議会の意見を聴かなければならない。

4 市町村は、第二項各号の規定にかかわらず、同項各号に定める地域密着型介護サービス費の額に代えて、その額を超えない額を、当該市町村における地域密着型介護サービス費の額とすることができる。

5 市町村は、前項の当該市町村における地域密着型介護サービス費の額を定めようとするときは、あらかじめ、当該市町村が行う介護保険の被保険者その他の関係者の意見を反映させ、及び学識経験を有する者の知見の活用を図るために必要な措置を講じなければならぬ。

6 要介護被保険者が指定地域密着型サービス事業者から指定地域密着型サービスを受けたとき（当該要介護被保険者が第四十六条第四項の規定により指定居宅介護支援を受けることにつきあらかじめ市町村に届け出ている場合であって、当該指定地域密着型サービスが当該指定居宅介護支援の対象となっている場合その他の厚生労働省令で定める場合に限る。）は、市町村は、当該要介護被保険者が当該指定地域密着型サービス事業者に支払うべき当該指定地域密着型サービスに要した費用について、地域密着型介護サービス費として当該要介護被保険者に対し支給すべき額の限度において、当該要介護被保険者に代わり、当該指定地域密着型サービス事業者に支払うことができる。

7 前項の規定による支払があつたときは、要介護被保険者に対し地域密着型介護サービス費の支給があつたものとみなす。

8 市町村は、指定地域密着型サービス事業者から地域密着型介護サービス費の請求があつたときは、第二項各号の厚生労働大臣が定める基準又は第四項の規定により市町村が定める額及び第七十八条の四第二項又は第四項に規定する指定地域密着型サービスの事業の設備及び運営に関する基準（指定地域密着型サービスの取扱いに関する部分に限る。）に照らして審査した上、支払うものとする。

9 第四十一条第二項、第三項、第十項及び第十一項の規定は地域密着型介護サービス費の支給について、同条第八項の規定は指定地域密着型サービス事業者について準用する。この場合において、これらの規定に関し必要な技術的読替は、政令で定める。

10 前各項に規定するもののほか、地域密着型介護サービス費の支給及び指定地域密着型サービス事業者の地域密着型介護サービス費の請求に關して必要な事項は、厚生労働省令で定める。

（特例地域密着型介護サービス費の支給）

第四十二条の三 市町村は、次に掲げる場合には、要介護被保険者に対し、特例地域密着型介護サービス費を支給する。

一 要介護被保険者が、当該要介護認定の効力が生じた日前に、緊急その他やむを得ない理由により指定地域密着型サービスを受

該指定に係る地域密着型サービス事業を行う事業所により行われる地域密着型サービス（以下「指定地域密着型サービス」という。）を受けたときは、当該要介護被保険者に対し、当該指定地域密着型サービスに要した費用（認知症対応型通所介護、小規模多機能型居宅介護、認知症対応型共同生活介護、地域密着型特定施設入居者生活介護及び地域密着型介護老人福祉施設入所者生活介護に要した費用については、食事の提供に要する費用、居住に要する費用その他の日常生活に要する費用として厚生労働省令で定める費用を除く。以下この条において同じ。）について、地域密着型介護サービス費を支給する。ただし、当該要介護被保険者が、第三十七条第一項の規定による指定を受けている場合において、当該指定に係る種類以外の地域密着型サービスを受けたときは、この限りでない。

二 小規模多機能型居宅介護、認知症対応型

共同生活介護、地域密着型特定施設入居者生活介護及び地域密着型介護老人福祉施設入所者生活介護 これらの地域密着型サービスの種類ごとに、要介護状態区分、当該地域密着型サービスの種類に係る指定地域密着型サービスの事業を行う事業所の所在する地域等を勘案して算定される当該指定地域密着型サービスに要する平均的な費用（食事の提供に要する費用、居住に要する費用その他の日常生活に要する費用として厚生労働省令で定める費用を除く。）の額を、当該現に指定地域密着型サービスに要した費用の額（その額が現に当該指定地域密着型サービスに要した費用の額を超えるときは、当該現に指定地域密着型サービスに要した費用の額とする。）の百分の九十に相当する額

3 厚生労働大臣は、前項各号の基準を定めようとするときは、あらかじめ社会保障審議会の意見を聴かなければならない。

4 市町村は、第二項各号の規定にかかわらず、同項各号に定める地域密着型介護サービス費の額に代えて、その額を超えない額を、当該市町村における地域密着型介護サービス費の額とすることができる。

5 市町村は、前項の当該市町村における地域密着型介護サービス費の額を定めようとするときは、あらかじめ、当該市町村が行う介護保険の被保険者その他の関係者の意見を反映させ、及び学識経験を有する者の知見の活用を図るために必要な措置を講じなければならぬ。

6 要介護被保険者が指定地域密着型サービス事業者から指定地域密着型サービスを受けたとき（当該要介護被保険者が第四十六条第四項の規定により指定居宅介護支援を受けることにつきあらかじめ市町村に届け出ている場合であって、当該指定地域密着型サービスが当該指定居宅介護支援の対象となっている場合その他の厚生労働省令で定める場合に限る。）は、市町村は、当該要介護被保険者が当該指定地域密着型サービス事業者に支払うべき当該指定地域密着型サービスに要した費用について、地域密着型介護サービス費として当該要介護被保険者に対し支給すべき額の限度において、当該要介護被保険者に代わり、当該指定地域密着型サービス事業者に支払うことができる。

7 前項の規定による支払があつたときは、要介護被保険者に対し地域密着型介護サービス費の支給があつたものとみなす。

8 市町村は、指定地域密着型サービス事業者から地域密着型介護サービス費の請求があつたときは、第二項各号の厚生労働大臣が定める基準又は第四項の規定により市町村が定める額及び第七十八条の四第二項又は第四項に規定する指定地域密着型サービスの事業の設備及び運営に関する基準（指定地域密着型サービスの取扱いに関する部分に限る。）に照らして審査した上、支払うものとする。

9 第四十一条第二項、第三項、第十項及び第十一項の規定は地域密着型介護サービス費の支給について、同条第八項の規定は指定地域密着型サービス事業者について準用する。この場合において、これらの規定に関し必要な技術的読替は、政令で定める。

10 前各項に規定するもののほか、地域密着型介護サービス費の支給及び指定地域密着型サービス事業者の地域密着型介護サービス費の請求に關して必要な事項は、厚生労働省令で定める。

（特例地域密着型介護サービス費の支給）

第四十二条の三 市町村は、次に掲げる場合には、要介護被保険者に対し、特例地域密着型介護サービス費を支給する。

一 要介護被保険者が、当該要介護認定の効力が生じた日前に、緊急その他やむを得ない理由により指定地域密着型サービスを受

けた場合において、必要があると認めるとき。

二 指定地域密着型サービス（地域密着型介護老人福祉施設入所者生活介護を除く。以下この号において同じ。）の確保が著しく困難である離島その他の地域であつて厚生労働大臣が定める基準に該当するものに住所を有する要介護被保険者が、指定地域密着型サービス以外の地域密着型サービス（地域密着型介護老人福祉施設入所者生活介護を除く。）又はこれに相当するサービスを受けた場合において、必要があると認めるとき。

三 その他政令で定めるとき。

2 特例地域密着型介護サービス費の額は、当該地域密着型サービス又はこれに相当するサービスについて前条第二項各号の厚生労働大臣が定める基準により算定した費用の額（その額が現に当該地域密着型サービス又はこれに相当するサービスに要した費用（認知症対応型通所介護、小規模多機能型居宅介護、認知症対応型共同生活介護、地域密着型特定施設入居者生活介護及び地域密着型介護老人福祉施設入所者生活介護並びにこれらに相当するサービスに要した費用については、食事の提供に要する費用、居住に要する費用その他の日常生活に要する費用として厚生労働省令で定める費用を除く。）の額を超えるときは、当該現に地域密着型サービス又はこれに相当するサービスに要した費用の額とする。）の百分の九十に相当する額又は同条第四項の規定により市町村が定めた額を基準として、市町村が定める。

3 市町村長は、特例地域密着型介護サービス費の支給に必要があると認めるときは、当該支給に係る地域密着型サービス若しくはこれに相当するサービスを担当する者若しくは担当した者（以下この項において「地域密着型サービス等」を担当する者等」とい

う。）に対し、報告若しくは帳簿書類の提出若しくは提示を命じ、若しくは出頭を求め、又は当該職員に関係者に対して質問させ、若しくは当該地域密着型サービス等を担当する者等の当該支給に係る事業所に立ち入り、その設備若しくは帳簿書類その他の物件を検査させることができる。

4 第二十四条第三項の規定は前項の規定による質問又は検査について、同条第四項の規定は前項の規定による権限について準用する。第四十三条第一項中「居宅サービス区分」を「居宅サービス等区分」に改め、「（同じ。）」の下に「及び地域密着型サービス（これに相当するサービスを含み、地域密着型介護老人福祉施設入所者生活介護を除く。以下この条において同じ。）」を、「特例居宅介護サービス費の額の総額」の下に「並びに地域密着型サービスにつき支給する地域密着型介護サービス費の額の総額」を加え、「居宅介護サービス費区分支給限度基準額」を「居宅介護サービス費等区分支給限度基準額」に改め、同条第二項中「居宅介護サービス費区分支給限度基準額」を「居宅介護サービス費等区分支給限度基準額」に改め、「居宅サービス区分」を「居宅サービス等区分」に改め、「に係る居宅サービス」の下に「及び地域密着型サービス」を、「当該居宅サービス」の下に「及び地域密着型サービス」を、「第四十一条第四項各号」の下に「及び第四十二条の二第二項各号」を加え、同条第三項中「居宅介護サービス費区分支給限度基準額」を「居宅介護サービス費等区分支給限度基準額」に改め、同条第四項中「が居宅サービス」の下に「及び地域密着型サービス」を加え、「居宅サービス区分」を「居宅サービス等区分」に改め、「特例居宅介護サービス費の額の合計額」の下に「並びに一の種類の地域密着型サービスにつき支給する地域密着型介護サービス費の額の総額及び特例地域密着型介護サービス費の額の総

額の合計額」を加え、「居宅介護サービス費種類支給限度基準額」を「居宅介護サービス費等種類支給限度基準額」に改め、同条第五項中「居宅介護サービス費種類支給限度基準額」を「居宅介護サービス費等種類支給限度基準額」に改め、「居宅サービス」の下に「及び地域密着型サービス」を、「当該居宅サービス」の下に「及び地域密着型サービス」を、「第四十一条第四項各号」の下に「及び第四十二条の二第二項各号」を加え、「居宅サービス区分」を「居宅サービス等区分」に、「居宅介護サービス費区分支給限度基準額」を「居宅介護サービス費等区分支給限度基準額」に、「講ぜられた」を「講じられた」に改め、同条第六項中「居宅介護サービス費又は」を「居宅介護サービス費若しくは」に改め、「特例居宅介護サービス費」の下に「又は地域密着型介護サービス費若しくは特例地域密着型介護サービス費」を加え、「第四十一条第四項各号又は」を「第四十一条第四項各号若しくは第四十二条第二項又は第四十二条の二第二項各号若しくは第四項若しくは」に改める。第四十四条第一項中「入浴又は排せつの用に供する福祉用具その他の厚生労働大臣が定める福祉用具（以下「特定福祉用具」という。）を「特定福祉用具販売に係る指定居宅サービス事業者から当該指定に係る居宅サービス事業を行う事業所において販売される特定福祉用具」に改める。

第四十五条に次の二項を加える。

8 市町村長は、居宅介護住宅改修費の支給に必要があると認めるときは、当該支給に係る住宅改修を行う者若しくは住宅改修を行った者（以下この項において「住宅改修を行う者等」という。）に対し、報告若しくは帳簿書類の提出若しくは提示を命じ、若しくは出頭を求め、又は当該職員に関係者に対して質問させ、若しくは当該住宅改修を行う者等の当該支給に係る事業所に立ち入り、その帳簿書類その他の物件を検査させることができる。

9 第二十四条第三項の規定は前項の規定による質問又は検査について、同条第四項の規定は前項の規定による権限について準用する。第四十七条第一項第一号中「及び第五十九条第一項」を削り、同条に次の二項を加える。

3 市町村長は、特例居宅介護サービス計画費の支給に必要があると認めるときは、当該支給に係る居宅介護支援若しくはこれに相当するサービスを担当する者若しくは担当した者（以下この項において「居宅介護支援等を担当する者等」という。）に対し、報告若しくは帳簿書類の提出若しくは提示を命じ、若しくは出頭を求め、又は当該職員に関係者に対して質問させ、若しくは当該居宅介護支援等を担当する者等の当該支給に係る事業所に立ち入り、その帳簿書類その他の物件を検査させることができる。

4 第二十四条第三項の規定は前項の規定による質問又は検査について、同条第四項の規定は前項の規定による権限について準用する。第四十九条に次の二項を加える。

3 市町村長は、特例施設介護サービス費の支給に必要があると認めるときは、当該支給に係る施設サービス等を担当する者若しくは担当した者（以下この項において「施設サービス等を担当する者等」という。）に対し、報告若しくは帳簿書類の提出若しくは提示を命じ、若しくは出頭を求め、又は当該職員に関係者に対して質問させ、若しくは当該施設サービス等を担当する者等の当該支給に係る施設に立ち入り、その設備若しくは帳簿書類その他の物件を検査させることができる。

4 第二十四条第三項の規定は前項の規定による質問又は検査について、同条第四項の規定は前項の規定による権限について準用する。第五十条中「含む。」の下に「地域密着型サービス（これに相当するサービスを含む。）」を加え、「特定福祉用具の購入」を削り、同

を削り、同

条第一号及び第二号中「第七項」を「第六項」に改め、同条第六号中「第八項」を「第七項」に改め、同号を同条第八号とし、同条第五号中「第八項」を「第七項」に改め、同号を同条第七号とし、同条第四号中「第四十九条第二項」を「前条第二項」に改め、同号を同条第六号とし、同条中第三号を第五号とし、第二号の次に次の二号を加える。

三 地域密着型介護サービス費の支給 第四十二条の二第二項第一号及び第二号並びに第四十三条第一項、第四項及び第六項

四 特別地域密着型介護サービス費の支給 第四十二条の三第二項並びに第四十三条第一項、第四項及び第六項

第五十一条第一項中「含む。」の下に「、地域密着型サービス（これに相当するサービスを含む。）を、」特別居宅介護サービス費」の下に「、地域密着型介護サービス費、特別地域密着型介護サービス費」を加え、同条第二項中「居宅サービス」の下に「、地域密着型サービス」を加える。

第五十一条の二第二項中「指定施設サービス等」の下に「、指定地域密着型サービス」を、「行う介護保険施設」の下に「、指定地域密着型サービス事業者」を加え、同項中第五号を第六号とし、第四号を第五号とし、第三号の次に次の一号を加える。

四 地域密着型介護老人福祉施設入所者生活介護

第五十二条第一号中「居宅支援サービス費」を「介護予防サービス費」に改め、同条第二号中「特別居宅支援サービス費」を「特別介護予防サービス費」に改め、同条第九号中「特別特定入所者支援サービス費」を「特別特定入所者介護予防サービス費」に改め、同号を同条第十一号とし、同条第八号中「特定入所者支援サービス費」を「特定入所者介護予防サービス費」に改め、同号を同条第十号とし、同条第七号中「高額居宅支援サービス費」を「高額介護予防

サービス費」に改め、同号を同条第九号とし、同条第六号中「特別居宅支援サービス計画費」を「特別介護予防サービス計画費」に改め、同号を同条第八号とし、同条第五号中「居宅支援サービス計画費」を「介護予防サービス計画費」に改め、同号を同条第七号とし、同条第四号中「居宅支援住宅改修費」を「介護予防住宅改修費」に改め、同号を同条第六号とし、同条第三号中「居宅支援福祉用具購入費」を「介護予防福祉用具購入費」に改め、同号を同条第五号とし、同条第二号の次に次の二号を加える。

三 地域密着型介護予防サービス費の支給 第四十二条の二第二項並びに第四十三条第一項、第四項及び第六項

第五十三条の見出し中「居宅支援サービス費」を「介護予防サービス費」に改め、同条第一項中「日常生活を営むもの」を「支援を受けるもの」に、「指定居宅サービス事業者から指定居宅サービス（認知症対応型共同生活介護を除く。以下この節において同じ。）を受けたとき」を「都道府県知事が指定する者（以下「指定介護予防サービス事業者」という。）から当該指定に係る介護予防サービス事業を行う事業所により行われる介護予防サービス（以下「指定介護予防サービス」という。）を受けたとき（当該居宅要支援被保険者が、第五十八条第四項の規定により同条第一項に規定する指定介護予防支援を受けることにつきあらかじめ市町村に届け出ている場合であつて、当該指定介護予防サービスが当該指定介護予防支援の対象となつているときその他の厚生労働省令で定めるときに限る。）に、当該指定居宅サービス」を「当該指定介護予防サービス」に、「通所介護、通所リハビリテーション、短期入所生活介護、短期入所療養介護及び特定施設入所者生活介護」を「特定介護予防サービス事業者」に、「指定居宅サービス費」を「指定居宅サービス費」に改め、同条第二号中「短期入所生活介護、短期入所療養介護及び特定施設入所者生活介護」を「介護予防短期入所生活介護、介護予防短期入所療養介護及び介護予防特定施設入居者生活介護」に、「これらの居宅サービス」を「これらの介護予防サービス」に、「当該居宅サービス」を「要支援状態区分、当該介護予防サービス」に、「指定居宅サービス」を「指定介護予防サービス」に改め、同条第四項中「第六項、第七項及び第九項から第十二項まで」を「第十項及び第十一項」に、「居宅支援サービス費」を「介護予防サービス費」に、「指定居宅サービス費」を「介護予防サービス費」に、「指定居宅サービス事業者」を「指定介護予防サービス事業者」に改め、同項を同条第七項とし、同条第三項の次に次の三項を加える。

4 居宅要支援被保険者が指定介護予防サービス事業者から指定介護予防サービスを受けたときは、市町村は、当該居宅要支援被保険者が当該指定介護予防サービス事業者を支払うべき当該指定介護予防サービスに要した費用について、介護予防サービス費として当該居宅要支援被保険者に対し支給すべき額の限度において、当該居宅要支援被保険者に代わり、当該指定介護予防サービス事業者を支払うことができる。

5 前項の規定による支払があつたときは、居宅要支援被保険者に対し介護予防サービス費の支給があつたものとみなす。

6 市町村は、指定介護予防サービス事業者から介護予防サービス費の請求があつたときは、第二項各号の厚生労働大臣が定める基準並びに第百十五条の四第二項に規定する指定介護予防サービスに係る介護予防のための効果的な支援の方法に関する基準及び指定介護予防サービスの事業の設備及び運営に関する基準（指定介護予防サービスの取扱いに関する部分に限る。）に照らして審査した上、支払うものとする。

第五十三条に次の一項を加える。

8 前各項に規定するもののほか、介護予防サービス費の支給及び指定介護予防サービス事業者の介護予防サービス費の請求に関して必要な事項は、厚生労働省令で定める。

第五十四条の見出し中「特別居宅支援サービス費」を「特別介護予防サービス費」に改め、同条第一項中「特別居宅支援サービス費」を「特別介護予防サービス費」に改め、同項第一号中「指定居宅サービス」を「指定介護予防サービス」に改め、同項第二号中「基準該当居宅サービス」に改め、同項第三号中「標準該当居宅サービス」に改め、同項第四号中「介護予防サービス（認知症対応型共同生活介護に相当するものを除く。次号において同じ。）を「指定介護予防サービス（指定介護予防サービス又はこれに相当するサービス（指定介護予防サービスの事業に係る第百十五条の四第一項の厚生労働省令で定める基準及び同項の厚生労働省令で定める員数並びに同条第二項に規定する指定介護予防サービスに係る介護予防のための効果的な支援の方法に関する基準及び指定介護予防サービス

スの事業の設備及び運営に関する基準のうち、厚生労働省令で定めるものを満たすと認められる事業を行う事業所により行われるものに限る。次号において「基準該当介護予防サービス」という。に改め、同項第三号中「指定居宅サービス」を「指定介護予防サービス」に、「基準該当居宅サービス」を「基準該当介護予防サービス」に、「居宅サービス又は」を「介護予防サービス又は」に改め、同条第二項中「特例居宅支援サービス費」を「特例介護予防サービス費」に、「居宅サービス」を「介護予防サービス」に、「通所介護、通所リハビリテーション、短期入所生活介護、短期入所療養介護及び特定施設入所者生活介護」を「特定介護予防福祉用具の購入に要した費用を除き、介護予防通所介護、介護予防通所リハビリテーション、介護予防短期入所生活介護、介護予防短期入所療養介護及び介護予防特定施設入居者生活介護」に改め、同条に次の二項を加える。

3 市町村長は、特例介護予防サービス費の支給に必要があると認めるときは、当該支給に係る介護予防サービス若しくはこれに相当するサービスを担当する者若しくは担当した者（以下この項において「介護予防サービス等を担当する者等」という。）に対し、報告若しくは帳簿書類の提出若しくは提示を命じ、若しくは出頭を求め、又は当該職員に係る者に對して質問させ、若しくは当該介護予防サービス等を担当する者等の当該支給に係る事業所に立ち入り、その設備若しくは帳簿書類その他の物件を検査させることができる。

4 第二十四条第三項の規定は前項の規定による質問又は検査について、同条第四項の規定は前項の規定による権限について準用する。

第五十四条の次に次の二条を加える。
(地域密着型介護予防サービス費の支給)
第五十四条の二 市町村は、居宅要支援被保険者が、当該市町村の長が指定する者（以下、指

定地域密着型介護予防サービス事業者」という。）から当該指定に係る地域密着型介護予防サービス事業を行う事業所により行われる地域密着型介護予防サービス（以下「指定地域密着型介護予防サービス」という。）を受けたとき（当該居宅要支援被保険者が、第五十八条第四項の規定により同条第一項に規定する指定介護予防支援を受けることにつきあらかじめ市町村に届け出ている場合であつて、当該指定地域密着型介護予防サービスが当該指定介護予防支援の対象となつているときその他の厚生労働省令で定めるときに限る。）は、当該居宅要支援被保険者に対し、当該指定地域密着型介護予防サービスに要した費用（食事の提供に要する費用その他の日常生活に要する費用として厚生労働省令で定める費用を除く。以下この条において同じ。）について、地域密着型介護予防サービス費を支給する。ただし、当該居宅要支援被保険者が、第三十七条第一項の規定による指定を受けている場合において、当該指定に係る種類以外の地域密着型介護予防サービスを受けたときは、この限りでない。

2 地域密着型介護予防サービス費の額は、次の各号に掲げる地域密着型介護予防サービスの区分に応じ、当該各号に定める額とする。

一 介護予防認知症対応型通所介護 介護予防認知症対応型通所介護に係る指定地域密着型介護予防サービスの内容、当該指定地域密着型介護予防サービスの事業を行う事業所の所在する地域等を勘案して算定される当該指定地域密着型介護予防サービスに要する平均的な費用（食事の提供に要する費用その他の日常生活に要する費用として厚生労働省令で定める費用を除く。）の額を勘案して厚生労働大臣が定める基準により算定した費用の額（その額が現に当該指定地域密着型介護予防サービスに要した費用の額を超えるときは、当該現に指定地域

密着型介護予防サービスに要した費用の額とする。）の百分の九十に相当する額

二 介護予防小規模多機能型居宅介護及び介護予防認知症対応型共同生活介護 これらの地域密着型介護予防サービスの種類ごとに、要支援状態区分、当該地域密着型介護予防サービスの種類に係る指定地域密着型介護予防サービスの事業を行う事業所の所在する地域等を勘案して算定される当該指定地域密着型介護予防サービスに要する平均的な費用（食事の提供に要する費用その他の日常生活に要する費用として厚生労働省令で定める費用を除く。）の額を勘案して厚生労働大臣が定める基準により算定した費用の額（その額が現に当該指定地域密着型介護予防サービスに要した費用の額を超えるときは、当該現に指定地域密着型介護予防サービスに要した費用の額の百分の九十に相当する額

3 厚生労働大臣は、前項各号の基準を定めようとするときは、あらかじめ社会保障審議会の意見を聴かなければならない。

4 市町村は、第二項各号の規定にかかわらず、同項各号に定める地域密着型介護予防サービス費の額に代えて、その額を超えない額を、当該市町村における地域密着型介護予防サービス費の額とすることができる。

5 市町村は、前項の当該市町村における地域密着型介護予防サービス費の額を定めようとするときは、あらかじめ、当該市町村が行う介護保険の被保険者その他の関係者の意見を反映させ、及び学識経験を有する者の知見の活用を図るために必要な措置を講じなければならない。

6 居宅要支援被保険者が指定地域密着型介護予防サービス事業者から指定地域密着型介護予防サービスを受けたときは、市町村は、当該居宅要支援被保険者が当該指定地域密着型介護予防サービス事業者に支払うべき当該指

定地域密着型介護予防サービスに要した費用について、地域密着型介護予防サービス費として当該居宅要支援被保険者に対し支給すべき額の限度において、当該居宅要支援被保険者に代わり、当該指定地域密着型介護予防サービス事業者に支払うことができる。

7 前項の規定による支払があつたときは、居宅要支援被保険者に対し地域密着型介護予防サービス費の支給があつたものとみなす。

8 市町村は、指定地域密着型介護予防サービス事業者から地域密着型介護予防サービス費の請求があつたときは、第二項各号の厚生労働大臣が定める基準又は第四項の規定により市町村が定める額並びに第百十五条の十三第三項又は第四項に規定する指定地域密着型介護予防サービスに係る介護予防のための効果的な支援の方法に関する基準及び指定地域密着型介護予防サービスの事業の設備及び運営に関する基準（指定地域密着型介護予防サービスの取扱いに関する部分に限る。）に照らして審査した上、支払うものとする。

9 第四十一条第二項、第三項、第十項及び第十一項の規定は地域密着型介護予防サービス費の支給について、同条第八項の規定は指定地域密着型介護予防サービス事業者について準用する。この場合において、これらの規定に関し必要な技術的読替えは、政令で定める。

10 前各項に規定するもののほか、地域密着型介護予防サービス費の支給及び指定地域密着型介護予防サービス事業者の地域密着型介護予防サービス費の請求に関して必要な事項は、厚生労働省令で定める。

(特例地域密着型介護予防サービス費の支給)
第五十四条の三 市町村は、次に掲げる場合には、居宅要支援被保険者に対し、特例地域密着型介護予防サービス費を支給する。
一 居宅要支援被保険者が、当該要支援認定の効力が生じた日前に、緊急その他やむを得ない理由により指定地域密着型介護予防防

サービスを受けた場合において、必要があるときと認めるとき。

二 指定地域密着型介護予防サービスの確保が著しく困難である離島その他の地域であつて厚生労働大臣が定める基準に該当するものに住所を有する居宅要支援被保険者が、指定地域密着型介護予防サービス以外の地域密着型介護予防サービス又はこれに相当するサービスを受けた場合において、必要があるときと認めるとき。

三 その他政令で定めるとき。

2 特例地域密着型介護予防サービスの額は、当該地域密着型介護予防サービス又はこれに相当するサービスについて前条第二項各号の厚生労働大臣が定める基準により算定した費用の額（その額が現に当該地域密着型介護予防サービス又はこれに相当するサービスに要した費用（食事の提供に要する費用その他の日常生活に要する費用として厚生労働省令で定める費用を除く。）の額を超えるときは、当該現に地域密着型介護予防サービス又はこれに相当するサービスに要した費用の額とする。）の百分の九十に相当する額又は同条第四項の規定により市町村が定めた額を基準として、市町村が定める。

3 市町村長は、特例地域密着型介護予防サービスの支給に必要があると認めるときは、当該支給に係る地域密着型介護予防サービス若しくはこれに相当するサービスを担当する者若しくは担当した者（以下この項において「地域密着型介護予防サービス等を担当する者等」という。）に対し、報告若しくは帳簿書類の提出若しくは提示を命じ、若しくは出頭を求め、又は当該職員に関係者に對して質問させ、若しくは当該地域密着型介護予防サービス等を担当する者等の当該支給に係る事業所に立ち入り、その設備若しくは帳簿書類その他の物件を検査させることができる。

4 第二十四条第三項の規定は前項の規定による質問又は検査について、同条第四項の規定は前項の規定による権限について準用する。

第五十五条の見出し中「居宅支援サービス費等」を「介護予防サービス費等」に改め、同条第一項中「居宅サービス区分」として「介護予防サービス区分（介護予防サービス（これに相当するサービスを含む。以下この条において同じ。）及び地域密着型介護予防サービス（これに相当するサービスを含む。以下この条において同じ。）について、その種類ごとの相互の代替性の有無等を勘案して厚生労働大臣が定める二以上の種類からなる区分をいう。以下この条において同じ。）」に、「居宅サービス区分に係る居宅サービス（これに相当するサービスを含む。以下この条において同じ。）につき支給する居宅支援サービス費」を「介護予防サービス区分に係る介護予防サービスにつき支給する介護予防サービス費」に、「特例居宅支援サービス費」を「特例介護予防サービス費の額の総額並びに地域密着型介護予防サービスにつき支給する地域密着型介護予防サービス費の額の総額及び特例地域密着型介護予防サービス費」に、「居宅支援サービス費区分支給限度基準額」を「介護予防サービス費区分支給限度基準額」に改め、同条第二項中「居宅支援サービス費区分支給限度基準額」を「介護予防サービス費区分支給限度基準額」に、「居宅サービス区分」を「介護予防サービス区分」に、「居宅サービス」を「介護予防サービス」に、「地域密着型介護予防サービスの要支援状態区分に」に、「居宅サービス」を「介護予防サービス」に改め、「第五十三条第二項各号」の下に「及び第五十四条の二第二項各号」を加え、同条第三項中「居宅支援サービス費区分支給限度基準額」を「介護予防サービス費区分支給限度基準額」に改め、同条第四項中「居宅サービスの」を「介護予防サービス及び地域密着型介護」

「介護予防サービスの」に、「居宅サービス区分」を「介護予防サービス区分」に、「居宅サービス」を「介護予防サービス」に、「居宅支援サービス費の額の総額及び特例居宅支援サービス費」を「介護予防サービス費の額の総額及び特例介護予防サービス費の額の合計額並びに一の種類の地域密着型介護予防サービスにつき支給する地域密着型介護予防サービス費の額の総額及び特例地域密着型介護予防サービス費」に、「居宅支援サービス費」を「介護予防サービス費」に改め、同条第五項中「居宅支援サービス費区分支給限度基準額」を「介護予防サービス費区分支給限度基準額」に、「居宅サービス費等種類支給限度基準額」を「介護予防サービス費等種類支給限度基準額」に、「居宅サービス」を「介護予防サービス」に、「当該居宅サービス」を「当該介護予防サービス及び地域密着型介護予防サービスの要支援状態区分に」に、「当該居宅サービス」を「当該介護予防サービス及び地域密着型介護予防サービス」に改め、「第五十三条第二項各号」の下に「及び第五十四条の二第二項各号」を加え、「居宅サービス区分」を「介護予防サービス区分」に、「居宅支援サービス費区分支給限度基準額」を「介護予防サービス費区分支給限度基準額」に、「講ぜられた」を「講じられた」に改め、同条第六項中「居宅支援サービス費又は特例居宅支援サービス費」を「介護予防サービス費又は特例介護予防サービス費又は地域密着型介護予防サービス費若しくは特例地域密着型介護予防サービス費」に、「又は前条第二項」を「若しくは第五十四条第二項又は第五十四条の二第二項各号若しくは第四項若しくは前条第二項」に改める。

第五十六条の見出し中「居宅支援福祉用具購入費」を「介護予防福祉用具購入費」に改め、同条第一項中「特定福祉用具」を「特定介護予防福祉用具販売に係る指定介護予防サービス事業者から当該指定に係る介護予防サービス事業

を行う事業所において販売される特定介護予防福祉用具」に、「居宅支援福祉用具購入費」を「介護予防福祉用具購入費」に改め、同条第二項中「居宅支援福祉用具購入費」を「介護予防福祉用具購入費」に改め、同条第三項中「居宅支援福祉用具購入費」を「介護予防福祉用具購入費」に改め、同条第四項中「特定福祉用具」を「特定介護予防福祉用具」に、「特定福祉用具」を「特定介護予防福祉用具」に改め、同条第五項中「居宅支援福祉用具購入費」を「介護予防福祉用具購入費」に改め、同条第六項中「居宅支援福祉用具購入費支給限度基準額」を「介護予防福祉用具購入費支給限度基準額」に改め、同条第七項中「居宅支援福祉用具購入費」を「介護予防福祉用具購入費」に改める。

第五十七条の見出し及び同条第一項から第三項までの規定中「居宅支援住宅改修費」を「介護予防住宅改修費」に改め、同条第四項中「居宅支援住宅改修費」を「介護予防住宅改修費」に改め、同条第五項及び第六項中「居宅支援住宅改修費支給限度基準額」を「介護予防住宅改修費支給限度基準額」に改め、同条第七項中「居宅支援住宅改修費」を「介護予防住宅改修費」に改め、同条に次の二項を加える。

8 市町村長は、介護予防住宅改修費の支給に必要があると認めるときは、当該支給に係る住宅改修を行う者若しくは住宅改修を行った者（以下この項において「住宅改修を行う者等」という。）に対し、報告若しくは帳簿書類の提出若しくは提示を命じ、若しくは出頭を求め、又は当該職員に関係者に対し

て質問させ、若しくは当該住宅改修を行う者等の当該支給に係る事業所に立ち入り、その帳簿書類その他の物件を検査させることができる。

9 第二十四条第三項の規定は前項の規定による質問又は検査について、同条第四項の規定は前項の規定による権限について準用する。

第五十八条の見出し中「居宅支援サービス計画費」を「介護予防サービス計画費」に改め、同条第一項中「指定居宅介護支援事業者」を「当該市町村の長が指定する者（以下「指定介護予防支援事業者」という。）に、指定居宅介護支援を行う事業所により行われる介護予防支援（以下「指定介護予防支援」という。）を、指定居宅介護支援に、指定居宅介護サービス計画費を「介護予防サービス計画費」に改め、同条第二項中「居宅支援サービス計画費」を「介護予防サービス計画費」に改め、同条第四項中「指定介護予防支援」に改め、同条第四項中「第四十六条第四項から第八項まで」を「第四十一條第二項、第三項、第十項及び第十一項」に、「居宅支援サービス計画費の支給及び指定居宅介護支援事業者」を「介護予防サービス計画費の支給について、同条第八項の規定は指定介護予防支援事業者」に改め、同項を同条第七項とし、同条第三項の次に次の三項を加える。

4 居宅支援被保険者が指定介護予防支援事業者から指定介護予防支援を受けたとき（当該居宅支援被保険者が、厚生労働省令で定めるところにより、当該指定介護予防支援を受けることにつきあらかじめ市町村に届け出ている場合に限る。）は、市町村は、当該居宅支援被保険者が当該指定介護予防支援に要した費用について、介護予防サービス計画費として当該居宅支援被保険者に対し支給すべき額の限度において、当該居宅支援被保

険者に代わり、当該指定介護予防支援事業者に支払うことができる。

5 前項の規定による支払があつたときは、居宅支援被保険者に対し介護予防サービス計画費の支給があつたものとみなす。

6 市町村は、指定介護予防支援事業者から介護予防サービス計画費の請求があつたときは、第二項の厚生労働大臣が定める基準並びに第百五十五条の二十二第二項に規定する指定介護予防支援に係る介護予防のための効果的な支援の方法に関する基準及び指定介護予防支援の事業の運営に関する基準（指定介護予防支援の取扱いに関する部分に限る。）に照らして審査した上、支払うものとする。

8 前各項に規定するもののほか、介護予防サービス計画費の支給及び指定介護予防支援事業者の介護予防サービス計画費の請求に関して必要な事項は、厚生労働省令で定める。

第五十九条の見出し中「特例居宅支援サービス計画費」を「特例介護予防サービス計画費」に改め、同条第一項中「特例居宅支援サービス計画費」を「特例介護予防サービス計画費」に改め、同項第一号中「基準該当居宅介護支援」を「指定介護予防支援以外の介護予防支援又はこれに相当するサービス（指定介護予防支援の事業に係る第百五十五条の二十二第一項の厚生労働省令で定める基準及び同項の厚生労働省令で定める員数並びに同条第二項に規定する指定介護予防支援に係る介護予防のための効果的な支援の方法に関する基準及び指定介護予防支援の事業の運営に関する基準のうち、厚生労働省令で定めるものを満たすと認められる事業を行う事業者により行われるものに限る。次号において「基準該当介護予防支援」という。）に改め、同項第二号中「指定居宅介護支援」を「指定介護予防支援」に、「基準該当居宅介護支援」を「基準該当介護予防支援」に、「居宅介護支援又は「介護予防支援又は」に改め、同条第二

項中「特例居宅支援サービス計画費」を「特例介護予防サービス計画費」に、「居宅介護支援」を「介護予防支援」に改め、同条に次の二項を加える。

3 市町村長は、特例介護予防サービス計画費の支給に必要があると認めるときは、当該支給に係る介護予防支援若しくはこれに相当するサービスを担当する者若しくは担当した者（以下この項において「介護予防支援等を担当する者等」という。）に対し、報告若しくは帳簿書類の提出若しくは提示を命じ、若しくは出頭を求め、又は当該職員に係る者に対して質問させ、若しくは当該介護予防支援等を担当する者等の当該支給に係る事業所に立ち入り、その帳簿書類その他の物件を検査させることができる。

4 第二十四条第三項の規定は前項の規定による質問又は検査について、同条第四項の規定は前項の規定による権限について準用する。

第六十条の見出し中「居宅支援サービス費等」を「介護予防サービス費等」に改め、同条中「居宅サービス」を「介護予防サービス」に、「特定福祉用具の購入」を「地域密着型介護予防サービス（これに相当するサービスを含む。）」に改め、同条第一号中「居宅支援サービス費」を「介護予防サービス費」に、「第七項」を「第六項」に改め、同条第二号中「特例居宅支援サービス費」を「特例介護予防サービス費」に、「第七項」を「第六項」に改め、同条第四号中「居宅支援住宅改修費」を「介護予防住宅改修費」に、「第八項」を「第七項」に改め、同条第五号六号とし、同条第三号中「居宅支援福祉用具購入費」を「介護予防福祉用具購入費」に、「第八項」を「第七項」に改め、同条第五号とし、同条第二号の次に次の二号を加える。

三 地域密着型介護予防サービス費の支給 第五十四条の二第二項第一号及び第二号並びに第五十五条第一項、第四項及び第六項

四 特例地域密着型介護予防サービス費の支給 第五十四条の三第二項並びに第五十五条第一項、第四項及び第六項

第六十一条の見出し中「高額居宅支援サービス費」を「高額介護予防サービス費」に改め、同条第一項中「居宅サービス」を「介護予防サービス」に改め、「含む。」の下に「又は地域密着型介護予防サービス（これに相当するサービスを含む。）」を加え、「居宅支援サービス費及び特例居宅支援サービス費」を「介護予防サービス費、特例介護予防サービス費、地域密着型介護予防サービス費及び特例地域密着型介護予防サービス費」に、「高額居宅支援サービス費」を「高額介護予防サービス費」に改め、同条第二項中「高額居宅支援サービス費」を「高額介護予防サービス費」に、「居宅サービス」を「介護予防サービス又は地域密着型介護予防サービス」に改める。

第六十一条の二の見出し中「特定入所者支援サービス費」を「特定入所者介護予防サービス費」に改め、同条第一項本文中「指定居宅サービス」を「指定介護予防サービス」に、「特定居宅サービス」を「特定介護予防サービス」に、「当該特定居宅サービス」を「当該特定介護予防サービス」に、「指定居宅サービス事業」を「指定介護予防サービス事業」に、「特定居宅サービス事業」を「特定介護予防サービス事業」に、「特定入所者支援サービス費」を「特定入所者介護予防サービス費」に改め、同項ただし書中「特定居宅サービス」を「特定介護予防サービス」に改め、同項各号を次のように改める。

一 介護予防短期入所生活介護 第六十一条の二第二項中「特定入所者支援サービス費」を「特定入所者介護予防サービス費」に改め、同項各号及び同条第三項中「特定居宅サービス事業」を「特定介護予防サービス事業」に改め、同条第四項中「第五十一条

給 第五十四条の二第二項第一号及び第二号並びに第五十五条第一項、第四項及び第六項

の二第四項から第九項まで」を「第四十一条第三項、第十項及び第十一項」に、「特定入所者支援サービス費の支給及び特定居宅サービス事業者」を「特定入所者介護予防サービス費の支給について、同条第八項の規定は特定介護予防サービス事業者」に改め、同項を同条第八項とし、同条第三項の次に次の四項を加える。

4 特定入所者が、特定介護予防サービス事業者から特定介護予防サービスを受けたときは、市町村は、当該特定入所者が当該特定介護予防サービス事業者を支払うべき食事の提供に要した費用及び滞在に要した費用について、特定入所者介護予防サービス費として当該特定入所者に対し支給すべき額の限度において、当該特定入所者に代わり、当該特定介護予防サービス事業者を支払うことができる。

5 前項の規定による支払があつたときは、特定入所者に対し特定入所者介護予防サービス費の支給があつたものとみなす。

6 市町村は、第一項の規定にかかわらず、特定入所者が特定介護予防サービス事業者に対し、食事の提供に要する費用又は滞在に要する費用として、食事の基準費用額又は滞在費の基準費用額（前項の規定により特定入所者介護予防サービス費の支給があつたものとみなされた特定入所者にあつては、食事の負担限度額又は滞在費の負担限度額）を超える金額を支払つた場合には、特定入所者介護予防サービス費を支給しない。

7 市町村は、特定介護予防サービス事業者から特定入所者介護予防サービス費の請求があつたときは、第一項、第二項及び前項の規定に照らして審査の上、支払うものとする。

9 前各項に規定するもののほか、特定入所者介護予防サービス費の支給及び特定介護予防サービス事業者の特定入所者介護予防サービス費の請求に必要事項は、厚生労働

省令で定める。

第六十一条の三の見出し中「特例特定入所者支援サービス費」を「特例特定入所者介護予防サービス費」に改め、同条第一項中「特例特定入所者支援サービス費」を「特例特定入所者介護予防サービス費」に改め、同項第一号中「特定居宅サービス」を「特定介護予防サービス」に改め、同条第二項中「特例特定入所者支援サービス費」を「特例特定入所者介護予防サービス費」に改める。

第六十四条中「居宅介護福祉用具購入費若しくは居宅支援福祉用具購入費に係る特定福祉用具の購入」を削り、「居宅支援住宅改修費」を「介護予防住宅改修費」に改める。

第六十五条中「求め」の下に「（第二十四条の二第一項第一号の規定により委託された場合にあっては、当該委託に係る求めを含む。）」を加える。

第六十六条第一項中「（第五十三条第四項において準用する場合を含む。）」を「第四十二条の二第六項」に改め、「（第五十八条第四項において準用する場合を含む。）」を削り、「及び第五十一条の二第四項（第六十一条の二第四項において準用する場合を含む。）」を「第五十一条の二第四項、第五十三条第四項、第五十四条の二第六項、第五十八条第四項及び第六十一条の二第四項」に改め、同条第四項中「指定居宅サービス」の下に「指定地域密着型サービス」を加え、「及び指定施設サービス等」を「指定施設サービス等、指定介護予防サービス、指定地域密着型介護予防サービス及び指定介護予防支援サービス計画費の支給」を削り、「及び居宅支援サービス計画費の支給」に改め、「及び居宅支援サービス費」を「特定入所者介護予防サービス費の支給及び特定入所者支援サービス費」を「特定入所者介護予防サービス費の支給、介護予防サービス費の支給、介護予防サービス費の支給、介護予防サービス計画費の支給及び特定入所者介護予防サービス計画費の支給及び特定入所者介護予防サービス費の支給」に改め、同条第三項中「及び」を「、地域密着型サービス（これに相当するサービスを含む。次項において同

サービス費」に、「（第五十三条第四項において準用する場合を含む。）」を「第四十二条の二第六項」に改め、「（第五十八条第四項において準用する場合を含む。）」を削り、「及び第五十一条の二第四項（第六十一条の二第四項において準用する場合を含む。）」を「第五十一条の二第四項、第五十三条第四項、第五十四条の二第六項、第五十八条第四項及び第六十一条の二第四項」に改める。

第六十八条第一項中「（第五十三条第四項において準用する場合を含む。）」を「第四十二条の二第六項」に改め、「（第五十八条第四項において準用する場合を含む。）」を削り、「及び第五十一条の二第四項（第六十一条の二第四項において準用する場合を含む。）」を「第五十一条の二第四項、第五十三条第四項、第五十四条の二第六項、第五十八条第四項及び第六十一条の二第四項」に改める。

第六十九条第一項中「準用する第二十七条第十項」を「準用する第二十七条第七項」に、「又は要支援更新認定」を「要支援更新認定、第三十三条の二第二項において準用する第三十二条第六項若しくは第三十三条の三第一項の規定による要支援状態区分の変更の認定」に、「第二十七条第十項後段」を「第二十七条第七項後段」に、「第三十三条第四項において準用する場合を含む。）」を「第三十三条第四項及び第三十三条の二第二項において準用する場合を含む。）」に、「第三十三条の三第一項後段」に、「居宅支援サービス計画費」を「介護予防サービス計画費」に、「特例居宅支援サービス計画費」を「特例居宅支援サービス計画費」に、「高額居宅支援サービス費」を「高額介護予防サービス費」に、「特定入所者支援サービス費」を「特定入所者介護予防サービス費」に、「特例特定入所者支援サービス費」を「特例特定入所者介護予防サービス費」に、「特例特定入所者介護予防サービス費」を「特例特定入所者介護予防サービス費」に改め、同条第三項中「及び」を「、地域密着型サービス（これに相当するサービスを含む。次項において同

じ。）」に、「購入した特定福祉用具」を「介護予防サービス（これに相当するサービスを含む。次項において同じ。）及び地域密着型介護予防サービス（これに相当するサービスを含む。次項において同じ。）」に改め、同項第一号及び第二号中「第七項」を「第六項」に改め、同項第十号中「居宅支援住宅改修費」を「介護予防住宅改修費」に、「第八項」を「第七項」に改め、同項を同項第十四号とし、同項第九号中「第八項」を「第七項」に改め、同項第十三号とし、同項第八号中「居宅支援福祉用具購入費」を「介護予防福祉用具購入費」に、「第八項」を「第七項」に改め、同項を同項第十二号とし、同項第七号中「第八項」を「第七項」に改め、同項第十一号とし、同項第六号中「特例居宅支援サービス費」を「特例介護予防サービス費」に、「第七項」を「第六項」に改め、同項を同項第八号とし、同項の次に次の二号を加える。

九 地域密着型介護予防サービス費の支給 第五十四条の二第二項第一号及び第二号並びに第五十五条第一項、第四項及び第六項

十 特例地域密着型介護予防サービス費の支給 第五十四条の三第二項並びに第五十五条第一項、第四項及び第六項

第六十九条第三項第五号中「居宅支援サービス費」を「介護予防サービス費」に、「第七項」を「第六項」に改め、同項を同項第七号とし、同項中第四号を第六号とし、第三号を第五号とし、第二号の次に次の二号を加える。

三 地域密着型介護予防サービス費の支給 第四十二条の二第二項第一号及び第二号並びに第四十三条第一項、第四項及び第六項

四 特例地域密着型介護予防サービス費の支給 第四十二条の三第二項並びに第四十三条第一項、第四項及び第六項

第六十九条第四項中「及び施設サービス」を「、地域密着型サービス、施設サービス、介護

予防サービス及び地域密着型介護予防サービス」に改める。

「第五章 事業者及び施設」を「第五章 介護支援専門員並びに事業者及び施設」に改める。
第八十六条第一項中「その」の下に「入所定員が三十人以上であるものの」を加え、同条第二項に次の五号を加える。

三 当該特別養護老人ホームの開設者が、この法律その他国民の保健医療若しくは福祉に関する法律で政令で定めるものの規定により罰金の刑に処せられ、その執行を終わり、又は執行を受けることがなくなるまでの者であるとき。

四 当該特別養護老人ホームの開設者が、第九十二条第一項又は第九十五条の二十九第六項の規定により指定を取り消され、その取消しの日から起算して五年を経過しない者であるとき。

五 当該特別養護老人ホームの開設者が、第九十二条第一項又は第九十五条の二十九第六項の規定による指定の取消しの処分に係る行政手続法第十五条の規定による通知があった日から当該処分をする日又は処分をしないことを決定する日までの間に第九十一条の規定による指定の辞退をした者（当該指定の辞退について相当の理由がある者を除く。）で、当該指定の辞退の日から起算して五年を経過しないものであるとき。

六 当該特別養護老人ホームの開設者が、指定の申請前五年以内に居宅サービス等に関する不正又は著しく不当な行為をした者であるとき。

七 当該特別養護老人ホームの開設者の役員又はその長のうちに次のいずれかに該当する者があるとき。

イ 禁錮以上の刑に処せられ、その執行を終わり、又は執行を受けることがなくなるまでの者

ロ 第三号又は前号に該当する者

ハ 第九十二条第一項又は第九十五条の二十九第六項の規定により指定を取り消された特別養護老人ホームにおいて、当該取消しの処分に係る行政手続法第十五条の規定による通知があった日前六十日以内にその開設者の役員又はその長であつた者で当該取消しの日から起算して五年を経過しないもの

二 第五号に規定する期間内に第九十一条の規定による指定の辞退をした特別養護老人ホーム（当該指定の辞退について相当の理由がある特別養護老人ホームを除く。）において、同号の通知の日前六十日以内にその開設者の役員又はその長であつた者で当該指定の辞退の日から起算して五年を経過しないもの

三 都道府県知事は、第四十八条第一項第一号の指定をしようとするときは、関係市町村長に対し、厚生労働省令で定める事項を通知し、相当の期間を指定して、当該関係市町村の第九十七条第一項に規定する市町村介護保険事業計画との調整を図る見地からの意見を求めなければならない。

（指定の更新）
第八十六条の次に次の一条を加える。

第八十六条の二 第四十八条第一項第一号の指定は、六年ごとにその更新を受けなければ、その期間の経過によつて、その効力を失う。

2 前項の更新の申請があつた場合において、同項の期間（以下この条において「指定の有効期間」という。）の満了の日までにその申請に対する処分がされないときは、従前の指定は、指定の有効期間の満了後もその処分がされるまでの間は、なおその効力を有する。

3 前項の場合において、指定の更新がされたときは、その指定の有効期間は、従前の指定の有効期間の満了の日の翌日から起算するものとする。

4 前条の規定は、第一項の指定の更新について準用する。

4 指定介護老人福祉施設の開設者は、要介護者の人格を尊重するとともに、この法律又はこの法律に基づく命令を遵守し、要介護者のため忠実にその職務を遂行しなければならない。

第九十条第一項中「都道府県知事」の下に「又は市町村長」を加え、「について」を「に」に立ち入り、その」に改める。

第九十一条の次に次の一条を加える。

（勧告、命令等）
第九十一条の二 都道府県知事は、指定介護老人福祉施設が、その行う指定介護福祉施設サービスに従事する従業者の人員について第九十八条第一項の厚生労働省令で定める員数を満たしておらず、又は同条第二項に規定する指定介護老人福祉施設の設備及び運営に関する基準に従つて適正な指定介護老人福祉施設の運営をしていないと認めるときは、当該指定介護老人福祉施設の開設者に対し、期限を定めて、同条第一項の厚生労働省令で定める員数の従業者を有し、又は同条第二項に規定する指定介護老人福祉施設の設備及び運営に関する基準を遵守すべきことを勧告することができる。

2 都道府県知事は、前項の規定による勧告をした場合において、その勧告を受けた指定介護老人福祉施設の開設者が同項の期限内にこれに従わなかったときは、その旨を公表することができる。

3 都道府県知事は、第一項の規定による勧告を受けた指定介護老人福祉施設の開設者が、正当な理由がなくてその勧告に係る措置をとらなかつたときは、当該指定介護老人福祉施設の開設者に対し、期限を定めて、その勧告に係る措置をとるべきことを命ずることができる。

4 都道府県知事は、前項の規定による命令をした場合においては、その旨を公示しなければならない。

5 市町村は、保険給付に係る指定介護福祉施設サービスを行った指定介護老人福祉施設について、第八十八条第二項に規定する指定介護老人福祉施設の設備及び運営に関する基準に従つて適正な指定介護老人福祉施設の運営をしていないと認めるときは、その旨を当該指定介護老人福祉施設の所在地の都道府県知事に通知しなければならない。

第九十二条の見出しを「（指定の取消し等）」に改め、同条第一項中「取り消す」を「取り消し、又は期間を定めてその指定の全部若しくは一部の効力を停止する」に改め、同条第七号を第九号とし、第四号から第六号までを二号ずつ繰り下げ、同条第三号中「第二十七条第二項後段」を「第二十八条第五項」に改め、同条を同項第五号とし、同条第二号を同項第三号とし、同条の次に次の一号を加える。

四 指定介護老人福祉施設の開設者が、第八十八条第四項に規定する義務に違反したと認められるとき。

第九十二条第一項第一号を同項第二号とし、同項に第一号として次の一号を加える。

一 指定介護老人福祉施設が、第八十六条第二項第三号又は第七号のいずれかに該当するに至つたとき。

第九十二条第一項に次の三号を加える。

十 前各号に掲げる場合のほか、指定介護老人福祉施設の開設者が、この法律その他国民の保健医療若しくは福祉に関する法律で政令で定めるもの又はこれらの法律に基づく命令若しくは処分に違反したとき。

十一 前各号に掲げる場合のほか、指定介護老人福祉施設の開設者が、居宅サービス等に関し不正又は著しく不当な行為をしたとき。

十二 指定介護老人福祉施設の開設者の役員

又はその長のうちに、指定の取消し又は指定の全部若しくは一部の効力の停止をしようとするとき前五年以上以内に居宅サービス等に關し不正又は著しく不当な行為をした者があるとき。

第九十二条第二項中「第二十七条第一項後段」を「第二十八条第五項」に、「前項第二号から第四号まで」を「前項各号」に、「通知することができる」を「通知しなければならない」に改める。

第九十三条第三号中「前条第一項」の下に「又は第九十五条の二十九第六項」を加え、「取り消した」を「取り消し、又は指定の全部若しくは一部の効力を停止した」に改める。

第九十四条第三項に次の八号を加える。

四 申請者が、禁錮以上の刑に処せられ、その執行を終わり、又は執行を受けることがなくなるまでの者であるとき。

五 申請者が、この法律その他国民の保健医療若しくは福祉に關する法律で政令で定めるものの規定により罰金の刑に処せられ、その執行を終わり、又は執行を受けることがなくなるまでの者であるとき。

六 申請者が、第四百四条第一項又は第五百十五條の二十九第六項の規定により許可を取り消され、その取消しの日から起算して五年を経過しない者（当該許可を取り消された者が法人である場合においては、当該取消しの処分に係る行政手続法第十五条の規定による通知があつた日前六十日以内に当該法人の役員又はその開設した介護老人保健施設を管理する者（以下「介護老人保健施設の管理者」という。）であつた者で当該取消しの日から起算して五年を経過しないものを含む、当該許可を取り消された者が第一号の厚生労働大臣が定める者のうち法人でないものである場合においては、当該通知があつた日前六十日以内に当該者の開設した介護老人保健施設の管理者であつた

者で当該取消しの日から起算して五年を経過しないものを含む。）であるとき。

七 申請者が、第四百四条第一項又は第五百十五條の二十九第六項の規定による許可の取消しの処分に係る行政手続法第十五条の規定による通知があつた日から当該処分をする日又は処分をしないことを決定する日までの間に第九十五条において準用する医療法第九條第一項の規定による廃止の届出をした者（当該廃止について相当の理由がある者を除く。）で、当該届出の日から起算して五年を経過しないものであるとき。

八 前号に規定する期間内に第九十五条において準用する医療法第九條第一項の規定による廃止の届出があつた場合において、申請者が、同号の通知の日前六十日以内に当該届出に係る法人（当該廃止について相当の理由がある法人を除く。）の役員若しくはその開設した介護老人保健施設の管理者又は当該届出に係る第一号の厚生労働大臣が定める者のうち法人でないもの（当該廃止について相当の理由がある者を除く。）の開設した介護老人保健施設の管理者であつた者で、当該届出の日から起算して五年を経過しないものであるとき。

九 申請者が、許可の申請前五年以上以内に居宅サービス等に關し不正又は著しく不当な行為をした者であるとき。

十 申請者が、法人で、その役員等のうちに第四号から前号までのいずれかに該当する者のあるものであるとき。

十一 申請者が、第一号の厚生労働大臣が定める者のうち法人でないもので、その事業所を管理する者その他の政令で定める使用人のうちに第四号から第九号までのいずれかに該当する者のあるものであるとき。

第九十四条第五項中「この項」の下に「及び次項」を加え、同条に次の一項を加える。

6 都道府県知事は、第一項の許可又は第二項

の許可をしようとするときは、関係市町村長に對し、厚生労働省令で定める事項を通知し、相當の期間を指定して、当該関係市町村の第百七十七條第一項に規定する市町村介護保険事業計画との調整を図る見地からの意見を求めなければならない。

第九十四条の次に次の一條を加える。

（許可の更新）

第九十四条の二 前条第一項の許可は、六年ごとにその更新を受けなければならない、その期間の経過によつて、その効力を失う。

2 前項の更新の申請があつた場合において、同項の期間（以下この条において「許可の有効期間」という。）の満了の日までにその申請に對する処分がされないときは、従前の許可は、許可の有効期間の満了後もその処分がされるまでの間は、なおその効力を有する。

3 前項の場合において、許可の更新がされたときは、その許可の有効期間は、従前の許可の有効期間の満了の日の翌日から起算するものとする。

4 前条の規定は、第一項の許可の更新について準用する。

第九十七条に次の一項を加える。

5 介護老人保健施設の開設者は、要介護者の人格を尊重するとともに、この法律又はこの法律に基づく命令を遵守し、要介護者のため忠実にその職務を遂行しなければならない。

第百条第一項中「地域保健法（昭和二十二年法律第一号）第五條第一項の規定に基づく政令で定める市（第三項及び第二百三條の二第一項において「保健所を設置する市」という。）の市長又は特別区の区長」を「又は市町村長」に、「を管理する者（以下「介護老人保健施設の管理者」という。）を「の管理者」に改め、同条第三項中「保健所を設置する市の市長又は特別区の区長」を「市町村長」に、「第二百三條第一項」を「第二百三條第三項」に改める。

第百三條の見出しを「（業務運営の勧告、命令

等）に改め、同条第二項中「通知することができる」を「通知しなければならない」に改め、同項を同条第五項とし、同項の前に次の一項を加える。

4 都道府県知事は、前項の規定による命令をした場合においては、その旨を公示しなければならない。

第百三條第一項中「介護老人保健施設が、第九十七條第二項に規定する人員を有しなくなつたとき、又は同条第三項に規定する介護老人保健施設の設備及び運営に關する基準（運営に關する部分に限る。次項において同じ。）に適合しなくなつた」を「第一項の規定による勧告を受けた介護老人保健施設の開設者が、正当な理由がなくてその勧告に係る措置をとらなかつた」に、「運営の改善」を「勧告に係る措置をとるべきこと」に改め、同項を同条第三項とし、同項の前に次の二項を加える。

都道府県知事は、介護老人保健施設が、その業務に従事する従業者の人員について第九十七條第二項の厚生労働省令で定める員数を満たしておらず、又は同条第三項に規定する介護老人保健施設の設備及び運営に關する基準（運営に關する部分に限る。以下この条において同じ。）に適合していないと認めるときは、当該介護老人保健施設の開設者に対し、期限を定めて、第九十七條第二項の厚生労働省令で定める員数の従業者を有し、又は同条第三項に規定する介護老人保健施設の設備及び運営に關する基準を遵守すべきことを勧告することができる。

2 都道府県知事は、前項の規定による勧告をした場合において、その勧告を受けた介護老人保健施設の開設者が、同項の期限内にこれに従わなかつたときは、その旨を公表することができる。

第百四条の見出しを「（許可の取消し等）に改め、同条第一項中「取り消す」を「取り消し、又は期間を定めてその許可の全部若しくは一部

の効力を停止する」に改め、同項第二号を次のように改める。

二 介護老人保健施設が、第九十四条第三項第四号、第五号、第十号又は第十一号のいずれかに該当するに至ったとき。

第九十四条第一項中第七号を第八号とし、第六号を第七号とし、第五号を第六号とし、同項第四号中「第二十七条第二項後段」を「第二十八条第五項」に改め、同号を同項第五号とし、同項第三号を同項第四号とし、同項第二号の次の一号を加える。

三 介護老人保健施設の開設者が、第九十七条第五項に規定する義務に違反したと認められるとき。

第九十四条第一項に次の四号を加える。

九 前各号に掲げる場合のほか、介護老人保健施設の開設者が、この法律その他国民の保健医療若しくは福祉に関する法律で政令で定めるもの又はこれらの法律に基づく命令若しくは処分に違反したとき。

十 前各号に掲げる場合のほか、介護老人保健施設の開設者が、居宅サービス等に関し不正又は著しく不当な行為をしたとき。

十一 介護老人保健施設の開設者が法人である場合において、その役員又は当該介護老人保健施設の管理者のうちに許可の取消し又は許可の全部若しくは一部の効力の停止をしようとするとき前五年以上以内に居宅サービス等に関し不正又は著しく不当な行為をした者があるとき。

十二 介護老人保健施設の開設者が第九十四条第三項第一号の厚生労働大臣が定める者のうち法人でないものである場合において、その管理者が許可の取消し又は許可の全部若しくは一部の効力の停止をしようとするとき前五年以上以内に居宅サービス等に関し不正又は著しく不当な行為をした者であるとき。

第九十四条第二項中「第二十七条第二項後段」

を「第二十八条第五項」に、「前項第四号又は第五号」を「前項各号のいずれか」に、「通知することができる」を「通知しなければならぬ」に改める。

第九十七条第一項中「診療所」の下に「（以下この条において「療養病床病院等」という。）」を加え、同条第三項中「病院又は診療所」を「療養病床病院等」に改め、同項に次の八号を加える。

三 当該療養病床病院等の開設者が、禁錮以上の刑に処せられ、その執行を終わり、又は執行を受けることがなくなるまでの者であるとき。

四 当該療養病床病院等の開設者が、この法律その他国民の保健医療若しくは福祉に関する法律で政令で定めるものの規定により罰金の刑に処せられ、その執行を終わり、又は執行を受けることがなくなるまでの者であるとき。

五 当該療養病床病院等の開設者が、第九十四条第一項又は第九十五条の二十九第六項の規定により指定を取り消され、その取消しの日から起算して五年を経過しない者（当該指定を取り消された者が法人である場合においては、当該取消しの処分に係る行政手続法第十五条の規定による通知があった日以前六十日以内に当該法人の役員又はその開設した療養病床病院等の管理者であった者で当該取消しの日から起算して五年を経過しないものを含む、当該指定を取り消された者が法人でない療養病床病院等である場合においては、当該通知があった日以前六十日以内に当該療養病床病院等の管理者であった者で当該取消しの日から起算して五年を経過しないものを含む。）であるとき。

六 当該療養病床病院等の開設者が、第九十四条第一項又は第九十五条の二十九第六項の規定による指定の取消しの処分に係る行政手続法第十五条の規定による通知があった日以前六十日以内に当該療養病床病院等の管理者であった者で当該取消しの日から起算して五年を経過しないものを含む。）であるとき。

政手続法第十五条の規定による通知があった日から当該処分をする日又は処分をしないことを決定する日までの間に第九十三条の規定による指定の辞退をした者（当該指定の辞退について相当の理由がある者を除く。）で、当該指定の辞退の日から起算して五年を経過しないものであるとき。

七 前号に規定する期間内に第九十三条の規定による指定の辞退があつた場合において、当該療養病床病院等の開設者が、同号の通知の日以前六十日以内に当該指定の辞退に係る法人（当該指定の辞退について相当の理由がある法人を除く。）の役員若しくはその開設した療養病床病院等の管理者又は当該指定の辞退に係る法人でない療養病床病院等（当該指定の辞退について相当の理由があるものを除く。）の管理者であつた者で、当該指定の辞退の日から起算して五年を経過しないものであるとき。

八 当該療養病床病院等の開設者が、指定の申請前五年以内に居宅サービス等に関し不正又は著しく不当な行為をした者であるとき。

九 当該療養病床病院等の開設者が、法人である場合においては、当該療養病床病院等の管理者のうちに第三号から前号までのいずれかに該当する者のあるものであるとき。

十 当該療養病床病院等の開設者が、法人でない療養病床病院等で、その管理者が第三号から第八号までのいずれかに該当する者であるとき。

第九十七条に次の一項を加える。
都道府県知事は、第四十八条第一項第三号の指定をしようとするときは、関係市町村長に対し、厚生労働省令で定める事項を通知し、相当の期間を指定して、当該関係市町村の第九十七条第一項に規定する市町村介護保険事業計画との調整を図る見地からの意見を求めなければならない。

第九十七条の次に次の一条を加える。
（指定の更新）
第九十七条の二 第四十八条第一項第三号の指定は、六年ごとにその更新を受けなければ、その期間の経過によつて、その効力を失う。

2 前項の更新の申請があつた場合において、同項の期間（以下この条において「指定の有効期間」という。）の満了の日までにその申請に対する処分がされないときは、従前の指定は、指定の有効期間の満了後もその処分がされるまでの間は、なおその効力を有する。

3 前項の場合において、指定の更新がされたときは、その指定の有効期間は、従前の指定の有効期間の満了の日の翌日から起算するものとする。

4 前条の規定は、第一項の指定の更新について準用する。

第九十八条第二項中「前条第四項」を「第九十七条第四項」に改める。

第九十九条に次の一項を加える。
4 指定介護療養型医療施設の開設者は、要介護者の人格を尊重するとともに、この法律又はこの法律に基づく命令を遵守し、要介護者のため忠実にその職務を遂行しなければならない。

第一百零二条第一項中「都道府県知事」の下に「又は市町村長」を加え、「について」を「に立ち入り、その」に改める。

第一百零三条の次に次の一条を加える。
（勧告、命令等）
第一百零三条の二 都道府県知事は、指定介護療養型医療施設が、その行う指定介護療養型施設サービスに従事する従業者の人員について第九十条第一項の厚生労働省令で定める員数を満たしておらず、又は同条第二項に規定する指定介護療養型医療施設の設備及び運営に関する基準に従つて適正な指定介護療養型医療施設の運営をしていないと認めるときは、当該指定介護療養型医療施設の開設者に対し、

指定介護療養型医療施設の開設者に対し、

期限を定めて、同条第一項の厚生労働省令で定める員数の従業者を有し、又は同条第二項に規定する指定介護療養型医療施設の設備及び運営に関する基準を遵守すべきことを勧告することができる。

2 都道府県知事は、前項の規定による勧告をした場合において、その勧告を受けた指定介護療養型医療施設の開設者が同項の期限内にこれに従わなかったときは、その旨を公表することができる。

3 都道府県知事は、第一項の規定による勧告を受けた指定介護療養型医療施設の開設者が、正当な理由がなくてその勧告に係る措置をとらなかったときは、当該指定介護療養型医療施設の開設者に対し、期限を定めて、その勧告に係る措置をとるべきことを命ずることができる。

4 都道府県知事は、前項の規定による命令をした場合においては、その旨を公示しなければならない。

5 市町村は、保険給付に係る指定介護療養施設サービスを行った指定介護療養型医療施設について、第百十條第二項に規定する指定介護療養型医療施設の設備及び運営に関する基準に従って適正な指定介護療養型医療施設の運営をしていないと認めるときは、その旨を当該指定介護療養型医療施設の所在地の都道府県知事に通知しなければならない。

第百十四條の見出しを「指定の取消し等」に改め、同条第一項中「取り消す」を「取り消し、又は期間を定めてその指定の全部若しくは一部の効力を停止する」に改め、同項中第七号を第九号とし、第四号から第六号までを二号ずつ繰り下げ、同項第三号中「第二十七條第二項後段」を「第二十八條第五項」に改め、同号を同項第五号とし、同項第二号を同項第三号とし、同号の次に次の一号を加える。

四 指定介護療養型医療施設の開設者が、第百十條第四項に規定する義務に違反したと

認められるとき。
第百十四條第一項第一号を同項第二号とし、同項に第一号として次の一号を加える。

一 指定介護療養型医療施設が、第百七條第三項第三号、第四号、第九号又は第十号のいずれかに該当するに至ったとき。

十 前各号に掲げる場合のほか、指定介護療養型医療施設の開設者が、この法律その他の国民の保健医療若しくは福祉に関する法律で政令で定めるもの又はこれらの法律に基づく命令若しくは処分違反したとき。

十一 前各号に掲げる場合のほか、指定介護療養型医療施設の開設者が、居宅サービス等に関し不正又は著しく不当な行為をしたとき。

十二 指定介護療養型医療施設の開設者が法人である場合において、その役員又は当該指定介護療養型医療施設の管理者のうちに指定の取消し又は指定の全部若しくは一部の効力の停止をしようとするとき前五年以内に居宅サービス等に関し不正又は著しく不当な行為をした者があるとき。

十三 指定介護療養型医療施設の開設者が法人でない療養病床病院等である場合において、その管理者が指定の取消し又は指定の全部若しくは一部の効力の停止をしようとするとき前五年以内に居宅サービス等に関し不正又は著しく不当な行為をした者であるとき。

第百十四條第二項中「第二十七條第二項後段」を「第二十八條第五項」に、「前項第二号から第四号まで」を「前項各号」に、「通知することができる」を「通知しなければならない」に改める。

第百十五條第三号中「前条第一項」の下に「又は第百十五條の二十九第六項」を加え、「取り消した」を「取り消し、又は指定の全部若しくは一部の効力を停止した」に改める。

第五章第三節を同章第五節とする。

第七十九條第二項第二号中「（要介護者等からの相談に応じ、及び要介護者等がその心身の状況等に応じ適切な居宅サービス又は施設サービスを利用できるよう市町村、居宅サービス事業を行う者、介護保険施設等との連絡調整等を行う者であつて、要介護者等が自立した日常生活を営むのに必要な援助に関する専門的知識及び技術を有するものとして政令で定める者をいう。以下同じ。）」を削り、同項に次の五号を加える。

四 申請者が、この法律その他国民の保健医療若しくは福祉に関する法律で政令で定めるものの規定により罰金の刑に処せられ、その執行を終わり、又は執行を受けることがなくなるまでの者であるとき。

五 申請者が、第八十四條第一項又は第百十五條の二十九第六項の規定により指定を取り消され、その取消しの日から起算して五年を経過しない者であるとき。

六 申請者が、第八十四條第一項又は第百十五條の二十九第六項の規定による指定の取消しの処分に係る行政手続法第十五條の規定による通知があつた日から当該処分をする日又は処分をしないことを決定する日までの間に第八十二條の規定による事業の廃止の届出をした者（当該事業の廃止について相当の理由がある者を除く。）で、当該届出の日から起算して五年を経過しないものであるとき。

七 申請者が、指定の申請前五年以内に居宅サービス等に関し不正又は著しく不当な行為をした者であるとき。

八 申請者の役員等の中に次のいずれかに該当する者があるとき。

イ 禁錮以上の刑に処せられ、その執行を終わり、又は執行を受けることがなくなるまでの者

ロ 第四号又は前号に該当する者

ハ 第八十四條第一項又は第百十五條の二十九第六項の規定により指定を取り消された法人において、当該取消しの処分に係る行政手続法第十五條の規定による通知があつた日前六十日以内にその役員等であつた者で当該取消しの日から起算して五年を経過しないもの

二 第六号に規定する期間内に第八十二條の規定による事業の廃止の届出をした法人（当該事業の廃止について相当の理由がある法人を除く。）において、同号の通知の日前六十日以内にその役員等であつた者で当該届出の日から起算して五年を経過しないもの

第七十九條の次に次の一条を加える。

（指定の更新）

第七十九條の二 第四十六條第一項の指定は、六年ごとにその更新を受けなければ、その期間の経過によつて、その効力を失う。

2 前項の更新の申請があつた場合において、同項の期間（以下この条において「指定の有効期間」という。）の満了の日までにその申請に対する処分がされないときは、従前の指定は、指定の有効期間の満了後もその処分がされるまでの間は、なおその効力を有する。

3 前項の場合において、指定の更新がされたときは、その指定の有効期間は、従前の指定の有効期間の満了の日の翌日から起算するものとする。

4 前条の規定は、第一項の指定の更新について準用する。

第八十條第一項中「要介護者等」を「要介護者」に改める。

第八十一條に次の一項を加える。
4 指定居宅介護支援事業者は、要介護者の人格を尊重するとともに、この法律又はこの法律に基づく命令を遵守し、要介護者のため忠実にその職務を遂行しなければならない。

「又は市町村長」を加え、「について」を「に」に入り、その」に改め、同条の次に次の一条を加える。

(勧告、命令等)

第八十三条の二 都道府県知事は、指定居宅介護支援事業者が、当該指定に係る事業所の介護支援専門員の人員について第八十一条第一項の厚生労働省令で定める員数を満たしておらず、又は同条第二項に規定する指定居宅介護支援の事業の運営に基いて従って適正な指定居宅介護支援の事業の運営をしていないと認めるときは、当該指定居宅介護支援事業者に対し、期限を定めて、同条第一項の厚生労働省令で定める員数の介護支援専門員を有し、又は同条第二項に規定する指定居宅介護支援の事業の運営に関する基準を遵守すべきことを勧告することができる。

2 都道府県知事は、前項の規定による勧告をした場合において、その勧告を受けた指定居宅介護支援事業者が同項の期限内にこれに従わなかったときは、その旨を公表することができる。

3 都道府県知事は、第一項の規定による勧告を受けた指定居宅介護支援事業者が、正当な理由がなくてその勧告に係る措置をとらなかったときは、当該指定居宅介護支援事業者に対し、期限を定めて、その勧告に係る措置をとるべきことを命ずることができる。

4 都道府県知事は、前項の規定による命令をした場合においては、その旨を公示しなければならない。

5 市町村は、保険給付に係る指定居宅介護支援を行った指定居宅介護支援事業者について、第八十一条第二項に規定する指定居宅介護支援の事業の運営に関する基準に従って適正な指定居宅介護支援の事業の運営をしていないと認めるときは、その旨を当該指定に係る事業所の所在地の都道府県知事に通知しなければならない。

第八十四条の見出しを「指定の取消し等」に改め、同条第一項中「取り消す」を「取り消し、又は期間を定めてその指定の全部若しくは一部の効力を停止する」に改め、同項第七号を同項第九号とし、同項第六号中「前条第一項」を「第八十三条第一項」に、「指定居宅介護支援事業者が」を「当該指定居宅介護支援事業者が」に改め、同号を同項第八号とし、同項第五号中「前条第一項」を「第八十三条第一項」に改め、同号を同項第七号とし、同項第四号中「又は居宅支援サービス計画費」を削り、同号を同項第六号とし、同項第三号中「第二十七条第二項後段(第二十八条第四項、第二十九条第二項、第三十条第二項、第三十一条第二項及び第三十二条第二項(第三十三条第四項及び第三十四条第二項において準用する場合を含む。))において準用する場合を含む。次項、第九十二条、第四百八条第五項」に改め、同号を同項第五号とし、同項第二号を同項第三号とし、同項の次に次の一号を加える。

四 指定居宅介護支援事業者が、第八十一条第四項に規定する義務に違反したと認められるとき。

第八十四条第一項第一号を同項第二号とし、同項に第一号として次の一号を加える。

一 指定居宅介護支援事業者が、第七十九条第二項第四号又は第八号のいずれかに該当するに至ったとき。

第八十四条第一項に次の三号を加える。

十 前各号に掲げる場合のほか、指定居宅介護支援事業者が、この法律その他国民の保健医療若しくは福祉に関する法律で政令で定めるもの又はこれらの法律に基づく命令若しくは処分違反したとき。

十一 前各号に掲げる場合のほか、指定居宅介護支援事業者が、居宅サービス等に関する不正又は著しく不当な行為をしたとき。

十二 指定居宅介護支援事業者の役員等のう

ちに、指定の取消し又は指定の全部若しくは一部の効力の停止をしようとするとき前五年以内に居宅サービス等に関し不正又は著しく不当な行為をした者があるとき。

第八十四条第二項中「第二十七条第二項後段」を「第二十八条第五項」に、「前項第二号から第四号まで」を「前項各号」に、「通知することができる」を「通知しなければならない」に改める。

第八十五条第三号中「前条第一項」の下に「又は第八十五条の二十九第六項」を加え、「取り消した」を「取り消し、又は指定の全部若しくは一部の効力を停止した」に改める。

第五十二条第二項中「次の各号」を「第一号から第三号まで、第五号から第七号まで、第九号又は第十号」に、「病院、診療所若しくは薬局」を「病院等」に、「又は第三号」を「から第一号まで」に改め、同項に次の八号を加える。

四 申請者が、禁錮以上の刑に処せられ、その執行を終わり、又は執行を受けることがなくなるまでの者であるとき。

五 申請者が、この法律その他国民の保健医療若しくは福祉に関する法律で政令で定めるものの規定により罰金の刑に処せられ、その執行を終わり、又は執行を受けることがなくなるまでの者であるとき。

六 申請者が、第七十七条第一項又は第八十五条の二十九第六項の規定により指定を取り消され、その取消しの日から起算して五年を経過しない者(当該指定を取り消された者が法人である場合においては、当該取消しの処分に係る行政手続法第十五条の規定による通知があった日以前六十日以内に当該法人の役員(業務を執行する社員、取締役、執行役又はこれらに準ずる者をいい、相談役、顧問その他のいかなる名称を有する者であるかを問わず、法人に対し業務を執行する社員、取締役、執行役又はこれらに

準ずる者と同等以上の支配力を有するものと認められる者を含む。第五節において同じ。)又はその事業所を管理する者その他の政令で定める使用人(以下「役員等」という。)であつた者で当該取消しの日から起算して五年を経過しないものを含み、当該指定を取り消された者が法人でない病院等である場合においては、当該通知があつた日以前六十日以内に当該病院等の管理者であつた者で当該取消しの日から起算して五年を経過しないものを含む。)であるとき。

七 申請者が、第七十七条第一項又は第八十五条の二十九第六項の規定による指定の取消しの処分に係る行政手続法第十五条の規定による通知があつた日から当該処分をする日又は処分をしないことを決定する日までの間に第七十五条の規定による事業の廃止の届出をした者(当該事業の廃止について相当の理由がある者を除く。)で、当該届出の日から起算して五年を経過しないものであるとき。

八 前号に規定する期間内に第七十五条の規定による事業の廃止の届出があつた場合において、申請者が、同号の通知の日以前六十日以内に当該届出に係る法人(当該事業の廃止について相当の理由がある法人を除く。)の役員等又は当該届出に係る法人でない病院等(当該事業の廃止について相当の理由があるものを除く。)の管理者であつた者で、当該届出の日から起算して五年を経過しないものであるとき。

九 申請者が、指定の申請前五年以内に居宅サービス等に関し不正又は著しく不当な行為をした者であるとき。

十 申請者が、法人で、その役員等のうちに第四号から前号までのいずれかに該当する者のあるものであるとき。

十一 申請者が、法人でない病院等で、その管理者が第四号から第九号までのいずれか

に該当する者であるとき。

第七十条に次の二項を加える。

3 都道府県知事は、介護専用型特定施設入居者生活介護（介護専用型特定施設に入居している要介護者について行われる特定施設入居者生活介護をいう。以下同じ。）につき第一項の申請があつた場合において、当該申請に係る事業所の所在地を含む区域（第百八十八条第二項第一号の規定により当該都道府県が定める区域とする。）における介護専用型特定施設入居者生活介護の利用定員の総数及び地域密着型特定施設入居者生活介護の利用定員の総数の合計数が、同条第一項の規定により当該都道府県が定めるその区域の介護専用型特定施設入居者生活介護の必要利用定員総数及び地域密着型特定施設入居者生活介護の必要利用定員総数の合計数に既達しているか、又は当該申請に係る事業者の指定によつてこれを超えることになると認めるとき、その他の当該都道府県介護保険事業支援計画の達成に支障を生ずるおそれがあると認めるときは、第四十一条第一項本文の指定をしないことができる。

4 都道府県知事は、第四十一条第一項本文の指定（特定施設入居者生活介護その他の厚生労働省令で定める居宅サービスに係るものに限る。）をしようとするときは、関係市町村長に対し、厚生労働省令で定める事項を通知し、相当の期間を指定して、当該関係市町村の第百七十七条第一項に規定する市町村介護保険事業計画との調整を図る見地からの意見を求めなければならない。

第七十条の次に次の一条を加える。

（指定の更新）

第七十条の二 第四十一条第一項本文の指定は、六年ごとにその更新を受けなければ、その期間の経過によつて、その効力を失う。

2 前項の更新の申請があつた場合において、

第一類第七号 厚生労働委員会議録第十号 平成十七年三月二十五日

同項の期間（以下この条において「指定の有効期間」という。）の満了の日までにその申請に対する処分がされないときは、従前の指定は、指定の有効期間の満了後もその処分がされるまでの間は、なおその効力を有する。

3 前項の場合において、指定の更新がされたときは、その指定の有効期間は、従前の指定の有効期間の満了の日の翌日から起算するものとする。

4 前条の規定は、第一項の指定の更新について準用する。

第七十一条第一項中「病院、診療所又は薬局」を「病院等」に改め、「又は承認」の下に「以下この項において「指定等」という。」を加え、「別段」を「別段」に改め、「申出をしたとき」の下に「、又はその指定等の時前に第七十七条第一項若しくは第百十五條の二十九第六項の規定により第四十一条第一項本文の指定を取り消されているとき」を加え、同条第二項中「病院、診療所又は薬局」を「病院等」に改める。

第七十二条第二項中「第百四條第一項の規定による許可の取消し又は第百四條第一項の規定による」を「第九十四條の二第一項の規定により許可の効力が失われたとき若しくは第百四條第一項若しくは第百十五條の二十九第六項の規定により許可の取消しがあつたとき、又は第百七條の二第一項の規定により指定の効力が失われたとき若しくは第百四條第一項若しくは第百十五條の二十九第六項の規定により」に改める。

第七十三条第一項中「要介護者等」を「要介護者」に改め、同条第二項中「第二十七條第十項第二号」を「第二十七條第七項第二号」に改め、「第三十三條第四項」の下に「及び第三十三條の二第二項」を、「第三十條第一項後段」の下に「若しくは第三十三條の三第一項後段」を加える。

第七十四条に次の一項を加える。

4 指定居宅サービス事業者は、要介護者の人

格を尊重するとともに、この法律又はこの法律に基づく命令を遵守し、要介護者のため忠実にその職務を遂行しなければならない。

第七十六条第一項中「都道府県知事」の下に「又は市町村長」を加え、「又は居宅支援サービス費の支給」を削り、「について」を「に」立ち入り、その」に改め、同条の次に次の一条を加える。

（勧告、命令等）

第七十六条の二 都道府県知事は、指定居宅サービス事業者が、当該指定に係る事業所の従業員若しくは技能若しくは人員について第七十四条第一項の厚生労働省令で定める基準若しくは同項の厚生労働省令で定める員数を満たしておらず、又は同条第二項に規定する指定居宅サービスの事業の設備及び運営に関する基準に従つて適正な指定居宅サービスの事業の運営をしていないと認めるときは、当該指定居宅サービス事業者に対し、期限を定めて、同条第一項の厚生労働省令で定める基準を遵守し、若しくは同項の厚生労働省令で定める員数の従業員を有し、又は同条第二項に規定する指定居宅サービスの事業の設備及び運営に関する基準を遵守すべきことを勧告することができる。

2 都道府県知事は、前項の規定による勧告をした場合において、その勧告を受けた指定居宅サービス事業者が同項の期限内にこれに従わなかったときは、その旨を公表することができる。

3 都道府県知事は、第一項の規定による勧告を受けた指定居宅サービス事業者が、正当な理由がなくてその勧告に係る措置をとらなかつたときは、当該指定居宅サービス事業者に対し、期限を定めて、その勧告に係る措置をとるべきことを命ずることができる。

4 都道府県知事は、前項の規定による命令をした場合においては、その旨を公示しなければならない。

5 市町村は、保険給付に係る指定居宅サービスを行った指定居宅サービス事業者について、第七十四条第二項に規定する指定居宅サービスの事業の設備及び運営に関する基準に従つて適正な指定居宅サービスの事業の運営をしていないと認めるときは、その旨を当該指定に係る事業所の所在地の都道府県知事に通知しなければならない。

第七十七条の見出しを「（指定の取消し等）」に改め、同条第一項中「取り消す」を「取り消し」、又は期間を定めてその指定の全部若しくは一部の効力を停止する」に改め、同項第六号を同項第八号とし、同項第五号中「前条第一項」を「第七十六条第一項」に改め、同号を同項第七号とし、同項第四号中「前条第一項」を「第七十六条第一項」に改め、同号を同項第六号とし、同項第三号中「又は居宅支援サービス費を削り、同号を同項第五号とし、同項第二号を同項第三号とし、同号の次に次の一号を加える。

四 指定居宅サービス事業者が、第七十四条第四項に規定する義務に違反したと認められるとき。

第七十七条第一項第一号を同項第二号とし、同項に第一号として次の一号を加える。

一 指定居宅サービス事業者が、第七十条第二項第四号、第五号、第十号又は第十一号のいずれかに該当するに至つたとき。

第七十七條第一項に次の四号を加える。

九 前各号に掲げる場合のほか、指定居宅サービス事業者が、この法律その他国民の保健医療若しくは福祉に関する法律で政令で定めるもの又はこれらの法律に基づく命令若しくは処分違反したとき。

十 前各号に掲げる場合のほか、指定居宅サービス事業者が、居宅サービス等に関する不正又は著しく不当な行為をしたとき。

十一 指定居宅サービス事業者が法人である場合において、その役員等のうちに指定の取消し又は指定の全部若しくは一部の効力

の停止をしようとするとき前五年以上に居宅サービス等に関し不正又は著しく不当な行為をした者があるとき。

十二 指定居宅サービス事業者が法人でない病院等である場合において、その管理者が指定の取消し又は指定の全部若しくは一部の効力の停止をしようとするとき前五年以上に居宅サービス等に関し不正又は著しく不当な行為をした者であるとき。

第七十七条第二項中「前項第二号又は第三号」を「前項各号のいずれか」に、「通知すること」が「できる」を「通知しなければならない」に改める。

第七十八条第三号中「前条第一項」の下に「又は第百十五条の二十九第六項」を加え、「取り消した」を「取り消し、又は指定の全部若しくは一部の効力を停止した」に改める。

第五章第一節を同章第二節とし、同節の次に次の一節を加える。

第三節 指定地域密着型サービス事業者

者

(指定地域密着型サービス事業者の指定)

第七十八条の二 第四十二条の二第一項本文の指定は、厚生労働省令で定めるところにより、地域密着型サービス事業者を行う者(地域密着型介護老人福祉施設入所者生活介護を行う事業にあつては、老人福祉法第二十条の五に規定する特別養護老人ホームであつて、その入所定員が二十九人以下であるものの開設者の申請により、地域密着型サービスの種類及び当該地域密着型サービスの種類に係る地域密着型サービス事業を行う事業所(以下この節において「事業所」という。)ことに、当該指定をする市町村長がその長である市町村の行う介護保険の被保険者に対する地域密着型介護サービス費及び特別地域密着型介護サービス費の支給について、その効力を有する。

2 市町村長は、第四十二条の二第一項本文の

指定をしようとするときは、厚生労働省令で定めるところにより、あらかじめその旨を都道府県知事に届け出なければならない。

3 都道府県知事は、地域密着型特定施設入居者生活介護につき市町村長から前項の届出があつた場合において、当該申請に係る事業所の所在地を含む区域(第百八十八条第二項第一号の規定により当該都道府県が定める区域とする。)における介護専用型特定施設入居者生活介護の利用定員の総数及び地域密着型特定施設入居者生活介護の利用定員の総数の合計数が、同条第一項の規定により当該都道府県が定める都道府県介護保険事業支援計画において定めるその区域の介護専用型特定施設入居者生活介護の必要利用定員総数及び地域密着型特定施設入居者生活介護の必要利用定員総数の合計数に既に達しているか、又は当該申請に係る事業者の指定によつてこれを超えることになることを認めるとき、その他の当該都道府県介護保険事業支援計画の達成に支障を生ずるおそれがあると認めるときは、当該市町村長に対し、必要な助言又は勧告をすることができ。

4 市町村長は、第一項の申請があつた場合において、次の各号のいずれかに該当するときは、第四十二条の二第一項本文の指定をしてはならない。

- 一 申請者が法人でないとき。
- 二 当該申請に係る事業所の従業者の知識及び技能並びに人員が、第七十八条の四第一項の厚生労働省令で定める基準若しくは同項の厚生労働省令で定める員数又は同条第四項に規定する指定地域密着型サービスに従事する従業者に関する基準を満たしていないとき。
- 三 申請者が、第七十八条の四第二項又は第四項に規定する指定地域密着型サービスの事業の設備及び運営に関する基準に従つて適正な地域密着型サービス事業の運営をする

ることができないと認められるとき。

四 当該申請に係る事業所が当該市町村の区域の外にある場合であつて、その所在地の市町村長の同意を得ていないとき。

五 申請者が、この法律その他国民の保健医療若しくは福祉に関する法律で政令で定めるものの規定により罰金の刑に処せられ、その執行を終わり、又は執行を受けることがなくなるまでの者であるとき。

六 申請者が、第七十八条の九(第二号から第五号までを除く。)の規定により指定を取り消され、その取消しの日から起算して五年を経過しない者であるとき。

七 申請者が、第七十八条の九(第二号から第五号までを除く。)の規定による指定の取消しの処分に係る行政手続法第十五条の規定による通知があつた日から当該処分をする日又は処分をしないことを決定する日までの間に第七十八条の五の規定による事業の廃止の届出をした者(当該事業の廃止について相当の理由がある者を除く。)又は第七十八条の七の規定による指定の辞退をした者(当該指定の辞退について相当の理由がある者を除く。)で、当該届出又は指定の辞退の日から起算して五年を経過しないものであるとき。

八 申請者が、指定の申請前五年以上に居宅サービス等に関し不正又は著しく不当な行為をした者であるとき。

九 申請者の役員等のうちに次のいずれかに該当する者があるとき。

イ 禁錮以上の刑に処せられ、その執行を終わり、又は執行を受けることがなくなるまでの者

ロ 第五号又は前号に該当する者

ハ 第七十八条の九(第二号から第五号までを除く。)の規定により指定を取り消された法人において、当該取消しの処分に係る行政手続法第十五条の規定による

通知があつた日前六十日以内にその役員等であつた者で当該取消しの日から起算して五年を経過しないもの

二 第七号に規定する期間内に第七十八条の五の規定による事業の廃止の届出をした法人(当該事業の廃止について相当の理由がある法人を除く。)又は第七十八条の七の規定による指定の辞退をした法人(当該指定の辞退について相当の理由がある法人を除く。)において、同号の通知の日前六十日以内にその役員等であつた者で当該届出又は指定の辞退の日から起算して五年を経過しないもの

5 市町村長は、第一項の申請があつた場合において、次の各号のいずれかに該当するときは、第四十二条の二第一項本文の指定をしないことができる。

一 申請者が、第七十八条の九第二号から第五号までの規定により指定を取り消され、その取消しの日から起算して五年を経過しない者であるとき。

二 申請者が、第七十八条の九第二号から第五号までの規定による指定の取消しの処分に係る行政手続法第十五条の規定による通知があつた日から当該処分をする日又は処分をしないことを決定する日までの間に第七十八条の五の規定による事業の廃止の届出をした者(当該事業の廃止について相当の理由がある者を除く。)又は第七十八条の七の規定による指定の辞退をした者(当該指定の辞退について相当の理由がある者を除く。)で、当該届出又は指定の辞退の日から起算して五年を経過しないものであるとき。

三 申請者の役員等のうちに次のいずれかに該当する者があるとき。

イ 第七十八条の九第二号から第五号までの規定により指定を取り消された法人において、当該取消しの処分に係る行政手続

法第十五条の規定による

通知があつた日前六十日以内にその役員等であつた者で当該取消しの日から起算して五年を経過しないもの

統法第十五条の規定による通知があつた
日前六十日以内にその役員等であつた者
で当該取消しの日から起算して五年を経
過しないもの

口 前号に規定する期間内に第七十八条の

五の規定による事業の廃止の届出をした
法人（当該事業の廃止について相当の理
由がある法人を除く。）又は第七十八条
の七の規定による指定の辞退をした法人
（当該指定の辞退について相当の理由が
ある法人を除く。）において、同号の通
知の日前六十日以内にその役員等であつ
た者で当該届出又は指定の辞退の日から
起算して五年を経過しないもの

四 認知症対応型共同生活介護、地域密着型

特定施設入居者生活介護又は地域密着型介
護老人福祉施設入所者生活介護につき第一
項の申請があつた場合において、当該市町
村又は当該申請に係る事業所の所在地を含
む区域（第一百七十七条第二項第一号の規定に
より当該市町村が定める区域とする。以下
この号において「日常生活圏域」という。）
における当該地域密着型サービスの利用定
員の総数が、同条第一項の規定により当該
市町村が定める市町村介護保険事業計画に
おいて定める当該市町村又は当該日常生活
圏域の当該地域密着型サービスの必要利用
定員総数に既に達しているか、又は当該申
請に係る事業者の指定によってこれを超え
ることになると認めるとき、その他の当該
市町村介護保険事業計画の達成に支障を生
ずるおそれがあると認めるとき。

6 市町村長は、第四十二条の二第一項本文の

指定を行うおととき又は前項第四号の規
定により同条第一項本文の指定をしないこと
とするときは、あらかじめ、当該市町村が行
う介護保険の被保険者その他の関係者の意見
を反映させるために必要な措置を講じなけれ
ばならない。

7 市町村長は、第四十二条の二第一項本文の
指定を行うに当たつて、当該事業の適正な運
営を確保するために必要と認める条件を付す
ることができる。

（指定地域密着型サービスの事業の基準）

第七十八条の三 指定地域密着型サービス事業
者は、次条第二項又は第四項に規定する指定
地域密着型サービスの事業の設備及び運営に
関する基準に従い、要介護者の心身の状況等
に応じて適切な指定地域密着型サービスを提
供するとともに、自らその提供する指定地域
密着型サービスの質の評価を行うことその他
の措置を講ずることにより常に指定地域密着
型サービスを受ける者の立場に立つてこれを
提供するように努めなければならない。

2 指定地域密着型サービス事業者は、指定地
域密着型サービスを受けようとする被保険者
から提示された被保険者証に、認定審査会意
見が記載されているときは、当該認定審査会
意見に配慮して、当該被保険者に当該指定地
域密着型サービスを提供するように努めなけ
ればならない。

第七十八条の四 指定地域密着型サービス事業
者は、当該指定に係る事業所ごとに、厚生労
働省令で定める基準に従い厚生労働省令で定
める員数の当該指定地域密着型サービスに従
事する従業者を有しなければならない。

2 前項に規定するもののほか、指定地域密着
型サービスの事業の設備及び運営に関する基
準は、厚生労働大臣が定める。

3 厚生労働大臣は、前項に規定する指定地域
密着型サービスの事業の設備及び運営に関す
る基準（指定地域密着型サービスの取扱いに
関する部分に限る。）を定めようとするとき
は、あらかじめ社会保障審議会の意見を聴か
なければならない。

4 市町村は、第一項及び第二項の規定にかか
らず、厚生労働省令で定める範囲内で、こ
れらの規定に定める基準に代えて、当該市町

村における指定地域密着型サービスに従事す
る従業者に関する基準及び指定地域密着型
サービスの事業の設備及び運営に関する基準
を定めることができる。

5 市町村は、前項の当該市町村における指定
地域密着型サービスに従事する従業者に関す
る基準及び指定地域密着型サービスの事業の
設備及び運営に関する基準を定めようとする
ときは、あらかじめ、当該市町村が行う介護
保険の被保険者その他の関係者の意見を反映
させ、及び学識経験を有する者の知見の活用
を図るために必要な措置を講じなければなら
ない。

6 指定地域密着型サービス事業者は、要介護
者の人格を尊重するとともに、この法律又は
この法律に基づく命令を遵守し、要介護者の
ため忠実にその職務を遂行しなければならない。
（変更の届出等）

第七十八条の五 指定地域密着型サービス事業
者は、当該指定に係る事業所の名称及び所在
地その他厚生労働省令で定める事項に変更が
あつたとき、又は当該指定地域密着型サービ
ス（地域密着型介護老人福祉施設入所者生活
介護を除く。）の事業を廃止し、休止し、若
しくは再開したときは、厚生労働省令で定め
るところにより、十日以内に、その旨を市町
村長に届け出なければならない。
（報告等）

第七十八条の六 市町村長は、地域密着型介護
サービス費の支給に必要と認めるときは、指
定地域密着型サービス事業者若しくは指定地
域密着型サービス事業者であつた者若しくは
当該指定に係る事業所の従業者であつた者
（以下この項において「指定地域密着型サー
ビス事業者等」という。）に対し、報告若しくは帳簿書類の提出
若しくは提示を命じ、指定地域密着型サービ
ス事業者若しくは当該指定に係る事業所の従

業者若しくは指定地域密着型サービス事業者
であつた者等に対し出頭を求め、又は当該職
員に關係者に対して質問させ、若しくは当該
指定地域密着型サービス事業者の当該指定に
係る事業所に立ち入り、その設備若しくは帳
簿書類その他の物件を検査させることができ
る。

2 第二十四条第三項の規定は前項の規定によ
る質問又は検査について、同条第四項の規定
は前項の規定による権限について準用する。
（指定の辞退）

第七十八条の七 第四十二条の二第一項本文の
指定を受けて地域密着型介護老人福祉施設入
所者生活介護の事業を行う者は、一月以上の
予告期間を設けて、その指定を辞退すること
ができる。
（勧告、命令等）

第七十八条の八 市町村長は、指定地域密着型
サービス事業者が、第七十八条の二第七項の
規定により当該指定を行うに当たつて付され
た条件に従わず、当該指定に係る事業所の従
業者の知識若しくは技能若しくは人員につい
て第七十八条の四第一項の厚生労働省令で定
める基準若しくは同項の厚生労働省令で定め
る員数若しくは同条第四項に規定する指定地
域密着型サービスに従事する従業者に関する
基準を満たしておらず、又は同条第二項若し
くは第四項に規定する指定地域密着型サービ
スの事業の設備及び運営に関する基準に従つ
て適正な指定地域密着型サービスの事業の運
営をしていないと認めるときは、当該指定地
域密着型サービス事業者に対し、期限を定め
て、第七十八条の二第七項の規定により当該
指定を行うに当たつて付された条件に従い、
第七十八条の四第一項の厚生労働省令で定め
る基準を遵守し、若しくは同項の厚生労働省
令で定める員数の従業者を有し、若しくは同
条第四項に規定する指定地域密着型サービス
に従事する従業者に関する基準を遵守し、又

は同条第二項若しくは第四項に規定する指定地域密着型サービスの事業の設備及び運営に関する基準を遵守すべきことを勧告することができる。

2 市町村長は、前項の規定による勧告をした場合において、その勧告を受けた指定地域密着型サービス事業者が同項の期限内にこれに従わなかったときは、その旨を公表することができる。

3 市町村長は、第一項の規定による勧告を受けた指定地域密着型サービス事業者が、正当な理由がなくてその勧告に係る措置をとらなかったときは、当該指定地域密着型サービス事業者に対し、期限を定めて、その勧告に係る措置をとるべきことを命ずることができる。

4 市町村長は、前項の規定による命令をした場合においては、その旨を公示しなければならない。

(指定の取消し等)

第七十八条の九 市町村長は、次の各号のいずれかに該当する場合においては、当該指定地域密着型サービス事業者に係る第四十二条の二第一項本文の指定を取り消し、又は期間を定めてその指定の全部若しくは一部の効力を停止することができる。

一 指定地域密着型サービス事業者が、第七十八条の二第四項第五号又は第九号のいずれかに該当するに至ったとき。

二 指定地域密着型サービス事業者が、第七十八条の二第五項第三号に該当するに至ったとき。

三 指定地域密着型サービス事業者が、第七十八条の二第七項の規定により当該指定を行うに当たって付された条件に違反したと認められるとき。

四 指定地域密着型サービス事業者が、当該指定に係る事業所の従業者の知識若しくは技能又は人員について、第七十八条の四第

一項の厚生労働省令で定める基準若しくは同項の厚生労働省令で定める員数又は同条第四項に規定する指定地域密着型サービスに従事する従業者に関する基準を満たすことができなくなったとき。

五 指定地域密着型サービス事業者が、第七十八条の四第二項又は第四項に規定する指定地域密着型サービスの事業の設備及び運営に関する基準に従って適正な指定地域密着型サービスの事業の運営をすることができなくなったとき。

六 指定地域密着型サービス事業者が、第七十八条の四第六項に規定する義務に違反したと認められるとき。

七 指定地域密着型サービス事業者(地域密着型介護老人福祉施設入所者生活介護を行うものに限り)が、第二十八条第五項(第二十九条第二項、第三十条第二項、第三十一条第二項、第三十三条第四項、第三十三条の二第二項、第三十三條の三第二項及び第三十四条第二項において準用する場合を含む。第八十四条、第九十二条、第一百四条及び第一百四条において同じ。)の規定により調査の委託を受けた場合において、当該調査の結果について虚偽の報告をしたとき。

八 地域密着型介護サービス費の請求に関し不正があったとき。

九 指定地域密着型サービス事業者が、第七十八条の六第一項の規定により報告又は帳簿書類の提出若しくは提示を命ぜられてこれに従わず、又は虚偽の報告をしたとき。

十 指定地域密着型サービス事業者又は当該指定に係る事業所の従業者が、第七十八条の六第一項の規定により出頭を求められてこれに応ぜず、同項の規定による質問に対して答弁せず、若しくは虚偽の答弁をし、又は同項の規定による検査を拒み、妨げ、若しくは忌避したとき。ただし、当該指定

に係る事業所の従業者がその行為をした場合において、その行為を防止するため、当該指定地域密着型サービス事業者が相当の注意及び監督を尽くしたときを除く。

十一 指定地域密着型サービス事業者が、不正の手段により第四十二条の二第一項本文の指定を受けたとき。

十二 前各号に掲げる場合のほか、指定地域密着型サービス事業者が、この法律その他国民の保健医療若しくは福祉に関する法律で政令で定めるもの又はこれらの法律に基づく命令若しくは処分違反したとき。

十三 前各号に掲げる場合のほか、指定地域密着型サービス事業者が、居宅サービス等に関し不正又は著しく不当な行為をしたとき。

十四 指定地域密着型サービス事業者の役員等のうちに、指定の取消し又は指定の全部若しくは一部の効力の停止をしようとするとき前五年以上に居宅サービス等に関し不正又は著しく不当な行為をした者があるとき。

(公示)

第七十八条の十 市町村長は、次に掲げる場合には、遅滞なく、その旨を都道府県知事に届け出るとともに、これを公示しなければならない。

一 第四十二条の二第一項本文の指定をしたとき。

二 第七十八条の五の規定による届出(同条の厚生労働省令で定める事項の変更並びに同条に規定する事業の休止及び再開に係るものを除く。)があったとき。

三 第七十八条の七の規定による第四十二条の二第一項本文の指定の辞退があったとき。

四 前条の規定により第四十二条の二第一項本文の指定を取り消し、又は指定の全部若しくは一部の効力を停止したとき。

(準用)

第七十八条の十一 第七十条の二の規定は、第四十二条の二第一項本文の指定について準用する。この場合において、必要な技術的説替えは、政令で定める。

第五章に第一節として次の一節を加える。

第一節 介護支援専門員

第一款 登録等

(介護支援専門員の登録)

第六十九条の二 厚生労働省令で定める実務の経験を有する者であつて、都道府県知事が厚生労働省令で定めるところにより行う試験(以下「介護支援専門員実務研修受試試験」という。)に合格し、かつ、都道府県知事が厚生労働省令で定めるところにより行う研修(以下「介護支援専門員実務研修」という。)の課程を修了したものは、厚生労働省令で定めるところにより、当該都道府県知事の登録を受けることができる。ただし、次の各号のいずれかに該当する者については、この限りでない。

一 成年被後見人又は被保佐人

二 禁錮以上の刑に処せられ、その執行を終わし、又は執行を受けることがなくなるまでの者

三 この法律その他国民の保健医療若しくは福祉に関する法律で政令で定めるものの規定により罰金の刑に処せられ、その執行を終わし、又は執行を受けることがなくなるまでの者

四 登録の申請前五年以上に居宅サービス等に関し不正又は著しく不当な行為をした者

五 第六十九条の三十八第三項の規定による禁止の処分を受け、その禁止の期間中に第六十九条の六第一号の規定によりその登録が消除され、まだその期間が経過しない者

六 第六十九条の三十九の規定による登録の消除の処分を受け、その処分の日から起算して五年を経過しない者

七 第六十九条の三十九の規定による登録の

消除の処分に係る行政手続法（平成五年法律第八十八号）第十五条の規定による通知があった日から当該処分をする日又は処分をしないことを決定する日までの間に登録の消除の申請をした者（登録の消除の申請について相当の理由がある者を除く。）であつて、当該登録が消除された日から起算して五年を経過しないもの

2 前項の登録は、都道府県知事が、介護支援専門員資格登録簿に氏名、生年月日、住所その他厚生労働省令で定める事項並びに登録番号及び登録年月日を登録してするものとする。

（登録の移転）

第六十九条の三 前条第一項の登録を受けている者は、当該登録をしている都道府県知事の管轄する都道府県以外の都道府県に所在する指定居宅介護支援事業者その他厚生労働省令で定める事業者若しくは施設の業務に従事し、又は従事しようとするときは、当該事業者の事業所又は当該施設の所在地を管轄する都道府県知事に対し、当該登録をしている都道府県知事を経由して、登録の移転の申請をすることができ、ただし、その者が第六十九条の三十八第三項の規定による禁止の処分を受け、その禁止の期間が満了していないときは、この限りでない。

（登録事項の変更の届出）

第六十九条の四 第六十九条の二第一項の登録を受けている者は、当該登録に係る氏名その他厚生労働省令で定める事項に変更があつたときは、遅滞なく、その旨を都道府県知事に届け出なければならない。

（死亡等の届出）

第六十九条の五 第六十九条の二第一項の登録を受けている者が次の各号のいずれかに該当することとなつた場合には、当該各号に定める者は、その日（第一号の場合にあつては、

その事実を知つた日）から三十日以内に、その旨を当該登録をしている都道府県知事又は当該各号に定める者の住所を管轄する都道府県知事に届け出なければならない。

一 死亡した場合 その相続人

二 第六十九条の二第二項第一号に該当するに至つた場合 その後見人又は保佐人

三 第六十九条の二第二項第二号又は第三号に該当するに至つた場合 本人

（申請等に基づく登録の消除）
第六十九条の六 都道府県知事は、次の各号のいずれかに該当する場合には、第六十九条の二第一項の登録を消除しなければならない。

一 本人から登録の消除の申請があつた場合

二 前条の規定による届出があつた場合

三 前条の規定による届出があつた場合のいずれかに該当する事実が判明した場合

四 第六十九条の三十一の規定により合格の決定を取り消された場合

（介護支援専門員証の交付等）
第六十九条の七 第六十九条の二第一項の登録を受けている者は、都道府県知事に対し、介護支援専門員証の交付を申請することができ、

2 介護支援専門員証の交付を受けようとする者は、都道府県知事が厚生労働省令で定めるところにより行う研修を受けなければならない。ただし、第六十九条の二第一項の登録を受けた日から厚生労働省令で定める期間以内に介護支援専門員証の交付を受けようとする者については、この限りでない。

3 介護支援専門員証（第五項の規定により交付された介護支援専門員証を除く。）の有効期間は、五年とする。

4 介護支援専門員証が交付された後第六十九条の三の規定により登録の移転があつたときは、当該介護支援専門員証は、その効力を失う。

5 前項に規定する場合において、登録の移転

の申請とともに介護支援専門員証の交付の申請があつたときは、当該申請を受けた都道府県知事は、同項の介護支援専門員証の有効期間が経過するまでの期間を有効期間とする介護支援専門員証を交付しなければならない。

6 介護支援専門員証は、第六十九条の二第一項の登録が消除されたとき、又は介護支援専門員証が効力を失つたときは、速やかに、介護支援専門員証をその交付を受けた都道府県知事に返納しなければならない。

7 介護支援専門員証は、第六十九条の三十八第三項の規定による禁止の処分を受けたときは、速やかに、介護支援専門員証をその交付を受けた都道府県知事に提出しなければならない。

8 前項の規定により介護支援専門員証の提出を受けた都道府県知事は、同項の禁止の期間が満了した場合においてその提出者から返還の請求があつたときは、直ちに、当該介護支援専門員証を返還しなければならない。

（介護支援専門員証の有効期間の更新）
第六十九条の八 介護支援専門員証の有効期間は、申請により更新する。

2 介護支援専門員証の有効期間の更新を受けようとする者は、都道府県知事が厚生労働省令で定めるところにより行う研修（以下「更新研修」という。）を受けなければならない。ただし、現に介護支援専門員の業務に従事しており、かつ、更新研修の課程に相当するものとして都道府県知事が厚生労働省令で定めるところにより指定する研修の課程を修了した者については、この限りでない。

3 前条第三項の規定は、更新後の介護支援専門員証の有効期間について準用する。

（介護支援専門員証の提示）
第六十九条の九 介護支援専門員証は、その業務を行うに当たり、関係者から請求があつたときは、介護支援専門員証を提示しなければならない。

（厚生労働省令への委任）
第六十九条の十 この款に定めるもののほか、第六十九条の二第一項の登録、その移転及び介護支援専門員証に関し必要な事項は、厚生労働省令で定める。

第二款 登録試験問題作成機関の登録、指定試験実施機関及び指定研修実施機関の指定等

（登録試験問題作成機関の登録）
第六十九条の十一 都道府県知事は、厚生労働大臣の登録を受けた法人（以下「登録試験問題作成機関」という。）に、介護支援専門員実務研修受講試験の実施に関する事務のうち試験の問題の作成及び合格の基準の設定に関するもの（以下「試験問題作成事務」という。）を行わせることができる。

2 前項の登録は、試験問題作成事務を行おうとする者の申請により行う。

3 都道府県知事は、第一項の規定により登録試験問題作成機関に試験問題作成事務を行わせるときは、試験問題作成事務を行わないものとする。

（欠格条項）
第六十九条の十二 次の各号のいずれかに該当する法人は、前条第一項の登録を受けることができない。

一 この法律の規定により刑に処せられ、その執行を終わり、又は執行を受けることがなくなつた日から起算して二年を経過しない者であること。

二 第六十九条の二十四第一項又は第二項の規定により登録を取り消され、その取消の日から起算して二年を経過しない者であること。

三 その役員の中に、第一号に該当する者があること。

（登録の基準）
第六十九条の十三 厚生労働大臣は、第六十九条の十一第二項の規定により登録を申請した

者が次に掲げる要件のすべてに適合しているときは、同条第一項の登録をしなければならぬ。この場合において、登録に関して必要な手続は、厚生労働省令で定める。

一 別表の上欄に掲げる科目について同表の下欄に掲げる試験委員が試験の問題の作成及び合格の基準の設定を行うものであること。

二 試験の信頼性の確保のための次に掲げる措置がとられていること。

イ 試験問題作成事務について専任の管理者を置くこと。

ロ 試験問題作成事務の管理（試験に関する秘密の保持及び試験の合格の基準に関することを含む。）に関する文書の作成その他の厚生労働省令で定める試験問題作成事務の信頼性を確保するための措置が講じられていること。

ハ ロの文書に記載されたところに従い試験問題作成事務の管理を行う専任の部門を置くこと。

三 債務超過の状態にないこと。

（登録の公示等）

第六十九条の十四 厚生労働大臣は、第六十九条の十一第一項の登録をしたときは、当該登録を受けた者の名称及び主たる事務所の所在地並びに当該登録をした日を公示しなければならない。

2 登録試験問題作成機関は、その名称又は主たる事務所の所在地を変更しようとするときは、変更しようとする日の二週間前までに、その旨を厚生労働大臣及び第六十九条の十一第一項の規定により登録試験問題作成機関にその試験問題作成事務を行わせることとした都道府県知事（以下「委任都道府県知事」という。）に届け出なければならない。

3 厚生労働大臣は、前項の届出があつたときは、その旨を公示しなければならない。（役員の選任及び解任）

第六十九条の十五 登録試験問題作成機関は、役員を選任し、又は解任したときは、遅滞なく、その旨を厚生労働大臣に届け出なければならない。

（試験委員の選任及び解任）

第六十九条の十六 登録試験問題作成機関は、第六十九条の十三第一号の試験委員を選任し、又は解任したときは、遅滞なく、その旨を厚生労働大臣に届け出なければならない。（秘密保持義務等）

第六十九条の十七 登録試験問題作成機関の役員若しくは職員（第六十九条の十三第一号の試験委員を含む。次項において同じ。）又はこれらの職にあつた者は、試験問題作成事務に関して知り得た秘密を漏らしてはならない。

2 試験問題作成事務に従事する登録試験問題作成機関の役員又は職員は、刑法その他の罰則の適用については、法令により公務に従事する職員とみなす。

（試験問題作成事務規程）

第六十九条の十八 登録試験問題作成機関は、試験問題作成事務の開始前に、厚生労働省令で定める試験問題作成事務の実施に関する事項について試験問題作成事務規程を定め、厚生労働大臣の認可を受けなければならない。これを変更しようとするときも、同様とする。

2 厚生労働大臣は、前項の規定により認可をした試験問題作成事務規程が試験問題作成事務の適正かつ確実な実施上不適当となつたと認めるときは、登録試験問題作成機関に対し、これを変更すべきことを命ずることができ

る。

（財務諸表等の備付け及び閲覧等）
第六十九条の十九 登録試験問題作成機関は、毎事業年度経過後三月以内に、その事業年度の財産目録、貸借対照表及び損益計算書又は収支計算書並びに営業報告書又は事業報告書（その作成に代えて電磁的記録（電子的方式、

磁気的方式その他の人の知覚によつては認識することができない方式で作られる記録であつて、電子計算機による情報処理の用に供されるものをいう。以下この条において同じ。）の作成がされている場合における当該電磁的記録を含む。次項及び第二百一条の二において「財務諸表等」という。）を作成し、五年間登録試験問題作成機関の事務所に備えて置かなければならない。

2 介護支援専門員実務研修受講試験を受けようとする者その他の利害関係人は、登録試験問題作成機関の業務時間内は、いつでも、次に掲げる請求をすることができる。ただし、第二号又は第四号の請求をするには、登録試験問題作成機関の定めた費用を支払わなければならない。

一 財務諸表等が書面をもつて作成されているときは、当該書面の閲覧又は謄写の請求
二 前号の書面の謄本又は抄本の請求
三 財務諸表等が電磁的記録をもつて作成されているときは、当該電磁的記録に記録された事項を厚生労働省令で定める方法により表示したものの閲覧又は謄写の請求

四 前号の電磁的記録に記録された事項を電磁的方法であつて厚生労働省令で定めるものにより提供することの請求又は当該事項を記載した書面の交付の請求
（帳簿の備付け等）
第六十九条の二十 登録試験問題作成機関は、厚生労働省令で定めるところにより、試験問題作成事務に関する事項で厚生労働省令で定めるものを記載した帳簿を備え、保存しなければならない。

（適合命令）
第六十九条の二十一 厚生労働大臣は、登録試験問題作成機関が第六十九条の十三各号のいずれかに適合しなくなつたと認めるときは、その登録試験問題作成機関に対し、これらの規定に適合するため必要な措置をとるべきこ

とを命ずることができる。

（報告及び検査）

第六十九条の二十二 厚生労働大臣は、試験問題作成事務の適正な実施を確保するため必要があると認めるときは、登録試験問題作成機関に対し、試験問題作成事務の状況に關し必要な報告を求め、又は当該職員に関係者に対して質問させ、若しくは登録試験問題作成機関の事務所に立ち入り、その帳簿書類その他の物件を検査させることができる。

2 委任都道府県知事は、その行わせることとした試験問題作成事務の適正な実施を確保するため必要があると認めるときは、登録試験問題作成機関に対し、試験問題作成事務の状況に關し必要な報告を求め、又は当該職員に関係者に対して質問させ、若しくは登録試験問題作成機関の事務所に立ち入り、その帳簿書類その他の物件を検査させることができる。

3 第二十四条第三項の規定は前二項の規定による質問又は検査について、同条第四項の規定は前二項の規定による権限について準用する。

（試験問題作成事務の休廃止）

第六十九条の二十三 登録試験問題作成機関は、厚生労働大臣の許可を受けなければ、試験問題作成事務の全部又は一部を休止し、又は廃止してはならない。

2 厚生労働大臣は、前項の規定による許可をしようとするときは、関係委任都道府県知事の意見を聴かなければならない。

3 厚生労働大臣は、第一項の規定による許可をしたときは、その旨を、関係委任都道府県知事に通知するとともに、公示しなければならない。

（登録の取消し等）

第六十九条の二十四 厚生労働大臣は、登録試験問題作成機関が第六十九条の十二第一号又は第三号に該当するに至つたときは、当該登

録試験問題作成機関の登録を取り消さなければならぬ。

2 厚生労働大臣は、登録試験問題作成機関が次の各号のいずれかに該当するときは、当該登録試験問題作成機関に対し、その登録を取り消し、又は期間を定めて試験問題作成事務の全部若しくは一部の停止を命ずることができ、

一 不正な手段により第六十九条の十一第一項の登録を受けたとき。

二 第六十九条の十四第二項、第六十九条の十五、第六十九条の十六、第六十九条の十九第一項、第六十九条の二十又は前条第一項の規定に違反したとき。

三 正当な理由がないのに第六十九条の十九第二項各号の規定による請求を拒んだとき。

四 第六十九条の十八第一項の認可を受けた試験問題作成事務規程によらないで試験問題作成事務を行ったとき。

五 第六十九条の十八第二項又は第六十九条の二十一の命令に違反したとき。

3 厚生労働大臣は、前二項の規定により登録を取り消し、又は前項の規定により試験問題作成事務の全部若しくは一部の停止を命じたときは、その旨を、関係委任都道府県知事に通知するとともに、公示しなければならない。
(委任都道府県知事による試験問題作成事務の実施)

第六十九条の二十五 委任都道府県知事は、登録試験問題作成機関が第六十九条の二十三第一項の規定により試験問題作成事務の全部若しくは一部を休止したとき、厚生労働大臣が前条第二項の規定により登録試験問題作成機関に対し試験問題作成事務の全部若しくは一部の停止を命じたとき、又は登録試験問題作成機関が天災その他の事由により試験問題作成事務の全部若しくは一部を実施することが困難となった場合において厚生労働大臣が必

要があると認めるときは、第六十九条の十一第三項の規定にかかわらず、当該試験問題作成事務の全部又は一部を行うものとする。

2 厚生労働大臣は、委任都道府県知事が前項の規定により試験問題作成事務を行うこととなるとき、又は委任都道府県知事が同項の規定により試験問題作成事務を行うこととなる事由がなくなったときは、速やかにその旨を当該委任都道府県知事に通知しなければならない。

(試験問題作成事務に係る手数料)

第六十九条の二十六 委任都道府県知事は、地方自治法第二百二十七条の規定に基づき試験問題作成事務に係る手数料を徴収する場合においては、第六十九条の十一第一項の規定により登録試験問題作成機関が行う試験問題作成事務に係る介護支援専門員実務研修受講試験を受けようとする者に、条例で定めるところにより、当該手数料を当該登録試験問題作成機関に納めさせ、その収入とすることができ、

(指定試験実施機関の指定)

第六十九条の二十七 都道府県知事は、その指定する者(以下「指定試験実施機関」という。)に、介護支援専門員実務研修受講試験の実施に関する事務(試験問題作成事務を除く。以下「試験事務」という。)を行わせることができる。

2 前条の規定は、指定試験実施機関が行う試験事務に係る手数料について準用する。

(秘密保持義務等)

第六十九条の二十八 指定試験実施機関(その者が法人である場合にあつては、その役員、次項において同じ。)若しくはその職員又はこれらの職にあつた者は、試験事務に関して知り得た秘密を漏らしてはならない。

2 試験事務に従事する指定試験実施機関又はその職員は、刑法その他の罰則の適用については、法令により公務に従事する職員とみなす。

(監督命令等)

第六十九条の二十九 都道府県知事は、試験事務の適正な実施を確保するため必要があると認めるときは、指定試験実施機関に対し、試験事務に関し監督上必要な命令をすることができ、

(報告及び検査)

第六十九条の三十 都道府県知事は、試験事務の適正な実施を確保するため必要があると認めるときは、指定試験実施機関に対し、試験事務の状況に関し必要な報告を求め、又は当該職員に関係者に対して質問させ、若しくは指定試験実施機関の事務所に立ち入り、その設備若しくは帳簿書類その他の物件を検査させることができる。

2 第二十四条第三項の規定は前項の規定による質問又は検査について、同条第四項の規定は前項の規定による権限について準用する。

(合格の取消し等)

第六十九条の三十一 都道府県知事は、不正の手段によつて介護支援専門員実務研修受講試験を受け、又は受けようとした者に対しては、合格の決定を取り消し、又はその介護支援専門員実務研修受講試験を受けることを禁止することができる。

2 指定試験実施機関は、その指定をした都道府県知事の前項に規定する職権を行うことができる。

(政令への委任)

第六十九条の三十二 第六十九条の二十七から前条までに定めるもののほか、指定試験実施機関に関し必要な事項は、政令で定める。

(指定研修実施機関の指定等)

第六十九条の三十三 都道府県知事は、その指定する者(以下「指定研修実施機関」という。)に、介護支援専門員実務研修及び更新研修の実施に関する事務(以下「研修事務」という。)を行わせることができる。

2 第六十九条の二十七第二項、第六十九条の二十九及び第六十九条の三十の規定は、指定研修実施機関について準用する。この場合において、これらの規定中「指定試験実施機関」とあるのは、「指定研修実施機関」と、「試験事務」とあるのは「研修事務」と読み替えるものとする。

3 前二項に定めるもののほか、指定研修実施機関に関し必要な事項は、政令で定める。

第三款 義務等

(介護支援専門員の義務)

第六十九条の三十四 介護支援専門員は、その担当する要介護者等の人格を尊重し、常に当該要介護者等の立場に立つて、当該要介護者等に提供される居宅サービス、地域密着型サービス、施設サービス、介護予防サービス又は地域密着型介護予防サービスが特定の種類又は特定の事業者若しくは施設に不当に偏ることのないよう、公正かつ誠実にその業務を行わなければならない。

2 介護支援専門員は、厚生労働省令で定める基準に従つて、介護支援専門員の業務を行わなければならない。

(名義貸しの禁止等)

第六十九条の三十五 介護支援専門員は、介護支援専門員証を不正に使用し、又はその名義を他人に介護支援専門員の業務のため使用させてはならない。

(信用失墜行為の禁止)

第六十九条の三十六 介護支援専門員は、介護支援専門員の信用を傷つけるような行為をしてはならない。

(秘密保持義務)

第六十九条の三十七 介護支援専門員は、正当な理由なしに、その業務に関して知り得た人の秘密を漏らしてはならない。介護支援専門員でなくなった後においても、同様とする。

(報告等)

第六十九条の三十八 都道府県知事は、介護支

援専門員の業務の適正な遂行を確保するため必要があると認めるときは、その登録を受けている介護支援専門員及び当該都道府県の区域内でその業務を行う介護支援専門員に対し、その業務について必要な報告を求めることができる。

2 都道府県知事は、その登録を受けている介護支援専門員又は当該都道府県の区域内でその業務を行う介護支援専門員が第六十九条の三十四の規定に違反していると認めるときは、当該介護支援専門員に対し、必要な指示をし、又は当該都道府県知事の指定する研修を受けるよう命ずることができる。

3 都道府県知事は、その登録を受けている介護支援専門員又は当該都道府県の区域内でその業務を行う介護支援専門員が前項の規定による指示又は命令に従わない場合には、当該介護支援専門員に対し、一年以内の期間を定めて、介護支援専門員として業務を行うことを禁止することができる。

4 都道府県知事は、他の都道府県知事の登録を受けている介護支援専門員に対して前二項の規定による処分をしたときは、遅滞なく、その旨を、当該介護支援専門員の登録をしている都道府県知事に通知しなければならない。

(登録の消除)

第六十九条の三十九 都道府県知事は、その登録を受けている介護支援専門員が次の各号のいずれかに該当する場合には、当該登録を消除しなければならない。

- 一 第六十九条の二第一項第一号から第三号までのいずれかに該当するに至った場合
- 二 不正の手段により第六十九条の二第一項の登録を受けた場合
- 三 不正の手段により介護支援専門員証の交付を受けた場合
- 四 前条第三項の規定による業務の禁止の処分に違反した場合

2 都道府県知事は、その登録を受けている介護支援専門員が次の各号のいずれかに該当する場合においては、当該登録を消除することができる。

- 一 第六十九条の三十四から第六十九条の三十七までの規定に違反した場合
- 二 前条第一項の規定により報告を求められて、報告をせず、又は虚偽の報告をした場合

三 前条第二項の規定による指示又は命令に違反し、情状が重い場合

3 第六十九条の二第一項の登録を受けている者で介護支援専門員証の交付を受けていないものが次の各号のいずれかに該当する場合には、当該登録をしていない都道府県知事は、当該登録を消除しなければならない。

- 一 第六十九条の二第一項第一号から第三号までのいずれかに該当するに至った場合
- 二 不正の手段により第六十九条の二第一項の登録を受けた場合
- 三 介護支援専門員として業務を行った場合

第五章に次の四節を加える。

第六節 指定介護予防サービス事業者(指定介護予防サービス事業者の指定)

第百十五条の二 第五十三条第一項本文の規定は、厚生労働省令で定めるところにより、介護予防サービス事業を行う者の申請により、介護予防サービスの種類及び当該介護予防サービスの種類に係る介護予防サービス事業を行う事業所(以下この節において「事業所」という。)ごとにを行う。

2 都道府県知事は、前項の申請があった場合において、第一号から第三号まで、第五号から第七号まで、第九号又は第十号(病院等により行われる介護予防居宅療養管理指導又は病院若しくは診療所により行われる介護予防訪問看護、介護予防訪問リハビリテーション、介護予防通所リハビリテーション若しくは介護予防短期入所療養介護に係る指定の申請に

あつては、第二号から第十一号まで)のいずれかに該当するときは、第五十三条第一項本文の指定をしてはならない。

- 一 申請者が法人でないとき。
- 二 当該申請に係る事業所の従業者の知識及び技能並びに人員が、第百十五条の四第一項の厚生労働省令で定める基準及び同項の厚生労働省令で定める員数を満たしていないとき。

三 申請者が、第百十五条の四第二項に規定する指定介護予防サービスに係る介護予防のための効果的な支援の方法に関する基準又は指定介護予防サービスの事業の設備及び運営に関する基準に従って適正な介護予防サービス事業の運営をすることができな

いと認められるとき。

四 申請者が、禁錮以上の刑に処せられ、その執行を終わり、又は執行を受けることがなくなるまでの者であるとき。

五 申請者が、この法律その他国民の保健医療若しくは福祉に関する法律で政令で定め

るものの規定により罰金の刑に処せられ、その執行を終わり、又は執行を受けることがなくなるまでの者であるとき。

六 申請者が、第百十五条の八第一項又は第百十五条の二十九第六項の規定により指定を取り消され、その取消しの日から起算して五年を経過しない者(当該指定を取り消された者が法人である場合においては、当該取消しの処分に係る行政手続法第十五条の規定による通知があつた日前六十日以内に当該法人の役員等であつた者で当該取消しの日から起算して五年を経過しないものを含む)であるとき。

七 申請者が、第百十五条の八第一項又は第百十五条の二十九第六項の規定による指定の取消しの処分に係る行政手続法第十五条の規定による通知があつた日から当該処分をする日又は処分をしないことを決定する日までの間に第百十五条の五の規定による事業の廃止の届出をした者(当該事業の廃止について相当の理由がある者を除く)で、当該届出の日から起算して五年を経過しないものであるとき。

八 前号に規定する期間内に第百十五条の五の規定による事業の廃止の届出があつた場合において、申請者が、同号の通知の日前六十日以内に当該届出に係る法人(当該事業の廃止について相当の理由がある法人を除く)の役員等又は当該届出に係る法人でない病院等(当該事業の廃止について相当の理由があるものを除く)の管理者であつた者で、当該届出の日から起算して五年を経過しないものであるとき。

九 申請者が、指定の申請前五年以内に居宅サービス等に関し不正又は著しく不当な行為をした者であるとき。

十 申請者が、法人で、その役員等のうちに第四号から前号までのいずれかに該当する者のあるものであるとき。

十一 申請者が、法人でない病院等で、その管理者が第四号から第九号までのいずれかに該当する者であるとき。

(指定介護予防サービスの事業の基準)

第百十五条の三 指定介護予防サービス事業者は、次条第二項に規定する指定介護予防サービスに係る介護予防のための効果的な支援の方法に関する基準及び指定介護予防サービスの事業の設備及び運営に関する基準に従い、要支援者の心身の状況等に応じて適切な指定介護予防サービスを提供するとともに、自らその提供する指定介護予防サービスの質の評価を行うことその他の措置を講ずることによ

り常に指定介護予防サービスを受ける者の立場に立つてこれを提供するよう努めなければならない。

2 指定介護予防サービス事業者は、指定介護予防サービスを受けようとする被保険者から提示された被保険者証に、認定審査会意見が記載されているときは、当該認定審査会意見に配慮して、当該被保険者に当該指定介護予防サービスを提供するように努めなければならない。

第百十五條の四 指定介護予防サービス事業者は、当該指定に係る事業所ごとに、厚生労働省令で定める基準に従い厚生労働省令で定める員数の当該指定介護予防サービスに従事する従業者を有しなければならない。

2 前項に規定するもののほか、指定介護予防サービスに係る介護予防のための効果的な支援の方法に関する基準及び指定介護予防サービスの事業の設備及び運営に関する基準は、厚生労働大臣が定める。

3 厚生労働大臣は、前項に規定する指定介護予防サービスに係る介護予防のための効果的な支援の方法に関する基準及び指定介護予防サービスの事業の設備及び運営に関する基準（指定介護予防サービスの取扱いに関する部分に限る。）を定めようとするときは、あらかじめ社会保障審議会の意見を聴かなければならない。

4 指定介護予防サービス事業者は、要支援者の人格を尊重するとともに、この法律又はこの法律に基づく命令を遵守し、要支援者のため忠実にその職務を遂行しなければならない。

（変更の届出等）

第百十五條の五 指定介護予防サービス事業者は、当該指定に係る事業所の名称及び所在地その他厚生労働省令で定める事項に変更があったとき、又は当該指定介護予防サービスの事業を廃止し、休止し、若しくは再開した

ときは、厚生労働省令で定めるところにより、十日以内に、その旨を都道府県知事に届け出なければならない。

（報告等）

第百十五條の六 都道府県知事又は市町村長は、介護予防サービス費の支給に関し必要があるとき、指定介護予防サービス事業者若しくは指定介護予防サービス事業者であった者若しくは当該指定に係る事業所の従業者であった者（以下この項において指定介護予防サービス事業者であつた者等）という。）に対し、報告若しくは帳簿書類の提出若しくは提示を命じ、指定介護予防サービス事業者若しくは当該指定に係る事業所の従業者若しくは指定介護予防サービス事業者であつた者等に対し出頭を求め、又は当該職員に当該指定介護予防サービス事業者の当該指定に係る事業所に立ち入り、その設備若しくは帳簿書類その他の物件を検査させることができる。

2 第二十四條第三項の規定は前項の規定による質問又は検査について、同条第四項の規定は前項の規定による権限について準用する。（勸告、命令等）

第百十五條の七 都道府県知事は、指定介護予防サービス事業者が、当該指定に係る事業所の従業者の知識若しくは技能若しくは人員について第百十五條の四第一項の厚生労働省令で定める基準若しくは同項の厚生労働省令で定める員数を満たしておらず、又は同条第二項に規定する指定介護予防サービスに係る介護予防のための効果的な支援の方法に関する基準若しくは指定介護予防サービスの事業の設備及び運営に関する基準に従つて適正な指定介護予防サービスの事業の運営をしていないと認めるときは、当該指定介護予防サービス事業者に対し、期限を定めて、同条第一項の厚生労働省令で定める基準を遵守し、若しくは同項の厚生労働省令で定める員数の従業者

者を有し、又は同条第二項に規定する指定介護予防サービスに係る介護予防のための効果的な支援の方法に関する基準若しくは指定介護予防サービスの事業の設備及び運営に関する基準を遵守すべきことを勧告することができる。

2 都道府県知事は、前項の規定による勧告をした場合において、その勧告を受けた指定介護予防サービス事業者が同項の期限内これに従わなかったときは、その旨を公表することができる。

3 都道府県知事は、第一項の規定による勧告を受けた指定介護予防サービス事業者が、正当な理由がなくてその勧告に係る措置をとらなかつたときは、当該指定介護予防サービス事業者に対し、期限を定めて、その勧告に係る措置をとるべきことを命ずることができる。

4 都道府県知事は、前項の規定による命令をした場合においては、その旨を公示しなければならない。

5 市町村は、保険給付に係る指定介護予防サービスを行った指定介護予防サービス事業者について、第百十五條の四第二項に規定する指定介護予防サービスに係る介護予防のための効果的な支援の方法に関する基準又は指定介護予防サービスの事業の設備及び運営に関する基準に従つて適正な指定介護予防サービスの事業の運営をしていないと認めるときは、その旨を当該指定に係る事業所の所在地の都道府県知事に通知しなければならない。（指定の取消し等）

第百十五條の八 都道府県知事は、次の各号のいずれかに該当する場合においては、当該指定介護予防サービス事業者に係る第五十三條第一項本文の指定を取り消し、又は期間を定めてその指定の全部若しくは一部の効力を停止することができる。

一 指定介護予防サービス事業者が、第百十

五條の二第二項第四号、第五号、第十号又は第十一号のいずれかに該当するに至つたとき。

二 指定介護予防サービス事業者が、当該指定に係る事業所の従業者の知識若しくは技能又は人員について、第百十五條の四第一項の厚生労働省令で定める基準又は同項の厚生労働省令で定める員数を満たすことができなくなつたとき。

三 指定介護予防サービス事業者が、第百十五條の四第二項に規定する指定介護予防サービスに係る介護予防のための効果的な支援の方法に関する基準又は指定介護予防サービスの事業の設備及び運営に関する基準に従つて適正な指定介護予防サービスの事業の運営をすることができなくなつたとき。

四 指定介護予防サービス事業者が、第百十五條の四第四項に規定する義務に違反したと認められるとき。

五 介護予防サービス費の請求に関し不正があつたとき。

六 指定介護予防サービス事業者が、第百十五條の六第一項の規定により報告又は帳簿書類の提出若しくは提示を命ぜられてこれに従わず、又は虚偽の報告をしたとき。

七 指定介護予防サービス事業者又は当該指定に係る事業所の従業者が、第百十五條の六第一項の規定により出頭を求められてこれに 응ぜず、同項の規定による質問に対して答弁せず、若しくは虚偽の答弁をし、又は同項の規定による検査を拒み、妨げ、若しくは忌避したとき。ただし、当該指定に係る事業所の従業者がその行為をした場合において、その行為を防止するため、当該指定介護予防サービス事業者が相当の注意及び監督を尽くしたときを除く。

八 指定介護予防サービス事業者が、不正の手段により第五十三條第一項本文の指定を受けたとき。

九 前各号に掲げる場合のほか、指定介護予防サービス事業者が、この法律その他国民の保健医療若しくは福祉に関する法律で政令で定めるもの又はこれらの法律に基づく命令若しくは処分に違反したとき。

十 前各号に掲げる場合のほか、指定介護予防サービス事業者が、居宅サービス等に関する不正又は著しく不当な行為をしたとき。

十一 指定介護予防サービス事業者が法人である場合において、その役員等のうちに指定の取消し又は指定の全部若しくは一部の効力の停止をしようとするとき前五年以上以内に居宅サービス等に関する不正又は著しく不当な行為をした者があるとき。

十二 指定介護予防サービス事業者が法人でない病院等である場合において、その管理者が指定の取消し又は指定の全部若しくは一部の効力の停止をしようとするとき前五年以上以内に居宅サービス等に関する不正又は著しく不当な行為をした者であるとき。

2 市町村は、保険給付に係る指定介護予防サービスを行った指定介護予防サービス事業者について、前項各号のいずれかに該当すると認めるときは、その旨を当該指定に係る事業所の所在地の都道府県知事に通知しなければならない。

(公示)

第百十五條の九 都道府県知事は、次に掲げる場合には、その旨を公示しなければならない。

一 第五十三條第一項本文の指定をしたとき。

二 第百十五條の五の規定による届出(同条の厚生労働省令で定める事項の変更並びに同条に規定する事業の休止及び再開に係るものを除く。)があったとき。

三 前条第一項又は第百十五條の二十九第六項の規定により第五十三條第一項本文の指定を取り消し、又は指定の全部若しくは一部の効力を停止したとき。

(準用)
第百十五條の十 第七十條の二から第七十二條までの規定は、第五十三條第一項本文の指定について準用する。この場合において、これらの規定に関し必要な技術的読替えは、政令で定める。

第七節 指定地域密着型介護予防サービス事業者

(指定地域密着型介護予防サービス事業者の指定)

第百十五條の十一 第五十四條の二第一項本文の指定は、厚生労働省令で定めるところにより、地域密着型介護予防サービス事業を行う者の申請により、地域密着型介護予防サービスの種類及び当該地域密着型介護予防サービスの種類に係る地域密着型介護予防サービスの種類に係る地域密着型介護予防サービス事業を行う事業所(以下この節において「事業所」という。)ごとに行い、当該指定をする市町村長がその長である市町村の行う介護保険の被保険者に対する地域密着型介護予防サービス費及び特別地域密着型介護予防サービス費の支給について、その効力を有する。

2 市町村長は、前項の申請があつた場合において、次の各号のいずれかに該当するときは、第五十四條の二第一項本文の指定をしてはならない。

一 申請者が法人でないとき。

二 当該申請に係る事業所の従業者の知識及び技能並びに人員が、第百十五條の十三第三項の厚生労働省令で定める基準若しくは同項の厚生労働省令で定める員数又は同条第四項に規定する指定地域密着型介護予防サービスに従事する従業者に関する基準を満たしていないとき。

三 申請者が、第百十五條の十三第二項又は第四項に規定する指定地域密着型介護予防サービスに係る介護予防のための効果的な支援の方法に関する基準又は指定地域密着型介護予防サービスの事業の設備及び運営

に関する基準に従つて適正な地域密着型介護予防サービス事業の運営をすることができないと認められるとき。

四 当該申請に係る事業所が当該市町村の区域の外にある場合であつて、その所在地の市町村長の同意を得ていないとき。

五 申請者が、この法律その他国民の保健医療若しくは福祉に関する法律で政令で定めるものの規定により罰金の刑に処せられ、その執行を終わり、又は執行を受けることがなくなるまでの者であるとき。

六 申請者が、第百十五條の十七(第二号から第五号までを除く。)の規定により指定を取り消され、その取消しの日から起算して五年を経過しない者であるとき。

七 申請者が、第百十五條の十七(第二号から第五号までを除く。)の規定による指定の取消しの処分に係る行政手続法第十五條の規定による通知があつた日から当該処分をする日又は処分をしないことを決定する日までの間に第百十五條の十四の規定による事業の廃止の届出をした者(当該事業の廃止について相当の理由がある者を除く。)で、当該届出の日から起算して五年を経過しないものであるとき。

八 申請者が、指定の申請前五年以上以内に居宅サービス等に関する不正又は著しく不当な行為をした者であるとき。

九 申請者の役員等のうちに次のいずれかに該当する者があるとき。

イ 禁錮以上の刑に処せられ、その執行を終わり、又は執行を受けることがなくなるまでの者

ロ 第五号又は前号に該当する者

ハ 第百十五條の十七(第二号から第五号までを除く。)の規定により指定を取り消された法人において、当該取消しの処分に係る行政手続法第十五條の規定による通知があつた日

前六十日以内にその役員等であつた者で当該取消しの日から起算して五年を経過しないもの

員等であつた者で当該取消しの日から起算して五年を経過しないもの

二 第七号に規定する期間内に第百十五條の十四の規定による事業の廃止の届出をした法人(当該事業の廃止について相当の理由がある法人を除く。)において、同条の通知の日前六十日以内にその役員等であつた者で当該届出の日から起算して五年を経過しないもの

3 市町村長は、第一項の申請があつた場合において、次の各号のいずれかに該当するときは、第五十四條の二第一項本文の指定をしないことができる。

一 申請者が、第百十五條の十七第二号から第五号までの規定により指定を取り消され、その取消しの日から起算して五年を経過しない者であるとき。

二 申請者が、第百十五條の十七第二号から第五号までの規定による指定の取消しの処分に係る行政手続法第十五條の規定による通知があつた日から当該処分をする日又は処分をしないことを決定する日までの間に第百十五條の十四の規定による事業の廃止の届出をした者(当該事業の廃止について相当の理由がある者を除く。)で、当該届出の日から起算して五年を経過しないものであるとき。

三 申請者の役員等のうちに次のいずれかに該当する者があるとき。

イ 第百十五條の十七第二号から第五号までの規定により指定を取り消された法人において、当該取消しの処分に係る行政手続法第十五條の規定による通知があつた日

前六十日以内にその役員等であつた者で当該取消しの日から起算して五年を経過しないもの

理由がある法人を除く。）において、同
号の通知の日前六十日以内にその役員等
であつた者で当該届出の日から起算して
五年を経過しないもの

4 市町村長は、第五十四条の二第一項本文の
指定を行うときは、あらかじめ、当
該市町村が行う介護保険の被保険者その他の
関係者の意見を反映させるために必要な措置
を講じなければならない。

5 市町村長は、第五十四条の二第一項本文の
指定を行うに当たって、当該事業の適正な運
営を確保するために必要と認める条件を付す
ことができる。

(指定地域密着型介護予防サービスの事業の
基準)

第百十五条の十二 指定地域密着型介護予防
サービス事業者は、次条第二項又は第四項に
規定する指定地域密着型介護予防サービスに
係る介護予防のための効果的な支援の方法に
関する基準及び指定地域密着型介護予防サ
ービスの事業の設備及び運営に関する基準に
従い、要支援者の心身の状況等に応じて適切
な指定地域密着型介護予防サービスを提供す
るとともに、自らその提供する指定地域密着
型介護予防サービスの質の評価を行うことその
他の措置を講ずることにより常に指定地域密
着型介護予防サービスを受ける者の立場に
立つてこれを提供するように努めなければな
らない。

2 指定地域密着型介護予防サービス事業者
は、指定地域密着型介護予防サービスを受け
ようとする被保険者から提示された被保険者
証に、認定審査会意見が記載されているとき
は、当該認定審査会意見に配慮して、当該被
保険者に当該指定地域密着型介護予防サ
ービスを提供するように努めなければならない。
第百十五条の十三 指定地域密着型介護予防
サービス事業者は、当該指定に係る事業所ご
とに、厚生労働省令で定める基準に従い厚生

労働省令で定める員数の当該指定地域密着型
介護予防サービスに従事する従業者を有しな
ければならない。

2 前項に規定するもののほか、指定地域密着
型介護予防サービスに係る介護予防のための
効果的な支援の方法に関する基準及び指定地
域密着型介護予防サービスの事業の設備及び
運営に関する基準は、厚生労働大臣が定める。

3 厚生労働大臣は、前項に規定する指定地域
密着型介護予防サービスに係る介護予防のた
めの効果的な支援の方法に関する基準及び指
定地域密着型介護予防サービスの事業の設備
及び運営に関する基準(指定地域密着型介護
予防サービスの取扱いに関する部分に限る。)
を定めようとするときは、あらかじめ社会保
障審議会の意見を聴かなければならない。

4 市町村は、第一項及び第二項の規定にか
かわらず、厚生労働省令で定める範囲内で、こ
れらの規定に定める基準に代えて、当該市町
村における指定地域密着型介護予防サ
ービスに従事する従業者に関する基準並びに指定地
域密着型介護予防サービスに係る介護予防の
ための効果的な支援の方法に関する基準及び
指定地域密着型介護予防サービスの事業の設
備及び運営に関する基準を定めることができ
る。

5 市町村は、前項の当該市町村における指定
地域密着型介護予防サービスに従事する従業
者に関する基準並びに指定地域密着型介護予
防サービスに係る介護予防のための効果的な
支援の方法に関する基準及び指定地域密着型
介護予防サービスの事業の設備及び運営に関
する基準を定めようとするときは、あらかじ
め、当該市町村が行う介護保険の被保険者そ
の他の関係者の意見を反映させ、及び学識経
験を有する者の知見の活用を図るために必要
な措置を講じなければならない。

6 指定地域密着型介護予防サービス事業者
は、要支援者の人格を尊重するとともに、こ

の法律又はこの法律に基づく命令を遵守し、
要支援者のため忠実にその職務を遂行しな
ければならない。

(変更の届出等)

第百十五条の十四 指定地域密着型介護予
防サービス事業者は、当該指定に係る事業所
の名称及び所在地その他厚生労働省令で定め
る事項に変更があつたとき、又は当該指定地
域密着型介護予防サービスの事業を廃止し、休
止し、若しくは再開したときは、厚生労働省
令で定めるところにより、十日以内に、その
旨を市町村長に届け出なければならない。

(報告等)

第百十五条の十五 市町村長は、地域密着型
介護予防サービス費の支給に関して必要がある
と認めるときは、指定地域密着型介護予防
サービス事業者若しくは指定地域密着型介護
予防サービス事業者であつた者若しくは当該
指定に係る事業所の従業者であつた者(以下
この項において「指定地域密着型介護予防
サービス事業者等」という。)に
対し、報告若しくは帳簿書類の提出若しくは
提示を命じ、指定地域密着型介護予防サ
ービス事業者若しくは当該指定に係る事業所
の従業者若しくは指定地域密着型介護予防サ
ービス事業者であつた者等に対し出頭を求め、又
は当該職員に関係者に対して質問させ、若し
くは当該指定地域密着型介護予防サービス事
業者の当該指定に係る事業所に立ち入り、そ
の設備若しくは帳簿書類その他の物件を検査
させることができる。

2 第二十四条第三項の規定は前項の規定によ
る質問又は検査について、同条第四項の規定
は前項の規定による権限について準用する。

(勧告、命令等)

第百十五条の十六 市町村長は、指定地域密
着型介護予防サービス事業者が、第百十五条
の十一第五項の規定により当該指定を行うに
当たつて付された条件に従わず、当該指定に係

る事業所の従業者の知識若しくは技能若しく
は人員について第百十五条の十三第一項の厚
生労働省令で定める基準若しくは同項の厚生
労働省令で定める員数若しくは同条第四項に
規定する指定地域密着型介護予防サービスに
従事する従業者に関する基準を満たしておら
ず、又は同条第二項若しくは第四項に規定す
る指定地域密着型介護予防サービスに係る介
護予防のための効果的な支援の方法に関する
基準若しくは指定地域密着型介護予防サ
ービスの事業の設備及び運営に関する基準に
従つて適正な指定地域密着型介護予防サ
ービスの事業の運営をしていないと認めるとき
は、当該指定地域密着型介護予防サービス事
業者に対し、期限を定めて、第百十五条の十
一第五項の規定により当該指定を行うに当た
つて付された条件に従い、第百十五条の十三
第一項の厚生労働省令で定める基準を遵守し、
若しくは同項の厚生労働省令で定める員数の
従業者を有し、若しくは同条第四項に規定す
る指定地域密着型介護予防サービスに従事す
る従業者に関する基準を遵守し、又は同条第
二項若しくは第四項に規定する指定地域密着
型介護予防サービスに係る介護予防のための
効果的な支援の方法に関する基準若しくは指
定地域密着型介護予防サービスの事業の設備
及び運営に関する基準を遵守すべきことを勧
告することができる。

2 市町村長は、前項の規定による勧告をした
場合において、その勧告を受けた指定地域密
着型介護予防サービス事業者が同項の期限内
にこれに従わなかつたときは、その旨を公表
することができる。

3 市町村長は、第一項の規定による勧告を受
けた指定地域密着型介護予防サービス事業者
が、正当な理由がなくその勧告に係る措置
をとらなかつたときは、当該指定地域密着
型介護予防サービス事業者に対し、期限を定
めて、その勧告に係る措置をとるべきことを命

ずることができる。

4 市町村長は、前項の規定による命令をした場合においては、その旨を公示しなければならない。

(指定の取消し等)

第百十五條の十七 市町村長は、次の各号のいずれかに該当する場合においては、当該指定地域密着型介護予防サービス事業者に係る第百十五條の二第二項本文の指定を取り消し、又は期間を定めてその指定の全部若しくは一部の効力を停止することができる。

一 指定地域密着型介護予防サービス事業者が、第百十五條の十一第二項第五号又は第九号のいずれかに該当するに至ったとき。

二 指定地域密着型介護予防サービス事業者が、第百十五條の十一第三項第三号に該当するに至ったとき。

三 指定地域密着型介護予防サービス事業者が、第百十五條の十一第五項の規定により当該指定を行うに当たって付された条件に違反したと認められるとき。

四 指定地域密着型介護予防サービス事業者が、当該指定に係る事業所の従業者の知識若しくは技能又は人員について、第百十五條の十三第一項の厚生労働省令で定める基準若しくは同項の厚生労働省令で定める員数又は同条第四項に規定する指定地域密着型介護予防サービスに従事する従業者に関する基準を満たすことができなくなったとき。

五 指定地域密着型介護予防サービス事業者が、第百十五條の十三第二項又は第四項に規定する指定地域密着型介護予防サービスに係る介護予防のための効果的な支援の方法に関する基準又は指定地域密着型介護予防サービスの事業の設備及び運営に関する基準に従って適正な指定地域密着型介護予防サービスの事業の運営をすることができなくなったとき。

六 指定地域密着型介護予防サービス事業者が、第百十五條の十三第六項に規定する義務に違反したと認められるとき。

七 地域密着型介護予防サービス費の請求に關し不正があつたとき。

八 指定地域密着型介護予防サービス事業者が、第百十五條の十五第一項の規定により報告又は帳簿書類の提出若しくは提示を命ぜられてこれに従わず、又は虚偽の報告をしたとき。

九 指定地域密着型介護予防サービス事業者又は当該指定に係る事業所の従業者が、第百十五條の十五第一項の規定により出頭を求められてこれに應ぜず、同項の規定による質問に対して答弁せず、若しくは虚偽の答弁をし、又は同項の規定による検査を拒み、妨げ、若しくは忌避したとき。ただし、当該指定に係る事業所の従業者がその行為をした場合において、その行為を防止するため、当該指定地域密着型介護予防サービス事業者が相当の注意及び監督を尽くしたときを除く。

十 指定地域密着型介護予防サービス事業者が、不正の手段により第五十四條の二第一項本文の指定を受けたとき。

十一 前各号に掲げる場合のほか、指定地域密着型介護予防サービス事業者が、この法律その他国民の保健医療若しくは福祉に関する法律で政令で定めるもの又はこれらの法律に基づく命令若しくは処分違反したとき。

十二 前各号に掲げる場合のほか、指定地域密着型介護予防サービス事業者が、居宅サービス等に関し不正又は著しく不当な行為をしたとき。

十三 指定地域密着型介護予防サービス事業者の役員等のうちに、指定の取消し又は指定の全部若しくは一部の効力の停止をしよ

うとするとき前五年以内に居宅サービス等

に關し不正又は著しく不当な行為をした者があるとき。

(公示)
第百十五條の十八 市町村長は、次に掲げる場合には、遅滞なく、その旨を都道府県知事に届け出るとともに、これを公示しなければならない。

一 第五十四條の二第二項本文の指定をしたとき。

二 第百十五條の十四の規定による届出(同条の厚生労働省令で定める事項の変更並びに同条に規定する事業の休止及び再開に係るものを除く。)があつたとき。

三 前条の規定により第五十四條の二第一項本文の指定を取り消し、又は指定の全部若しくは一部の効力を停止したとき。

(準用)
第百十五條の十九 第七十條の二の規定は、第五十四條の二第一項本文の指定について準用する。この場合において、必要な技術的読替

えは、政令で定める。

第八節 指定介護予防支援事業者

(指定介護予防支援事業者の指定)

第百十五條の二十 第五十八條第一項の指定は、厚生労働省令で定めるところにより、第百十五條の三十九第一項に規定する地域包括支援センターの設置者の申請により、介護予防支援事業を行う事業所(以下この節において「事業所」という。)ごとに行い、当該指定をする市町村長がその長である市町村の行う介護保険の被保険者に対する介護予防サービス計画費及び特別介護予防サービス計画費の支給について、その効力を有する。

2 市町村長は、前項の申請があつた場合において、次の各号のいずれかに該当するときは、第五十八條第一項の指定をしてはならない。

一 申請者が法人でないとき。

二 当該申請に係る事業所の従業者の知識及び技能並びに人員が、第百十五條の二十二

第一項の厚生労働省令で定める基準及び同項の厚生労働省令で定める員数を満たしていないとき。

三 申請者が、第百十五條の二十二第二項に規定する指定介護予防支援に係る介護予防のための効果的な支援の方法に関する基準又は指定介護予防支援の事業の運営に関する基準に従って適正な介護予防支援事業の運営をすることができないと認められるとき。

四 申請者が、この法律その他国民の保健医療若しくは福祉に関する法律で政令で定めるものの規定により罰金の刑に処せられ、その執行を終わり、又は執行を受けることがなくなるまでの者であるとき。

五 申請者が、第百十五條の二十六の規定により指定を取り消され、その取消しの日から起算して五年を経過しない者であるとき。

六 申請者が、第百十五條の二十六の規定による指定の取消しの処分に係る行政手続法第十五條の規定による通知があつた日から当該処分をする日又は処分をしないことを決定する日までの間に第百十五條の二十三の規定による事業の廃止の届出をした者(当該事業の廃止について相当の理由がある者を除く。)で、当該届出の日から起算して五年を経過しないものであるとき。

七 申請者が、指定の申請前五年以内に居宅サービス等に関し不正又は著しく不当な行為をした者であるとき。

八 申請者の役員等のうちに次のいずれかに該当する者があるとき。

イ 禁錮以上の刑に処せられ、その執行を終わり、又は執行を受けることがなくなるまでの者

ロ 第四号又は前号に該当する者
ハ 第百十五條の二十六の規定により指定を取り消された法人において、当該取消

しの処分に係る行政手続法第十五条の規定による通知があつた日前六十日以内にその役員等であつた者で当該取消しの日から起算して五年を経過しないもの

二 第六号に規定する期間内に第百十五条の二十三の規定による事業の廃止の届出をした法人（当該事業の廃止について相当の理由がある法人を除く。）において、同号の通知の日前六十日以内にその役員等であつた者で当該届出の日から起算して五年を経過しないもの

3 市町村長は、第五十八条第一項の指定を行うおうとするときは、あらかじめ、当該市町村が行う介護保険の被保険者その他の関係者の意見を反映させるために必要な措置を講じなければならない。

（指定介護予防支援の事業の基準）

第百十五条の二十一 指定介護予防支援事業者は、次条第二項に規定する指定介護予防支援に係る介護予防のための効果的な支援の方法に関する基準及び指定介護予防支援の事業の運営に関する基準に従い、要支援者の心身の状況等に応じて適切な指定介護予防支援を提供するとともに、自らその提供する指定介護予防支援の質の評価を行うことその他の措置を講ずることにより常に指定介護予防支援を受ける者の立場に立つてこれを提供するように努めなければならない。

2 指定介護予防支援事業者は、指定介護予防支援を受けようとする被保険者から提示された被保険者証に、認定審査会意見が記載されているときは、当該認定審査会意見に配慮して、当該被保険者に当該指定介護予防支援を提供するように努めなければならない。

3 指定介護予防支援事業者は、厚生労働省令で定めるところにより、指定介護予防支援の一部を、厚生労働省令で定める者に委託することができる。

第百十五条の二十二 指定介護予防支援事業者

は、当該指定に係る事業所ごとに、厚生労働省令で定める基準に従い厚生労働省令で定める員数の当該指定介護予防支援に従事する従業者を有しなければならない。

2 前項に規定するもののほか、指定介護予防支援に係る介護予防のための効果的な支援の方法に関する基準及び指定介護予防支援の事業の運営に関する基準は、厚生労働大臣が定める。

3 厚生労働大臣は、前項に規定する指定介護予防支援に係る介護予防のための効果的な支援の方法に関する基準及び指定介護予防支援の事業の運営に関する基準（指定介護予防支援の取扱いに関する部分に限る。）を定めようとするときは、あらかじめ社会保障審議会の意見を聴かなければならない。

4 指定介護予防支援事業者は、要支援者の人格を尊重するとともに、この法律又はこの法律に基づく命令を遵守し、要支援者のため忠実にその職務を遂行しなければならない。

（変更の届出等）

第百十五条の二十三 指定介護予防支援事業者は、当該指定に係る事業所の名称及び所在地その他厚生労働省令で定める事項に変更があつたとき、又は当該指定介護予防支援の事業を廃止し、休止し、若しくは再開したときは、厚生労働省令で定めるところにより、十日以内に、その旨を市町村長に届け出なければならない。

（報告等）

第百十五条の二十四 市町村長は、必要があると認めるときは、指定介護予防支援事業者若しくは指定介護予防支援事業者であつた者若しくは当該指定に係る事業所の従業者であつた者（以下この項において「指定介護予防支援事業者等」という。）に対し、報告若しくは帳簿書類の提出若しくは提示を命じ、指定介護予防支援事業者若しくは当該指定に係る事業所の従業者若しくは指定介護予

防支援事業者であつた者等に対し出頭を求め、又は当該職員に関係者に対して質問させ、若しくは当該指定介護予防支援事業者の当該指定に係る事業所に立ち入り、その帳簿書類その他の物件を検査させることができる。

2 第二十四条第三項の規定は前項の規定による質問又は検査について、同条第四項の規定は前項の規定による権限について準用する。

（勧告、命令等）

第百十五条の二十五 市町村長は、指定介護予防支援事業者が、当該指定に係る事業所の従業者の知識若しくは技能若しくは人員について第百十五条の二十二第一項の厚生労働省令で定める基準若しくは同項の厚生労働省令で定める員数を満たしておらず、又は同条第二項に規定する指定介護予防支援に係る介護予防のための効果的な支援の方法に関する基準若しくは指定介護予防支援の事業の運営に関する基準に従つて適正な指定介護予防支援の事業の運営をしていないと認めるときは、当該指定介護予防支援事業者に対し、期限を定めて、同条第一項の厚生労働省令で定める基準を遵守し、若しくは同項の厚生労働省令で定める員数の従業者を有し、又は同条第二項に規定する指定介護予防支援に係る介護予防のための効果的な支援の方法に関する基準若しくは指定介護予防支援の事業の運営に関する基準を遵守すべきことを勧告することができる。

2 市町村長は、前項の規定による勧告をした場合において、その勧告を受けた指定介護予防支援事業者が同項の期限内にこれに従わなかったときは、その旨を公表することができる。

3 市町村長は、第一項の規定による勧告を受けた指定介護予防支援事業者が、正当な理由がなくその勧告に係る措置をとらなかつたときは、当該指定介護予防支援事業者に対し、期限を定めて、その勧告に係る措置をとるべきことを命ずることができる。

4 市町村長は、前項の規定による命令をした場合においては、その旨を公示しなければならない。

（指定の取消し等）

第百十五条の二十六 市町村長は、次の各号のいずれかに該当する場合においては、当該指定介護予防支援事業者に係る第五十八条第一項の指定を取り消し、又は期間を定めてその指定の全部若しくは一部の効力を停止することができる。

一 指定介護予防支援事業者が、第百十五条の二十二第二項第四号又は第八号のいずれかに該当するに至つたとき。

二 指定介護予防支援事業者が、当該指定に係る事業所の従業者の知識若しくは技能又は人員について、第百十五条の二十二第一項の厚生労働省令で定める基準又は同項の厚生労働省令で定める員数を満たすことができなくなつたとき。

三 指定介護予防支援事業者が、第百十五条の二十二第二項に規定する指定介護予防支援に係る介護予防のための効果的な支援の方法に関する基準又は指定介護予防支援の事業の運営に関する基準に従つて適正な指定介護予防支援の事業の運営をすることができなくなつたとき。

四 指定介護予防支援事業者が、第百十五条の二十二第四項に規定する義務に違反したと認められるとき。

五 介護予防サービス計画費の請求に関し不正があつたとき。

六 指定介護予防支援事業者が、第百十五条の二十四第一項の規定により報告又は帳簿書類の提出若しくは提示を命ぜられてこれに従わず、又は虚偽の報告をしたとき。

七 指定介護予防支援事業者又は当該指定に係る事業所の従業者が、第百十五条の二十四第一項の規定により出頭を求められてこ

れに应ぜず、同項の規定による質問に対して答弁せず、若しくは虚偽の答弁をし、又は同項の規定による検査を拒み、妨げ、若しくは忌避したとき。ただし、当該指定に係る事業所の従業者がその行為をした場合において、その行為を防止するため、当該指定介護予防支援事業者が相当の注意及び監督を尽くしたときを除く。

八 指定介護予防支援事業者が、不正の手段により第五十八条第一項の指定を受けたとき。

九 前各号に掲げる場合のほか、指定介護予防支援事業者が、この法律その他国民の保健医療若しくは福祉に関する法律で政令で定めるもの又はこれらの法律に基づく命令若しくは処分に違反したとき。

十 前各号に掲げる場合のほか、指定介護予防支援事業者が、居宅サービス等に関し不正又は著しく不当な行為をしたとき。

十一 指定介護予防支援事業者の役員等の中に、指定の取消し又は指定の全部若しくは一部の効力の停止をしようとするとき前五年以内に居宅サービス等に関し不正又は著しく不当な行為をした者があるとき。

(公示)

第百十五条の二十七 市町村長は、次に掲げる場合には、その旨を公示しなければならない。

一 第五十八条第一項の指定をしたとき。

二 第百十五条の二十三の規定による届出(同条の厚生労働省令で定める事項の変更並びに同条に規定する事業の休止及び再開に係るものを除く。)があったとき。

三 前条の規定により第五十八条第一項の指定を取り消し、又は指定の全部若しくは一部の効力を停止したとき。

(準用)

第百十五条の二十八 第七十条の二の規定は、第五十八条第一項の指定について準用する。この場合において、必要な技術的読替えは、

政令で定める。

第九節 介護サービス情報の公表

(介護サービス情報の報告及び公表)

第百十五条の二十九 指定居宅サービス事業者、指定地域密着型サービス事業者、指定居宅介護支援事業者、指定介護予防サービス事業者、指定地域密着型介護予防サービス事業者及び指定介護予防支援事業者並びに指定介護老人福祉施設、介護老人保健施設及び指定介護療養型医療施設の開設者(以下「介護サービス事業者」という。)は、指定居宅サービス事業者、指定地域密着型サービス事業者、指定居宅介護支援事業者、指定介護老人福祉施設、指定介護療養型医療施設、指定介護予防サービス事業者、指定地域密着型介護予防サービス事業者の指定又は介護老人保健施設の許可を受け、訪問介護、訪問入浴介護その他の厚生労働省令で定めるサービス(以下「介護サービス」という。)の提供を開始しようとするときその他厚生労働省令で定めるときは、政令で定めるところにより、その提供する介護サービスに係る介護サービス情報(介護サービスの内容及び介護サービスを提供する事業者又は施設の運営状況に関する情報であつて、介護サービスを利用し、又は利用しようとする要介護者等が適切かつ円滑に当該介護サービスを利用する機会を確保するために公表されることが必要なものとして厚生労働省令で定めるものをいう。以下同じ。)を、当該介護サービスを提供する事業所又は施設の所在地を管轄する都道府県知事に報告しなければならない。

2 都道府県知事は、前項の規定による報告を受けたときは、当該報告をした介護サービス事業者に対し、介護サービス情報のうち厚生労働省令で定めるものについて、調査を行うものとする。

3 都道府県知事は、前項の規定による調査が

終了した後、第一項の規定による報告の内容及び前項の規定による調査の結果のうち厚生労働省令で定めるものを公表しなければならない。

4 都道府県知事は、介護サービス事業者が第一項の規定による報告をせず、若しくは虚偽の報告をし、又は第二項の規定による調査を受けず、若しくは調査の実施を妨げたときは、期間を定めて、当該介護サービス事業者に対し、その報告を行い、若しくはその報告の内容を是正し、又はその調査を受けることを命ずることができる。

5 都道府県知事は、指定地域密着型サービス事業者、指定地域密着型介護予防サービス事業者又は指定介護予防支援事業者に対して前項の規定による処分をしたときは、遅滞なく、その旨を、当該指定地域密着型サービス事業者、指定地域密着型介護予防サービス事業者又は指定介護予防支援事業者の指定をした市町村長に通知しなければならない。

6 都道府県知事は、指定居宅サービス事業者、指定居宅介護支援事業者若しくは指定介護予防サービス事業者又は指定介護老人福祉施設、介護老人保健施設若しくは指定介護療養型医療施設の開設者が第四項の規定による命令に従わないときは、当該指定居宅サービス事業者、指定居宅介護支援事業者、指定介護予防サービス事業者、指定介護老人福祉施設若しくは指定介護療養型医療施設の許可を取り消し、又は期間を定めてその指定若しくは許可の全部若しくは一部の効力を停止することができる。

7 都道府県知事は、指定地域密着型サービス事業者、指定地域密着型介護予防サービス事業者又は指定介護予防支援事業者が第四項の規定による命令に従わない場合において、当該指定地域密着型サービス事業者、指定地域密着型介護予防サービス事業者又は指定介護

予防支援事業者の指定を取り消し、又は期間を定めてその指定の全部若しくは一部の効力を停止することが適当であると認めるときは、理由を付して、その旨をその指定をした市町村長に通知しなければならない。

(指定調査機関の指定)

第百十五条の三十 都道府県知事は、その指定する者(以下「指定調査機関」という。)に、前条第二項の調査の実施に関する事務(以下「調査事務」という。)を行わせることができる。

2 前項の指定は、都道府県の区域ごとに、その指定を受けようとする者の申請により、当該都道府県知事が行う。

3 都道府県は、地方自治法第二百二十七条の規定に基づき調査事務に係る手数料を徴収する場合においては、第一項の規定により指定調査機関が行う前条第二項の調査を受けようとする者に、条例で定めるところにより、当該手数料を当該指定調査機関に納めさせ、その収入とすることができる。

(調査員)

第百十五条の三十一 指定調査機関は、調査事務を行うときは、厚生労働省令で定める方法に従い、調査員に調査事務を実施させなければならない。

2 調査員は、調査事務に関する専門的知識及び技術を有するものとして政令で定める要件を備える者のうちから選任しなければならない。

(秘密保持義務等)

第百十五条の三十二 指定調査機関(その者が法人である場合にあつては、その役員。次項において同じ。)若しくはその職員(調査員を含む。同項において同じ。)又はこれらの職にあつた者は、調査事務に関して知り得た秘密を漏らしてはならない。

2 指定調査機関及びその職員で調査事務に従事する者は、刑法その他の罰則の適用につい

ては、法令により公務に従事する職員とみなす。

(帳簿の備付け等)

第百十五條の三十三 指定調査機関は、厚生労働省令で定めるところにより、調査事務に関する事項で厚生労働省令で定めるものを記載した帳簿を備え、保存しなければならない。

(報告等)

第百十五條の三十四 都道府県知事は、調査事務の公正かつ適確な実施を確保するため必要があると認めるときは、指定調査機関に対し、調査事務に関し必要な報告を求め、又は当該職員に関係者に対して質問させ、若しくは指定調査機関の事務所に立ち入り、その設備若しくは帳簿書類その他の物件を検査させることができる。

2 第二十四條第三項の規定は前項の規定による質問又は検査について、同条第四項の規定は前項の規定による権限について準用する。

(業務の休廃止等)

第百十五條の三十五 指定調査機関は、都道府県知事の許可を受けなければ、調査事務の全部又は一部を休止し、又は廃止してはならない。

(指定情報公表センターの指定)

第百十五條の三十六 都道府県知事は、その指定する者(以下「指定情報公表センター」という。)に、介護サービス情報の報告の受理及び公表並びに指定調査機関の指定に関する事務で厚生労働省令で定めるもの(以下「情報公表事務」という。)の全部又は一部を行わせることができる。

2 前項の指定は、都道府県の区域ごとに、その指定を受けようとする者の申請により、当該都道府県知事が行う。

3 第百十五條の三十三第三項及び第百十五條の三十二から前条までの規定は、指定情報公表センターについて準用する。この場合において、これらの規定中「調査事務」とあるのは

「情報公表事務」と、「指定調査機関」とあるのは「指定情報公表センター」と、「職員(調査員を含む。同項において同じ。）」とあるのは「職員」と読み替えるものとするほか、必要な技術的読替は、政令で定める。

(政令への委任)

第百十五條の三十七 この節に定めるもののほか、指定調査機関及び指定情報公表センターに関し必要な事項は、政令で定める。

第百六十條第一項第三号中「前二号」を「前三号」に改め、同号を同項第四号とし、同項第二号の次に次の一号を加える。

三 市町村に対し第百二十六條第一項の地域支援事業交付金を交付すること。

第百六十七條第三項中「第百六十條第一項第二号」の下に「及び第三号」を加える。

第百六十九條中「介護給付費交付金」の下に「及び第百二十六條第一項の地域支援事業交付金」を加える。

「第九章 保健福祉事業」を削る。

第百七十五條を次のように改める。

第百七十五條 削除

第八章を第九章とする。

第百二十二條の見出しを削り、同条の前に見出しとして「(調整交付金等)」を付し、同条の次に次の一条を加える。

第百二十二條の二 国は、政令で定めるところにより、市町村に対し、地域支援事業(第百十五條の三十八第一項第一号に掲げる事業に限る。以下「介護予防事業」という。)に要する費用の額の百分の二十五に相当する額を交付する。

2 国は、政令で定めるところにより、市町村に対し、地域支援事業(介護予防事業を除く。)に要する費用の額に、第百二十五條第一項の第二号被保険者負担率に百分の五十を加えた率を乗じて得た額(以下「包括的支援事業等支援額」という。)の百分の五十に相当する額を交付する。

第百二十三條の見出し中「負担」を「負担等」に改め、同条に次の二項を加える。

3 都道府県は、政令で定めるところにより、市町村に対し、介護予防事業に要する費用の額の百分の十二・五に相当する額を交付する。

4 都道府県は、政令で定めるところにより、市町村に対し、包括的支援事業等支援額の百分の二十五に相当する額を交付する。

第百二十四條に次の二項を加える。

3 市町村は、政令で定めるところにより、その一般会計において、介護予防事業に要する費用の額の百分の十二・五に相当する額を負担する。

4 市町村は、政令で定めるところにより、その一般会計において、包括的支援事業等支援額の百分の二十五に相当する額を負担する。

第百二十六條を次のように改める。

(地域支援事業支援交付金)

第百二十六條 市町村の介護保険に関する特別会計において負担する費用のうち、介護予防事業に要する費用の額に前条第一項の第二号被保険者負担率を乗じて得た額(以下この章において「介護予防事業医療保険納付対象額」という。)については、政令で定めるところにより、支払基金が市町村に対して交付する

地域支援事業支援交付金をもって充てる。

2 前項の地域支援事業支援交付金は、第百五十條第一項の規定により支払基金が徴収する納付金をもって充てる。

第百二十七條中「及び第百二十二條」を「第百二十二條及び第百二十二條の二」に改める。

第百二十九條第三項中「及び保健福祉事業」を「並びに地域支援事業及び保健福祉事業」に改める。

第百三十一條中「老齢又は退職」を「老齢若しくは退職、障害又は死亡」に、「老齢退職年金給付」を「老齢等年金給付」に改める。

第百三十四條第一項中「老齢退職年金給付」

を「老齢等年金給付」に改める。

第百三十五條第三項中「老齢退職年金給付」を「老齢等年金給付」に改め、「これらの特別徴収対象年金給付に老齢基礎年金が含まれるときは当該老齢基礎年金について、老齢基礎年金が含まれないときは」を削る。

第百四十條第一項中「老齢退職年金給付」を「老齢等年金給付」に改め、同条第二項中「老齢退職年金給付」を「老齢等年金給付」に、「当該額の範囲内において」を「所得の状況その他の事情を勘案して」に改め、同条第四項中「老齢退職年金給付」を「老齢等年金給付」に改める。

第百四十一條の見出しを「(住所特例対象施設に入所又は入居中の被保険者の特例に係る特別徴収義務者への通知)」に改める。

第百四十七條第二項第一号中「事業運営期間(市町村介護保険事業計画の初年度以降三箇年間をいう。以下この項において同じ。）」を「当該市町村が定める市町村介護保険事業計画の計画期間(以下「計画期間」という。)」に改め、「予防給付に要する費用の額」の下に「地域支援事業に要する費用の額」を加え、同項第二号中「前号の事業運営期間」を「計画期間」に改め、「予防給付に要した費用の額」の下に「地域支援事業に要した費用の額」を加え、同項第三号及び第四号中「第一号の事業運営期間」を「計画期間」に改め、「予防給付に要した費用の額」の下に「地域支援事業に要した費用の額」を加え、同項第五号中「第一号の事業運営期間」を「計画期間」に改める。

第百四十八條第一項中「講ぜられない」を「講じられない」に改め、「同じ。」の下に「地域支援事業に要する費用」を加え、同条第二項中「除く。」の下に「地域支援事業に要する費用の額(当該地域支援事業に要する費用の額につき第百二十二條の二、第百二十三條第三項及び第四項、第百二十四條第三項及び第四項並びに第百二十六條第一項の規定により、国、都道府

県、市町村の一般会計及び支払基金が負担し、又は交付する額を除く。」を加える。

第百四十九条第二項中「指導」を「情報の提供」に改める。

第百五十条第一項中「介護給付費納付金」を「介護給付費・地域支援事業支援納付金」に改める。

第百五十一条の見出し中「介護給付費納付金」を「納付金」に改め、同条第一項及び第二項中「概算介護給付費納付金」を「概算納付金」に、「確定介護給付費納付金」を「確定納付金」に改める。

第百五十二条の見出しを「(概算納付金)」に改め、同条中「概算介護給付費納付金」を「概算納付金」に改め、「医療保険納付対象額」の下に「及び介護予防事業医療保険納付対象額」を加える。

第百五十三条の見出しを「(確定納付金)」に改め、同条中「確定介護給付費納付金」を「確定納付金」に改め、「医療保険納付対象額」の下に「及び介護予防事業医療保険納付対象額」を加える。

第七章を第八章とする。

第百六条第二項第一号中「確保」の下に「及び地域支援事業の実施」を加える。

第百七条第一項中「こと」に、「五年」を削り、同条第二項第一号及び第二号を次のように改める。

一 当該市町村が、その住民が日常生活を営んでいる地域として、地理的条件、人口、交通事情その他の社会的条件、介護給付等対象サービスを提供するための施設の整備の状況その他の条件を総合的に勘案して定める区域ごとの当該区域における各年度の認知症対応型共同生活介護、地域密着型特定施設入居者生活介護及び地域密着型介護老人福祉施設入所者生活介護に係る必要利用定員総数その他の介護給付等対象サービスの種類ごとの量の見込み並びにその見込

量の確保のための方策

二 各年度における地域支援事業に要する費用の額並びに地域支援事業の量の見込み及びその見込量の確保のための方策

第百七条第二項第三号中「指定居宅サービス」の下に、「指定地域密着型サービスの事業」を、「介護給付等対象サービス」の下に「(介護給付に係るものに限る。)」を加え、同項中第四号を第五号とし、第三号の次に次の一号を加える。

四 指定介護予防サービスの事業、指定地域密着型介護予防サービスの事業又は指定介護予防支援の事業を行う者相互間の連携の確保に関する事業その他の介護給付等対象サービス(予防給付に係るものに限る。)の円滑な提供及び地域支援事業の円滑な実施を図るための事業に関する事項

第百七条中第七項を第八項とし、第六項を第七項とし、第五項を第六項とし、同条第四項中「老人福祉法第二十条の八に規定する市町村老人福祉計画、老人保健法(昭和五十七年法律第八十号)第四十六条の八に規定する市町村老人保健計画」を「社会福祉法第七十七条に規定する市町村地域福祉計画」に改め、同項を同条第五項とし、同条第三項の次に次の一号を加える。

4 市町村介護保険事業計画は、老人福祉法第二十条の八第一項に規定する市町村老人福祉計画及び老人保健法(昭和五十七年法律第八十号)第四十六条の八第一項に規定する市町村老人保健計画と一体のものとして作成されなければならない。

第百八条第一項中「こと」に、「五年」を削り、同条第二項第一号中「各年度の」の下に「介護専用型特定施設入居者生活介護、地域密着型特定施設入居者生活介護及び地域密着型介護老人福祉施設入所者生活介護に係る必要利用定員総数」を加え、同項第二号中「施設の整備」を「施設における生活環境の改善を図るための事

業」に改め、同項中第五号を第六号とし、第四号を第五号とし、同項第三号中「介護給付等対象サービス」の下に「及び地域支援事業」を加え、同項を同項第四号とし、同項第二号の次に次の一号を加える。

三 介護サービス情報の公表に関する事項

第百八条第四項を同条第五項とし、同条第三項中「老人福祉法第二十条の九に規定する都道府県老人福祉計画、老人保健法第四十六条の十九に規定する都道府県老人保健計画」を削り、「第三十条の三」を「第三十条の三第一項」に改め、「医療計画」の下に「社会福祉法第百八条に規定する都道府県地域福祉支援計画」を加え、同項を同条第四項とし、同条第二項の次に次の一号を加える。

3 都道府県介護保険事業支援計画は、老人福祉法第二十条の九第一項に規定する都道府県老人福祉計画及び老人保健法第四十六条の十九第一項に規定する都道府県老人保健計画と一体のものとして作成されなければならない。

第百二十条中「助言、指導」を「情報の提供、助言」に改める。

第六章 地域支援事業等

第百十五条の三十八 市町村は、被保険者が要介護状態等となることを予防するとともに、要介護状態等となった場合においても、可能な限り、地域において自立した日常生活を営むことができるよう支援するため、地域支援事業として、次に掲げる事業を行うものとする。

一 被保険者(第一号被保険者に限る。)の要介護状態等となることの予防又は要介護状態等の軽減若しくは悪化の防止のため必要な事業(介護予防サービス事業及び地域密着型介護予防サービス事業を除く。)

二 被保険者が要介護状態等となることを予防するため、その心身の状況、その置かれている環境その他の状況に応じて、その選択に基づき、前号に掲げる事業その他の適切な事業が包括的かつ効率的に提供されるよう必要な援助を行う事業

三 被保険者の心身の状況、その居宅における生活の実態その他の必要な実情の把握、保健医療、公衆衛生、社会福祉その他の関連施策に関する総合的な情報の提供、関係機関との連絡調整その他の被保険者の保健医療の向上及び福祉の増進を図るための総合的な支援を行う事業

四 保健医療及び福祉に関する専門的知識を有する者による被保険者の居宅サービス計画及び施設サービス計画の検証、その心身の状況、介護給付等対象サービスの利用状況その他の状況に関する定期的な協議その他の取組を通じ、当該被保険者が地域において自立した日常生活を営むことができるよう、包括的かつ継続的な支援を行う事業

2 市町村は、前項各号に掲げる事業のほか、地域支援事業として、次に掲げる事業を行うことができる。

一 介護給付等に要する費用の適正化のための事業

二 被保険者に対する虐待の防止及びその早期発見のための事業その他の被保険者の権利擁護のため必要な援助を行う事業

三 介護方法の指導その他の要介護被保険者を現に介護する者の支援のため必要な事業

四 その他介護保険事業の運営の安定化及び被保険者の地域における自立した日常生活の支援のため必要な事業

3 地域支援事業は、当該市町村における介護予防に関する事業の実施状況、介護保険の運営の状況その他の状況を勘案して政令で定める額の範囲内で行うものとする。

4 市町村は、地域支援事業の利用者に対し、

の次に次の一条を加える。

第二百一十一條の二 第六十九條の十九第一項の規定に違反して財務諸表等を備へて置かず、財務諸表等に記載すべき事項を記載せず、若しくは虚偽の記載をし、又は正当な理由がなないのに同条第二項各号の規定による請求を拒んだ者は、二十万円以下の過料に処する。

第二百十三條に次の一項を加える。

2 第六十九條の七第六項又は第七項の規定に違反した者は、十万円以下の過料に処する。

第二百十四條第二項中「第三十一條第一項後段」の下に、「第三十三條の第三一項後段」を加える。

附則の次に次の別表を加える。

試験委員	一 学校教育法(昭和二十二年法律第二十六号)による大学において保健若しくは福祉に関する科目若しくは医学を担当する教授若しくは助教授の職にあり、又はこれらの職にあつた者
	二 前号に掲げる者と同等以上の知識及び経験を有する者

び合洛の基単は、介養文愛草門員起務研参を

を有するかどうかを判定するためのものである

2 年金保険者は、毎年厚生労働省令で定める期日までに、当該年の四月二日から六月一日までの間に次の各号のいずれかに該当するに至つた者（当該年の三月一日から四月一日までの間に第一号に該当するに至つた者であつて、当該年の四月一日現在において当該年金保険者から老齢等年金給付の支払を受けていないものを含み、当該年の八月一日から翌年

の五月三十一日までの間に支払を受けるべき当該老齢等年金給付の額の総額を基礎として厚生労働省令で定めるところにより算定した年金額の見込額が、当該年の六月一日の現況において政令で定める額未満である者及び前項第二号に該当する者を除く。の氏名、住所その他厚生労働省令で定める事項を、その者が当該年の六月一日現在において住所を有する市町村に通知しなければならない。

一 老齢等年金給付を受ける権利の裁定を受け、当該年金保険者から当該老齢等年金給付の支払を受けることとなった六十五歳以上の者

二 当該年金保険者から老齢等年金給付の支払を受けている者のうち六十五歳に達したものの（六十五歳以後も引き続き当該老齢等年金給付の受給権を有する者に限る。）

三 当該年金保険者から老齢等年金給付の支払を受けている者のうち、当該年金保険者に対し市町村の区域を越える住所の変更の届出を行った六十五歳以上のもの

3 年金保険者は、毎年厚生労働省令で定める期日までに、当該年の六月二日から八月一日までの間に前項各号のいずれかに該当するに至った者（当該年の十月一日から翌年の五月三十一日までの間に支払を受けるべき当該老齢等年金給付の額の総額を基礎として厚生労働省令で定めるところにより算定した年金額の見込額が、当該年の八月一日の現況において政令で定める額未満である者及び第一項第二号に該当する者を除く。）の氏名、住所その他厚生労働省令で定める事項を、その者が当該年の八月一日現在において住所を有する市町村に通知しなければならない。

4 年金保険者は、毎年厚生労働省令で定める期日までに、当該年の八月二日から十月一日までの間に第二項各号のいずれかに該当するに至った者（当該年の十二月一日から翌年の五月三十一日までの間に支払を受けるべき当該老

該老齢等年金給付の額の総額を基礎として厚生労働省令で定めるところにより算定した年金額の見込額が、当該年の十月一日の現況において政令で定める額未満である者及び第一項第二号に該当する者を除く。の氏名、住所その他厚生労働省令で定める事項を、その者が当該年の十月一日現在において住所を有する市町村に通知しなければならない。

5 年金保険者は、毎年厚生労働省令で定める期日までに、当該年の前年の十月二日から十二月一日までの間に第二項各号のいずれかに該当するに至った者（当該年の二月一日から五月三十一日までの間に支払を受けるべき当該老

該老齢等年金給付の額の総額を基礎として厚生労働省令で定めるところにより算定した年金額の見込額が、当該年の前年の十二月一日の現況において政令で定める額未満である者及び第一項第二号に該当する者を除く。の氏名、住所その他厚生労働省令で定める事項を、その者が当該年の前年の十二月一日現在において住所を有する市町村に通知しなければならない。

6 年金保険者は、毎年厚生労働省令で定める期日までに、当該年の前年の十二月二日から当該年の二月一日までの間に第二項各号のいずれかに該当するに至った者（当該年の四月一日から五月三十一日までの間に支払を受けるべき当該老齢等年金給付の額の総額を基礎として厚生労働省令で定めるところにより算定した年金額の見込額が、当該年の二月一日の現況において政令で定める額未満である者及び第一項第二号に該当する者を除く。の氏名、住所その他厚生労働省令で定める事項を、その者が当該年の二月一日現在において住所を有する市町村に通知しなければならない。

第百三十五条第一項中「除く。」の下に「次項及び第三項において同じ。」を、「課する」の下に「当該年度の」を加え、同条第三項中「前

条第一項」の下に「から第六項まで」を加え、同項を同条第六項とし、同条第二項中「前項本文」を「第一項本文、第二項又は第三項」に、「同項本文」を「第一項本文、第二項又は第三項」に改め、同項を同条第五項とし、同条第一項の次に次の三項を加える。

2 市町村（前項ただし書に規定する市町村を除く。次項において同じ。）は、前条第二項又は第三項の規定による通知が行われた場合においては、当該通知に係る第一号被保険者に対して課する当該年度の保険料の一部を、特別徴収の方法によって徴収することができる。

3 市町村は、前条第二項若しくは第三項の規定による通知が行われた場合（前項の規定により当該通知に係る第一号被保険者に対して課する当該年度の保険料の一部を特別徴収の方法によって徴収する場合を除く。）又は同条第四項から第六項までの規定による通知が行われた場合において、当該通知に係る第一号被保険者について、翌年度の初日から九月三十日までの間において当該通知に係る老齢等年金給付が支払われるときは、その支払に係る保険料額として、支払回数割保険料額の見込額（当該額によることが適当でないこと認められる特別な事情がある場合においては、所得の状況その他の事情を勘案して市町村が定める額とする。）を、厚生労働省令で定めるところにより、特別徴収の方法によって徴収するものとする。

4 前項の支払回数割保険料額の見込額は、当該第一号被保険者につき、当該年度の保険料額を基礎として厚生労働省令で定めるところにより算定した額を、当該年度の翌年度の初日（前条第五項の規定による通知に係る第一号被保険者については同年度の六月一日とし、同条第六項の規定による通知に係る第一号被保険者については同年度の八月一日とする。）から九月三十日までの間における当該

老齢等年金給付の支払の回数で除して得た額とする。

第百三十六条第一項中「前条」を「第百三十四条第一項の規定による通知が行われた場合において、前条第一項並びに第五項及び第六項（同条第一項に係る部分に限る。）に、場合においては」を「ときは」に改め、同条第二項中「から」の下に「前条第三項並びに」を加える。

第百三十七条第六項及び第百三十八条第四項中「第百三十四条第二項から第四項まで」を「第百三十四条第七項から第九項まで」に改める。

第百四十一条の次に次の一条を加える。
（政令への委任）
第百四十一条の二 第百三十四条第二項から第六項までの規定により通知が行われた場合において、市町村が第百三十五条第二項から第六項までの規定により特別徴収の方法によって保険料を徴収しようとするときの特別徴収額の通知、特別徴収の方法によって徴収した保険料額の納入の義務その他の取扱いについては、政令で定める。

（介護保険法施行法の一部改正）
第五十条 介護保険法施行法（平成九年法律第百二十四号）の一部を次のように改正する。

第二条中「痴呆対応型共同生活介護」を「認知症対応型共同生活介護」に改める。

第六条 介護保険法施行法の一部を次のように改正する。

第十三条第三項中「第一号に規定する額及び第二号に規定する額の合計額」を「要介護旧措置入所者に係る要介護状態区分（同法第七条第一項に規定する要介護状態区分をいう。）、特定介護老人福祉施設（当該特定介護老人福祉施設に係る同法第九十二条の規定による指定の取消しその他やむを得ない理由により、当該特定介護老人福祉施設に継続して一以上の他の指定介護老人福祉施設（同法第四十八条第一項第一号に規定する指定介護老人福祉施設をいう。以下この項において同じ。）に入所した要介護旧措

置入所者にあつては、当該一以上の他の指定介護老人福祉施設を含む。以下この条において同じ。の所在する地域等を勘案して算定される指定介護福祉施設サービス（同法第四十八条第一項第一号に規定する指定介護福祉施設サービスをいう。以下この項において同じ。）に要する平均的な費用（同条第二項の厚生労働省令で定める費用を除く。）の額を勘案して厚生労働大臣が定める基準により算定した費用の額（その額が現に当該指定介護福祉施設サービスに要した費用（同条第一項の厚生労働省令で定める費用を除く。以下この項において同じ。）の額を超えるときは、当該現に指定介護福祉施設サービスに要した費用の額とする。）に、厚生労働大臣が定める要介護旧措置入所者の所得の区分ごとに百分の九十以上百分の百以下の範囲内において厚生労働大臣が定める割合を乗じて得た額」に改め、同項各号を削り、同条第四項中「特定標準負担額について、同条第四項の規定は、前項各号」を「前項」に改め、同条第五項を同条第八項とし、同条第四項の次に次の三項を加える。

5 要介護旧措置入所者のうち所得の状況その他の事情を斟酌して厚生労働省令で定める者（第七項において「特定要介護旧措置入所者」という。）に対し支給する介護保険法第五十一条の第二項の特定入所者介護サービス費の額は、平成十七年十月一日から平成二十二年三月三十一日までの間に限り、同条第二項の規定にかかわらず、第一号に規定する額及び第二号に規定する額の合計額とする。

一 特定介護老人福祉施設における食事の提供に要する平均的な費用の額（その額が現に当該食事の提供に要した費用の額を超えるときは、当該現に食事の提供に要した費用の額とする。）から、平均的な家計における食費の状況及び要介護旧

措置入所者の所得の状況その他の事情を勘案して厚生労働大臣が定める額（以下この条において「食費の特定負担限度額」という。）を控除した額

二 特定介護老人福祉施設における居住に要する平均的な費用の額及び施設の状況その他の事情を勘案して厚生労働大臣が定める費用の額（その額が現に当該居住に要した費用の額を超えるときは、当該現に居住に要した費用の額とする。以下この条において「居住費の特定基準費用額」という。）から、要介護旧措置入所者の所得の状況その他の事情を勘案して厚生労働大臣が定める額（以下この条において「居住費の特定負担限度額」という。）を控除した額

6 介護保険法第五十一条の第三項の規定は、食費の特定基準費用額若しくは食費の特定負担限度額又は居住費の特定基準費用額若しくは居住費の特定負担限度額について準用する。

7 介護保険法第五十一条の第六項の規定を特定要介護旧措置入所者に適用する場合には、同項中「食費の基準費用額又は居住費の基準費用額」とあるのは「食費の特定基準費用額又は居住費の特定基準費用額」と、「食費の負担限度額又は居住費の負担限度額」とあるのは「食費の特定負担限度額又は居住費の特定負担限度額」とし、同条第七項の規定を特定要介護旧措置入所者に適用する場合には、同項中「第一項、第二項及び前項」とあるのは「第一項、介護保険法施行法（平成九年法律第百二十四号）第十三条第五項及び同条第七項の規定により読み替えて適用される前項」とする。

第七条 介護保険法施行法の一部を次のように改正する。

第十一条第一項中「第七条第二十六項」を「第七条第八項」に改める。

第十三条第一項中「第九十二条」を「第九十

二条第一項又は第百十五条の二十九第六項に、「第七条第十九項」を「第八条第二十二項」に改め、同条第三項中「第九十二条」を「第九十二条第一項又は第百十五条の二十九第六項」に改める。

（老人福祉法の一部改正）

第八条 老人福祉法（昭和三十八年法律第百三十三号）の一部を次のように改正する。

第五条の二第二項中「痴呆対応型老人共同生活援助事業」を「認知症対応型老人共同生活援助事業」に改め、同条第五項中「痴呆対応型老人共同生活援助事業」を「認知症対応型老人共同生活援助」を「認知症対応型共同生活介護」に改める。

第十条の四第一項第四号中「痴呆の状態にある」を「認知症（介護保険法第七十五条に規定する認知症をいう。以下同じ。）である」に、「共同生活を営むのに支障がある」を「その者の認知症の原因となる疾患が急性の状態に」に、「介護保険法に規定する痴呆対応型共同生活介護」を「同法に規定する認知症対応型共同生活介護」に改める。

第二十条の八第三項中「痴呆対応型共同生活介護」を「認知症対応型共同生活介護」に改める。

第九条 老人福祉法の一部を次のように改正する。

第五条の二第三項中「食事の提供」を「排せつ、食事等の介護」に改め、同条第五項中「食事の提供」を「入浴、排せつ、食事等の介護」に改める。

第十条の四第一項第四号中「食事の提供」を「入浴、排せつ、食事等の介護」に改める。

第十条 老人福祉法の一部を次のように改正する。

第五条の二第二項中「老人短期入所事業」の下に、「小規模多機能型居宅介護事業」を加え、同条第二項中「若しくは居宅支援サービス費」を「夜間対応型訪問介護に係る地域密着型介

護サービス費若しくは介護予防訪問介護に係る介護予防サービス費」に改め、同条第三項中「若しくは居宅支援サービス費」を「認知症対応型通所介護に係る地域密着型介護サービス費、介護予防通所介護に係る介護予防サービス費若しくは介護予防認知症対応型通所介護に係る地域密着型介護予防サービス費」に改め、同条第四項中「居宅支援サービス費」を「介護予防短期入所生活介護に係る介護予防サービス費」に改め、同条第五項中「第十条の四第一項第四号」を「第十条の四第一項第五号」に、「居宅介護サービス費」を「地域密着型介護サービス費若しくは介護予防認知症対応型共同生活介護に係る地域密着型介護予防サービス費」に改め、同項を同条第六項とし、同条第四項の次に次の一項を加える。

5 この法律において、「小規模多機能型居宅介護事業」とは、第十条の四第一項第四号の措置に係る者又は介護保険法の規定による小規模多機能型居宅介護に係る地域密着型介護サービス費若しくは介護予防小規模多機能型居宅介護に係る地域密着型介護予防サービス費の支給に係る者その他の政令で定める者につき、これらの者の心身の状況、置かれている環境等に応じて、それらの者の選択に基づき、それらの者の居宅において、又は厚生労働省令で定めるサービスの拠点に通わせ、若しくは短期間宿泊させ、当該拠点において、入浴、排せつ、食事等の介護その他の日常生活を営むのに必要な便宜であつて厚生労働省令で定めるもの及び機能訓練を供与する事業をいう。

第六条の二を削り、第六条の三を第六条の二とする。

第十条の三第一項中「居宅サービス」の下に「地域密着型サービス」を加え、「及び施設サービス」を「施設サービス、介護予防サービス、地域密着型介護予防サービス及び介護予防支援」に改める。

第十條の四第一項第一号中「訪問介護」の下に「夜間対応型訪問介護又は介護予防訪問介護」を加え、同項第二号中「通所介護」の下に「認知症対応型通所介護、介護予防通所介護又は介護予防認知症対応型通所介護」を加え、同項第三号中「短期入所生活介護」の下に「又は介護予防短期入所生活介護」を加え、同項第四号中「第七條第十五項」を「第八條第十六項」に改め、「認知症対応型共同生活介護」の下に「又は介護予防認知症対応型共同生活介護」を加え、「第五條の二第五項」を「第五條の二第六項」に改め、同号を同項第五号とし、同項第三号の次に次の一号を加える。

四 六十五歳以上の者であつて、身体上又は精神上の障害があるために日常生活を営むのに支障があるものが、やむを得ない事由により介護保険法に規定する小規模多機能型居宅介護又は介護予防小規模多機能型居宅介護を利用することが著しく困難であると認めるときは、その者に、政令で定める基準に従い、その者の居宅において、又は第五條の二第五項の厚生労働省令で定めるサービスの拠点に通わせ、若しくは短期間宿泊させ、当該拠点において、同項の厚生労働省令で定める便宜及び機能訓練を供与し、又は当該市町村以外の者に当該便宜及び機能訓練を供与することを委託すること。

第十一條第一項第一号中「身体上若しくは精神上又は」を削り、同項第二号中「規定する」の下に「地域密着型介護老人福祉施設又は」を加える。

第十四條の三の次に次の一條を加える。

(前払金の保全措置)

第十四條の四 認知症対応型老人共同生活援助事業を行う者のうち、終身にわたつて受領すべき家賃その他厚生労働省令で定めるものの全部又は一部を前払金として一括して受領するものは、当該前払金の算定の基礎を裏面

明示し、かつ、当該前払金について返還債務を負うこととなる場合に備えて厚生労働省令で定めるところにより必要な保全措置を講じなければならない。

第十六條第四項中「前條第六項」を「第十五條第六項」に改める。

第十八條の二第二項中「場合」の下に「(第一項の命令に違反したことに基つて認知症対応型老人共同生活援助事業の制限又は停止を命ずる場合を除く。）」を加え、同項を同條第三項とし、同條第一項中「第五項」を「第六項」に改め、同項を同條第二項とし、同條に第一項として次の一項を加える。

都道府県知事は、認知症対応型老人共同生活援助事業を行う者が第十四條の四の規定に違反したと認めるときは、当該者に対して、その改善に必要な措置を採るべきことを命ずることができる。

第二十條の二の二中「若しくは居宅支援サービス費」を「認知症対応型通所介護に係る地域密着型介護サービス費、介護予防通所介護に係る介護予防サービス費若しくは介護予防認知症対応型通所介護に係る地域密着型介護予防サービス費」に改める。

第二十條の三「居宅支援サービス費」を「介護予防短期入所生活介護に係る介護予防サービス費」に改める。

第二十條の四「養護する」の下に「とともに、その者が自立した日常生活を営み、社会的活動に参加するために必要な指導及び訓練その他の援助を行う」を加える。

第二十條の五中「規定による」の下に「地域密着型介護老人福祉施設入所者生活介護に係る地域密着型介護サービス費若しくは」を加える。

第二十條の七の二中「第六條の二に規定する情報の提供並びに相談及び指導」を「地域の老人の福祉に関する各般の問題につき、老人、その者を現に養護する者、地域住民その他の者からの相談に応じ、必要な助言を行うとともに」

に改め、同條に次の一項を加える。

2 老人介護支援センターの設置者(設置者が法人である場合にあつては、その役員)若しくはその職員又はこれらの職にあつた者は、正当な理由なしに、その業務に関して知り得た秘密を漏らしてはならない。

第二十條の八第三項中「短期入所生活介護」の下に「夜間対応型訪問介護、認知症対応型通所介護、小規模多機能型居宅介護」を、「認知症対応型共同生活介護」の下に「地域密着型介護老人福祉施設入所者生活介護」を、「介護福祉施設サービス」の下に「並びに介護予防訪問介護、介護予防通所介護、介護予防短期入所生活介護、介護予防認知症対応型通所介護、介護予防小規模多機能型居宅介護及び介護予防認知症対応型共同生活介護」を加え、同條第六項中「第四十六條の十八」を「第四十六條の十八第一項」に改め、「市町村老人保健計画」の下に「及び介護保険法第七十七條第一項に規定する市町村介護保険事業計画」を加え、同條第七項中「介護保険法第七十七條に規定する市町村介護保険事業計画」を「社会福祉法第七十七條に規定する市町村地域福祉計画」に改める。

第二十條の九第三項中「第百十八條第二項第一号に規定する」の下に「地域密着型介護老人福祉施設入所者生活介護に係る必要利用定員総数及び」を加え、同條第四項中「第四十六條の十九」を「第四十六條の十九第一項」に改め、「都道府県老人保健計画」の下に「及び介護保険法第百十八條第一項に規定する都道府県介護保険事業支援計画」を加え、同條第五項中「介護保険法第百十八條に規定する都道府県介護保険事業支援計画」を「社会福祉法第百十八條に規定する都道府県地域福祉支援計画」に改める。

第二十一條第一号中「第三号」を「第四号」に改め、同條第一号の二中「第十條の四第一項第四号」を「第十條の四第一項第五号」に改める。

第二十一條の二中「又は施設サービス」を「

地域密着型サービス、施設サービス、介護予防サービス又は地域密着型介護予防サービス」に改める。

第二十九條第一項中「常時十人以上の」を削り、「入所させ」を「入居させ、入浴、排せつ若しくは食事の介護」に、「提供その他」を「提供又はその他の」に、「を供与すること」を目的とする「を」であつて厚生労働省令で定めるもの(以下「介護等」という。)の供与(他に委託して供与する場合及び将来において供与をすることを約する場合を含む。)をする事業を行う」に改め、「老人福祉施設」の下に「認知症対応型老人共同生活援助事業を行う住居その他厚生労働省令で定める施設」を加え、同條第六号中「便宜」を「介護等」に改め、同條第二項中「前項各号」を「同項各号」に改め、同條第四項中「設置者が」の下に「第三項から第五項までの規定に違反したと認めるとき」を加え、「入所して」を「入居して」に、「入所者」を「入居者」に、「入所者の利益」を「入居者の利益」に、「は、入所者の保護のため必要限度において、当該有料老人ホームの」を「その他入居者の保護のため必要と認めるときは、当該」に改め、同項を同條第八項とし、同條第三項中「管理者」の下に「若しくは設置者から介護等の供与を委託された者(以下「介護等受託者」という。）」を加え、「をして、その施設の設備若しくは運営について調査させる」を「に、関係者に対して質問させ、若しくは当該有料老人ホーム若しくは当該介護等受託者の事務所若しくは事業所に立ち入り、設備、帳簿書類その他の物件を検査させる」に改め、同項を同條第六項とし、同項の次に次の一項を加える。

7 第十八條第三項及び第四項の規定は、前項の規定による質問又は立入検査について準用する。

第二十九條第二項の次に次の三項を加える。

3 有料老人ホームの設置者は、当該有料老人

ホームの事業について、厚生労働省令で定めるところにより、帳簿を作成し、これを保存しなければならない。

4 有料老人ホームの設置者は、厚生労働省令で定めるところにより、当該有料老人ホームに入居する者又は入居しようとする者に対して、当該有料老人ホームにおいて供与する介護等の内容その他の厚生労働省令で定める事項に関する情報を開示しなければならない。

5 有料老人ホームの設置者のうち、終身にわたって受領すべき家賃その他厚生労働省令で定めるものの全部又は一部を前払金として一括して受領するものは、当該前払金の算定の基礎を裏面で明示し、かつ、当該前払金について返還債務を負うこととなる場合に備えて厚生労働省令で定めるところにより必要な保全措置を講じなければならない。

第二十九条に次の一項を加える。

9 都道府県知事は、前項の規定による命令をしたときは、その旨を公示しなければならない。

第三十条第一項中「入所者」を「入居者」に改める。

第三十一条の二第二項第二号中「入所者」を「入居者」に改め、同項第三号及び同条第二項中「入所者等」を「入居者等」に改める。

第三十四条の二第二項中「第二十九条第三項及び第四項」を「第二十九条第六項及び第八項」に、「入所者」を「入居者」に改める。

第四十条を削る。

第三十九条中「各号の一に該当する」を「各号のいずれかに該当する場合」に、その違反行為をした」に改め、同条第一号中「第二十八条の十二第一項」の下に「若しくは第二十九条第六項」を加え、「同項」を「これら」に、「忌避した者」を「忌避したとき」に改め、同条第二号を次のように改める。

二 第二十九条第一項又は第二項の規定による届出をせず、又は虚偽の届出をしたとき。

第三十九条第三号中「用いた者」を「用いたとき」に改め、同条第四号中「忌避した者」を「忌避したとき」に改め、同条を第四十条とする。

第三十八条中「第二十九条第四項」を「第十八条の二第二項又は第二十九条第八項」に、「三十万円」を「五十万円」に改め、同条を第三十九条とし、第六章中同条の前に次の一条を加える。

第三十八条 第二十条の七の二第二項の規定に違反した者は、一年以下の懲役又は百万円以下の罰金に処する。

第四十一条中「前三条」を「前二条」に改める。

（社会福祉法の一部改正）

第十一条 社会福祉法（昭和二十六年法律第四十五号）の一部を次のように改正する。

第二条第三項第四号中「痴呆対応型老人共同生活援助事業」を「認知症対応型老人共同生活援助事業」に改める。

第十二条 社会福祉法の一部を次のように改正する。

第二条第三項第四号中「老人短期入所事業」の下に、「小規模多機能型居宅介護事業」を加える。

（生活保護法の一部改正）

第十三条 生活保護法（昭和二十五年法律第四十四号）の一部を次のように改正する。

第十五条の二第二項中「痴呆対応型共同生活介護」を「認知症対応型共同生活介護」に改める。

第十四条 生活保護法の一部を次のように改正する。

目次中「第三十七条」を「第三十七条の二」に改める。

第十五条の二第二項中「及び」を「に」対して、第一号から第四号まで及び第八号に掲げる事項の範囲内において行われ、困窮のため最低限度の生活を維持することのできない」に、「要支

援者をいう。第三項」を「要支援者をいう。第六項」に、「次に」を「第五号から第八号までに」に改め、同項中第五号を第八号とし、第四号の次に次の三号を加える。

五 介護予防（介護予防支援計画に基づき行うものに限る。）

六 介護予防福祉用具

七 介護予防住宅改修

第十五条の二第二項中「第七条第六項」を「第八条第二項」に、「同条第七項」を「同条第三項」に、「同条第八項」を「同条第四項」に、「同条第九項」を「同条第五項」に、「同条第十項」を「同条第六項」に、「同条第十一項」を「同条第七項」に、「同条第十二項」を「同条第八項」に、「同条第十三項」を「同条第九項」に、「同条第十四項」を「同条第十項」に改め、「短期入所療養介護」の下に、「同条第十一項に規定する特定施設入居者生活介護、同条第十二項に規定する福祉用具貸与」を加え、「認知症対応型共同生活介護、同条第十六項に規定する特定施設入居者生活介護及び同条第十七項に規定する福祉用具貸与」を「夜間対応型訪問介護、同条第十六項に規定する認知症対応型通所介護、同条第十七項に規定する小規模多機能型居宅介護、同条第十八項に規定する認知症対応型共同生活介護及び同条第十九項に規定する地域密着型特定施設入居者生活介護」に改め、同条第三項中「又は要支援者」を削り、同条第四項中「第七条第二十一項」を「第八条第二十項に規定する地域密着型介護老人福祉施設入所者生活介護、同条第二十四項」に、「同条第二十二項」を「同条第二十五項」に、「同条第二十三項」を「同条第二十六項」に改め、同条に次の二項を加える。

5 第一項第五号に規定する介護予防とは、介護保険法第八条の二第二項に規定する介護予防訪問介護、同条第三項に規定する介護予防訪問入浴介護、同条第四項に規定する介護予防訪問看護、同条第五項に規定する介護予防

訪問リハビリテーション、同条第六項に規定する介護予防居宅療養管理指導、同条第七項に規定する介護予防通所介護、同条第八項に規定する介護予防通所リハビリテーション、同条第九項に規定する介護予防短期入所生活介護、同条第十項に規定する介護予防短期入所療養介護、同条第十一項に規定する介護予防特定施設入居者生活介護、同条第十二項に規定する介護予防福祉用具貸与、同条第十五項に規定する介護予防認知症対応型通所介護、同条第十六項に規定する介護予防小規模多機能型居宅介護及び同条第十七項に規定する介護予防認知症対応型共同生活介護並びにこれらに相当するサービスをいう。

6 第一項第五号に規定する介護予防支援計画とは、居宅において生活を営む要支援者が介護予防その他身体上又は精神上の障害があるために入浴、排せつ、食事等の日常生活における基本的な動作の全部若しくは一部について常時介護を要し、又は日常生活を営むのに支障がある状態の軽減又は悪化の防止に資する保健医療サービス及び福祉サービス（以下この項において「介護予防等」という。）の適切な利用等を行うことができるようにするための当該要支援者が利用する介護予防等の種類、内容等を定める計画であつて、介護保険法第十五条の三十九第一項に規定する地域包括支援センター（第三十四条の二第二項及び第五十四条の二第二項において「地域包括支援センター」という。）の職員のうち同法第八条の二第十八項の厚生労働省令で定める者が作成したものを含む。

第十九条第三項中「第七条第二十一項」を「第八条第二十四項」に改める。

第三十一条第四項中「介護老人福祉施設、」を「地域密着型介護老人福祉施設（介護保険法第八条第二十項に規定する地域密着型介護老人福祉施設をいう。以下同じ。）、介護老人福祉施設、」に、「介護保険法第七条第二十二項」を「同

条第二十五項」に、「同条第二十三項」を「同条第二十六項」に改め、「みなされた」の下に「地域密着型介護老人福祉施設及び」を加え、「当該介護老人福祉施設」を「当該地域密着型介護老人福祉施設若しくは介護老人福祉施設」に改める。

第三十四条の二第二項中「居宅介護及び施設介護」を「居宅介護、福祉用具の給付、施設介護、介護予防及び介護予防福祉用具の給付」に、「作成する者並びに」を「作成する者、その事業として介護保険法第八條第十三項に規定する特定福祉用具販売を行う者（第五十四條の二第二項において「特定福祉用具販売事業者」という。）」、地域密着型介護老人福祉施設、に改め、「介護療養型医療施設」の下に「その事業として介護予防を行う者及び地域包括支援センター並びにその事業として同法第八條の二第十三項に規定する特定介護予防福祉用具販売を行う者（第五十四條の二第二項において「特定介護予防福祉用具販売事業者」という。）を、「みなされた」の下に「地域密着型介護老人福祉施設及び」を加える。

（保護の方法の特例）

第三十七條の二 保護の実施機関は、保護の目的を達するために必要があるときは、第三十三條第三項本文若しくは第三十三條第四項の規定により世帯主若しくはこれに準ずる者に対して交付する保護金品、第三十一條第三項ただし書若しくは第五項、第三十二條第二項、第三十四條第五項（第三十四條の二第三項及び第三十五條第三項において準用する場合を含む。）若しくは第三十六條第三項の規定により被保護者に対して交付する保護金品又は前条第二項の規定により葬祭を行う者に対して交付する保護金品のうち、介護保険料（介護保険法第二百九條第一項に規定する保険料をいう。）その他の被保護者が支払うべき

費用であつて政令で定めるものの額に相当する金銭について、被保護者に代わり、政令で定める者に支払うことができる。この場合において、当該支払があつたときは、これらの規定により交付すべき者に対し当該保護金品の交付があつたものとみなす。

第五十四條の二第二項中「介護老人福祉施設」を「地域密着型介護老人福祉施設、介護老人福祉施設」に、「介護療養型医療施設又は」を「介護療養型医療施設、」に、「作成する者について開設者又は本人」を「作成する者、特定福祉用具販売事業者、その事業として介護予防を行う者若しくは地域包括支援センター又は特定介護予防福祉用具販売事業者について開設者、本人又は設置者」に、「又は施設介護」を「福祉用具の給付、施設介護、介護予防若しくは介護予防支援計画の作成又は介護予防福祉用具の給付」に改め、同条第二項中「介護保険法」を「介護保険法第四十二條の二第二項本文の指定があつたときは、その地域密着型介護老人福祉施設は、その指定の時に、前項の規定による指定を受けたものとみなし、同法」に改め、同条第三項中「みなされた」の下に「地域密着型介護老人福祉施設に係る同項の指定は、当該地域密着型介護老人福祉施設について、介護保険法第七十八條の七の規定による同法第四十二條の二第一項本文の指定の辞退があつたとき、同法第七十八條の九の規定による同法第四十二條の二第一項本文の指定の取消しがあつたとき、又は同法第七十八條の十一において準用する同法第七十條の二第二項の規定により同法第四十二條の二第二項本文の指定の効力が失われたときは、その効力を失ひ、前項の規定により第一項の指定を受けたものとみなされた」を加え、「介護保険法第九十一條」を「同法第九十一條」に、「又は同法第九十二條第一項」を「同法第九十二條第一項若しくは第百十五條の二十九第六項」に改め、「取消しがあつたとき」の下に「又は同法第八十六條の二第一項の規定により同

法第四十八條第一項第一号の指定の効力が失われたとき」を加え、同条第四項中「介護老人福祉施設」を「地域密着型介護老人福祉施設及び介護老人福祉施設」に改める。

別表都道府県、市及び福祉事務所を設置する町村の項中「第三十七條」を「第三十七條の二」に改める。

（社会福祉施設職員等退職手当共済法の一部改正）

第十五條 社会福祉施設職員等退職手当共済法（昭和三十六年法律第百五十五号）の一部を次のように改正する。

第二條第二項第二号中「痴呆対応型老人共同生活援助事業」を「認知症対応型老人共同生活援助事業」に改める。

第十六條 社会福祉施設職員等退職手当共済法の一部を次のように改正する。

第一條中「及び特定社会福祉事業」を「特定社会福祉事業及び特定介護保険施設等」に、「及び特定社会福祉事業に従事する職員」を「特定社会福祉事業に従事する職員及び特定介護保険施設等の職員」に改める。

第二條第一項第三号中「及び特別養護老人ホーム」を削り、同条第二項第二号を削り、第三号を第二号とし、第四号を第三号とし、同条第十一項中「申出施設等である」を「特定介護保険施設等又は申出施設等である」に改め、「第三項」の下に「又は第四項」を加え、「申出施設等職員」を「特定介護保険施設等職員又は申出施設等職員」に改め、同項を同条第十三項とし、同条第十項を同条第十二項とし、同条第九項中「社会福祉施設等職員」の下に「特定介護保険施設等職員」を加え、同項を同条第十一項とし、同条第八項を同条第十項とし、同条第七項中「社会福祉施設等職員」の下に「特定介護保険施設等職員」を加え、同項を同条第九項とし、同条第六項中「特定社会福祉事業」の下に「特定介護保険施設等」を、「社会福祉施設等職員」の下に「又は特定介護保険施設

等職員」を加え、同項を同条第八項とし、同条第五項ただし書中「次項ただし書」の下に「及び第八項ただし書」を加え、同項を同条第六項とし、同項の次に次の一項を加える。

7 この法律において「特定介護保険施設等職員」とは、経営者に使用され、かつ、その者の経営する社会福祉施設、特定社会福祉事業又は特定介護保険施設等の業務に常時従事することを要する者であつて社会福祉施設等職員以外のものをいう。ただし、一年未満の期間を定めて使用される者を除く。

第二條第四項中「又は特定社会福祉事業」を「特定社会福祉事業又は特定介護保険施設等」に改め、同項を同条第五項とし、同条第三項中「及び特定社会福祉事業」を「特定社会福祉事業及び特定介護保険施設等」に、「独立行政法人福祉医療機構（以下「機構」という。）を「機構」に改め、同項を同条第四項とし、同条第二項の次に次の一項を加える。

3 この法律において「特定介護保険施設等」とは、次に掲げる施設又は事業のうち、経営者が退職手当共済契約の申込みにより独立行政法人福祉医療機構（以下「機構」という。）に申し出たもの又は共済契約者が機構に申し出たもの（第四條の二第二項の規定により機構が承諾したものに限る。）をいう。

一 老人福祉法第十四條の規定による届出がなされた老人居宅生活支援事業のうち老人居宅介護等事業、小規模多機能型居宅介護事業及び認知症対応型老人共同生活援助事業

二 老人福祉法第十五條第四項の規定による認可を受けた特別養護老人ホーム

三 その他前二号に準ずる施設又は事業であつて政令で定めるもの

第三條第三号中「社会福祉施設等職員」の下に「又は特定介護保険施設等職員」を加える。

第四條の二第一項及び第二項中「申出施設等」を「特定介護保険施設等又は申出施設等」に改

める。

第六条第一項中「第四項」を「第五項」に改め、同条中第六項を第七項とし、第五項を第六項とし、第四項の次に次の一項を加える。

5 共済契約者は、その経営する特定介護保険施設等又は申出施設等の業務に従事するすべての被共済職員の同意を得たときは、当該退職手当共済契約のうち当該同意を得た被共済職員に関する部分を解除することができる。

第七条中「第三項又は第四項」を「又は第三項から第五項まで」に改める。

第八条第一項第一号中「百分の六十」を「百分の五十四」に改め、同項第二号中「百分の七十五」を「百分の六十七・五」に改め、同条第二項第一号中「百分の八十」を「百分の七十二」に改め、同項第二号中「百分の八十八」を「百分の七十九・二」に改め、同条第三項第一号中「百分の百」を「百分の九十」に改め、同項第二号中「百分の百十」を「百分の九十九」に改め、同項第三号中「百分の百二十」を「百分の百八」に改める。

第九条第一項第一号中「百分の百二十五」を「百分の百十二・五」に改め、同項第二号中「百分の百三十七・五」を「百分の百十三・七五」に改め、同項第三号中「百分の百五十」を「百分の百三十五」に改め、同項第四号中「百分の百二十五」を「百分の百十二・五」に改め、同条第二項第一号中「百分の百五十」を「百分の百三十五」に改め、同項第二号中「百分の百六十五」を「百分の百四十八・五」に改め、同項第三号中「百分の百八十」を「百分の百六十二」に改め、同項第四号中「百分の百五十」を「百分の百三十五」に改める。

第十一條第六項中「第三項又は第四項」を「又は第三項から第五項まで」に改め、同条第八項中「前二項」を「前三項」に改め、同項を同条第九項とし、同条第七項の次に次の一項を加える。

8 前項の規定による場合のほか、引き続き一

年以上被共済職員である者が退職した場合（第十三条第一項に該当する場合を除く。）において、その者が、退職した日から起算して二年以内に、退職手当金を請求しないで再び被共済職員となり、かつ、その者が機構に申し出たときは、前後の各期間につき第一項から第五項までの規定によつて計算した被共済職員期間を合算する。

第十五条第二項中第二号を第三号とし、第一号の次に次の一号を加える。

二 特定介護保険施設等職員（被共済職員である者に限る。）に係る掛金

第十八条中「もの」の下に「及び特定介護保険施設等職員であるもの（社会福祉施設又は特定社会福祉事業の業務に相当程度従事することを要する者として政令で定めるものに限る。）」を加える。

附則第二項の前の見出しを削り、同項を次のように改める。

（施設又は事業の転換を行う場合の特例）

2 共済契約者が、その経営する社会福祉施設又は特定社会福祉事業を特定介護保険施設等、申出施設等その他の施設又は事業へ転換する場合（政令で定める場合に限る。）におけるこの法律の規定の適用に関し必要な事項は、政令で定める。

附則第三項を削る。

附則

（施行期日）

第一条 この法律は、平成十八年四月一日から施行する。ただし、次の各号に掲げる規定は、それぞれ当該各号に定める日から施行する。

一 第一条、第五条、第八条、第十一条、第十三条及び第十五条並びに附則第四条、第十五条、第二十二條、第二十三條第二項、第三十二條、第三十九條及び第五十六條の規定 公布の日

二 第二条、第六条及び第九条並びに附則第十条第一項ただし書及び第二項ただし書並びに

第十三条ただし書の規定 平成十七年十月一日

三 第四条並びに附則第十四條、第四十二條、第四十四條及び第五十三條の規定 平成十八年十月一日

（検討）

第二条 政府は、介護保険制度の被保険者及び保険給付を受けられる者の範囲について、社会保障に関する制度全般についての一体的な見直しと併せて検討を行い、その結果に基づいて、平成二十一年度を目途として所要の措置を講ずるものとする。

（介護保険法の一部改正に伴う経過措置）

第三条 この法律の施行の際、地域包括支援センター（第三条の規定による改正後の介護保険法（以下「新介護保険法」という。）第百五十五条の三十九第一項に規定する地域包括支援センターをいう。）が設置されないことその他の事情により、介護予防支援（新介護保険法第八条の二第十八項に規定する介護予防支援をいう。）の見込量の確保が困難であると認められる市町村（特別区を含む。以下同じ。）にあつては、この法律の施行の日（以下「施行日」という。）から平成二十年四月一日までの間において条例で定める日までの間、新介護保険法第十八条第二号、第十九条第二項、第三十二條から第三十四條まで及び第四章第四節の規定は、適用しない。

2 前項の場合において、施行日から同項の条例で定める日までの間、当該市町村が行う介護保険の被保険者に対する新介護保険法第十八条（第二号に係る部分を除く。）、第十九条第一項、第二十七條第四項及び第五項、第四十二條の二第一項並びに第四十八條第一項の規定の適用については、新介護保険法第十八条第一号中「要介護状態」とあるのは「要介護状態（要支援状態を含む。）」と、新介護保険法第十九条第一項中「要介護者」とあるのは「要介護者（要支援者を含む。）」と、「要介護状態区分」とあるのは

「要介護状態区分（身体上又は精神上的の障害があるために日常生活を営むのに支障があると見込まれる状態に係る厚生労働省令で定める区分を含む。次節及び第三節において同じ。）」と、新介護保険法第二十七條第四項各号中「要介護状態」とあるのは「要介護状態（要支援状態を含む。）」と、「要介護状態」とあるのは「要介護状態（要支援状態を含む。）」のと、同条第五項第一号中「要介護状態」とあるのは「要介護状態（要支援状態を含む。）」と、新介護保険法第四十二條の二第二項中「要介護被保険者」とあるのは「要介護被保険者（認知症対応型共同生活介護及び地域密着型介護老人福祉施設入所者生活介護については、厚生労働省令で定める要介護状態区分に該当する状態である者に限る。以下この条及び次条において同じ。）」と、新介護保険法第四十八條第一項中「要介護被保険者」とあるのは「要介護被保険者（厚生労働省令で定める要介護状態区分に該当する状態である者に限る。以下この条及び次条において同じ。）」とする。

第四条 この法律（附則第一条各号に掲げる規定については、当該各規定。以下この条及び附則第十五条において同じ。）の施行の日前に行われた居宅サービス、居宅介護支援又は施設サービスのに係るこの法律による改正前の介護保険法の規定による保険給付については、なお従前の例による。

第五条 新介護保険法第十三条の規定は、同条第一項に規定する住所特例対象施設（以下この条及び次条において「住所特例対象施設」という。）に入所又は入居（以下この条及び次条において「入所等」という。）をすることにより、施行日以後に当該住所特例対象施設の所在する場所に住所を変更したと認められる同項に規定する住所特例対象被保険者であつて、当該住所特例対象施設に入所等をした際、当該住所特例対象施設が所在する市町村以外の市町村の区域内に住所を有していたと認められ

るものについて、適用する。

第六条 この法律の施行の際現に第十条の規定による改正前の老人福祉法（以下この条並びに附則第十条第二項及び第十七条第二項において「旧老人福祉法」という。）第十一条第一項第一号の措置を受けて旧老人福祉法第二十條の四に規定する養護老人ホームに入所している者（以下この条及び附則第十六条において「施行日前措置入所者」という。）は、施行日以後引き続き当該養護老人ホームに入所している間（当該養護老人ホームに継続して一以上の他の住所で特例対象施設に入所等することにより当該一以上の他の住所で特例対象施設のそれぞれの所在する場所に順次住所を有するに至った施行日前措置入所者にあつては、当該一以上の他の住所で特例対象施設に継続して入所等をしている間を含む。）は、介護保険法第九条及び新介護保険法第十三条の規定にかかわらず、当該措置をとった市町村が行う介護保険の被保険者とする。

2 前項の規定の適用を受ける被保険者が入所等をしていない住所で特例対象施設は、当該住所で特例対象施設の所在する市町村及び当該被保険者に対し介護保険を行う市町村に、必要な協力をしなければならない。

第七条 この法律の施行前に第三条の規定による改正前の介護保険法（以下「旧介護保険法」という。）第七条第二十一項に規定する介護老人福祉施設（入所定員が二十九人以下であるものに限り。以下この条において「小規模介護老人福祉施設」という。）に入所することにより当該小規模介護老人福祉施設の所在する場所に住所を変更したと認められる被保険者であつて、当該小規模介護老人福祉施設に入所した際他の市町村（当該小規模介護老人福祉施設が所在する市町村以外の市町村をいう。）の区域内に住居を有していたと認められるものは、施行日以後引き続き当該小規模介護老人福祉施設に入所している間は、介護保険法第九条の規定にか

わらず、当該他の市町村が行う介護保険の被保険者とする。ただし、二以上の旧介護保険法第七条第十九項に規定する介護保険施設（以下この条において「旧介護保険施設」という。）に継続して入所している被保険者であつて、現に入所している小規模介護老人福祉施設（以下この条において「現入所施設」という。）に入所する直前に入所していた旧介護保険施設（以下この項において「直前入所施設」という。）及び現入所施設のそれぞれに入所することにより直前入所施設及び現入所施設のそれぞれの所在する場所に順次住所を変更したと認められるもの（次項において「特定継続入所被保険者」という。）については、この限りでない。

2 特定継続入所被保険者のうち、次の各号に掲げるものは、介護保険法第九条の規定にかかわらず、当該各号に定める市町村が行う介護保険の被保険者とする。

一 継続して入所している二以上の旧介護保険施設のそれぞれに入所することによりそれぞれの旧介護保険施設の所在する場所に順次住所を変更したと認められる被保険者であつて、当該二以上の旧介護保険施設のうち最初の旧介護保険施設に入所した際他の市町村（現入所施設が所在する市町村以外の市町村をいう。）の区域内に住居を有していたと認められるもの 当該他の市町村

二 継続して入所している二以上の旧介護保険施設のうち一の旧介護保険施設から継続して他の旧介護保険施設に入所すること（以下この号において「継続入所」という。）により当該一の旧介護保険施設の所在する場所以外の場所から当該他の旧介護保険施設の所在する場所への住所の変更（以下この号において「特定住所変更」という。）を行ったと認められる被保険者であつて、最後に行った特定住所変更に係る継続入所の際他の市町村（現入所施設が所在する市町村以外の市町村をいう。）の区域内に住居を有していたと認めら

れるもの 当該他の市町村

3 前二項の規定の適用を受ける被保険者については、現入所施設及びその者が現入所施設に入所する前に入所していた旧介護保険施設をそれぞれ新旧介護保険法第十三条第一項に規定する住所で特例対象施設とみなして、同条の規定を適用する。

第八条 この法律の施行の際現に旧介護保険法第十九条第一項に規定する要介護認定又は同条第二項に規定する要支援認定を受けている者は、施行日に、新介護保険法第十九条第一項に規定する要介護認定（以下「新要介護認定」という。）を受けたものとみなす。この場合において、当該新要介護認定を受けたものとみなされた者に係る介護保険法第二十八条第一項に規定する有効期間は、同項の規定にかかわらず、施行日におけるその者に係る同項に規定する有効期間又は旧介護保険法第三十三条第一項に規定する有効期間の残存期間と同一の期間とする。

第九条 旧介護保険法第二十七条第二項後段（旧介護保険法第二十八条第四項、第二十九条第二項、第三十条第二項、第三十一条第二項及び第三十二条第二項（旧介護保険法第三十三条第四項及び第三十四条第二項において準用する場合を含む。）において準用する場合を含む。）の規定により旧介護保険法第二十七条第二項の調査の委託を受けた同条第一項に規定する指定居宅介護支援事業者等の役員若しくは同条第三項の介護支援専門員その他厚生労働省令で定める者又はこれらの職にあつた者に係る当該委託業務に関して知り得た個人の秘密を漏らしてはならない義務については、施行日以後も、なお従前の例による。

第十条 この法律の施行の際現に旧介護保険法第四十一条第一項本文若しくは介護保険法第四十六条第一項若しくは第四十八条第一項第一号若しくは第三号の指定又は同法第九十四条第一項の許可を受けている指定居宅サービス事業者

（次項の規定により新介護保険法第四十二条の二第一項本文の指定を受けたものとみなされた者を除く。）、指定居宅介護支援事業者、指定介護老人福祉施設の開設者（第三項の規定により新介護保険法第四十二条の二第一項本文の指定を受けたものとみなされた者を除く。）、若しくは指定介護療養型医療施設の開設者又は介護老人保健施設の開設者（以下この項において「指定居宅サービス事業者等」という。）は、施行日に、新介護保険法第四十一条第一項本文若しくは介護保険法第四十六条第一項若しくは第四十八条第一項第一号若しくは第三号の指定又は同法第九十四条第一項の許可を受けたものとみなす。ただし、当該指定居宅サービス事業者等が施行日の前日までに、厚生労働省令で定めるところにより別段の申出をしたときは、この限りでない。

2 この法律の施行の際現に旧介護保険法第四十一条第一項本文の指定を受けている認知症対応型共同生活介護又は特定施設入所者生活介護（旧老人福祉法第二十九条第一項に規定する有料老人ホームその他旧介護保険法第七條第十六項の厚生労働省令で定める施設であつて、その入居者が同条第三項に規定する要介護者、その配偶者その他厚生労働省令で定める者に限られるもの）のうち、その入居定員が二十九人以下であるものにおいて行うものに限る。の事業を行う者については、施行日に、当該事業を行う事業所の所在地の市町村の長（施行日の前日において当該市町村以外の市町村（以下この条において「他の市町村」という。）が行う介護保険の被保険者がこれらのサービスを利用している場合には、当該他の市町村の長）から、新介護保険法第八條第十八項に規定する認知症対応型共同生活介護又は同条第十九項に規定する地域密着型特定施設入居者生活介護に係る新介護保険法第四十二条の二第一項本文の指定を受けたものとみなす。ただし、当該事業を行う者が施行日の前日までに、厚生労働省令で定めると

保護者（生活保護法第六条第一項に規定する被保護者をいう。以下同じ。）に対しては、第十四条の規定による改正後の生活保護法（以下「新生活保護法」という。）第十五条の二第一項第五号に規定する介護予防、同項第六号に規定する介護予防福祉用具及び同項第七号に規定する介護予防住宅改修に係る介護扶助は行わない。

2 前項の場合において、当該市町村の区域内に居住地を有する被保護者については、新介護保険法第七条第四項に規定する要支援者に該当する者を同条第三項に規定する要介護者に該当する者とみなして、新生活保護法第十五条の二の規定を適用する。

第十九条 この法律の施行の際現に第十四条の規定による改正前の生活保護法（以下「旧生活保護法」という。）第三十四条の二第二項の規定により被保護者に対する介護扶助（旧生活保護

法第十五条の二第四項に規定する施設介護（附則第二十一条において「施設介護」という。）に限る。）を旧介護保険法第七条第二十一項に規定する介護老人福祉施設（入所定員が二十九人以下であるものに限る。）に委託して行っている場合は、当該委託の継続中、その者に対して保護を行うべき者については、その者に係る委託前の居住地によって定めるものとする。

第二十条 この法律の施行の際現に旧生活保護法第十五条の二の規定により介護扶助が行われている旧介護保険法第七条第三項に規定する要介護者及び同条第四項に規定する要支援者（介護保険の被保険者でない者に限り、施行日以後引き続き、新介護保険法第七条第三項に規定する要介護者とみなして、新生活保護法第十五条の二の規定を適用する。）

第二十一条 この法律の施行の際現に旧生活保護法第三十四条の二第二項の規定による介護扶助（施設介護に限る。）が旧介護保険法第七条第二十一項に規定する介護老人福祉施設、同条第二十二項に規定する介護老人保健施設又は同条第二十三項に規定する介護療養型医療施設（以下この条において「介護扶助施設」という。）に委託して行われている被保護者であつて、新介護保険法第七条第四項に規定する要支援者であるものは、施行日から起算して三年間に限り、施行日以後引き続き当該介護扶助施設に入所し、又は入院している間は、同条第三項に規定する要介護者とみなして、新生活保護法第十五条の二第一項の規定を適用する。

第二十二条 新生活保護法第五十四条の二第一項の指定の手続その他の行為は、施行日前においても行うことができる。

（社会福祉施設職員等退職手当共済法の一部改正に伴う経過措置）

第二十三条 この法律の施行の際現に社会福祉施設職員等退職手当共済法第四条第一項の規定により成立している退職手当共済契約（老人福祉

法第十五条第四項の規定による認可を受けた特別養護老人ホーム、同法第十四条の規定による届出がなされた老人居宅生活支援事業のうち老人居宅介護等事業若しくは認知症対応型老人共同生活援助事業又は社会福祉施設職員等退職手当共済法第二条第一項第六号に掲げる施設若しくは第十六条の規定による改正前の社会福祉施設職員等退職手当共済法（以下「旧共済法」という。）第二条第二項第四号に掲げる事業のうち政令で定める施設若しくは事業（以下この条において「特別養護老人ホーム等」と総称する。）に係るものに限る。）は、第十六条の規定による改正後の社会福祉施設職員等退職手当共済法（以下「新共済法」という。）第二条第三項に規定する特定介護保険施設等（以下「特定介護保険施設等」という。）に係る退職手当共済契約とみなす。

2 施行日前に特別養護老人ホーム等を経営していた旧共済法第二条第八項に規定する共済契約者（社会福祉の増進のための社会福祉事業法等の一部を改正する等の法律（平成十二年法律第二百一十一号。以下「社会福祉事業法等改正法」という。）附則第二十三条第一項の規定の適用を受ける者を含む。）が、施行日前に厚生労働省令で定めるところにより独立行政法人福祉医療機構（以下「機構」という。）に届け出たときは、施行日以後新たに当該共済契約者に使用され、かつ、当該特別養護老人ホーム等の業務に常時従事することを要する者となる者については、前項及び新共済法第二条第十一項の規定にかかわらず、同項に規定する被共済職員でないものとする。

第二十四条 この法律の施行の際現に特定介護保険施設等を経営している新共済法第二条第五項に規定する経営者が、施行日前に旧共済法の規定によつてした退職手当共済契約の申込みは、同条第三項の規定により機構に申し出たものとみなす。

2 前項に定めるもののほか、施行日前に旧共済

法の規定によつてした退職手当共済契約の申込みその他の手続は、新共済法の相当の規定によつてしたものとする。

第二十五条 新共済法第八条から第九条の二まで及び第十一条第八項の規定は、施行日以後に退職（新共済法第七条に規定する退職をいう。以下同じ。）した者について適用し、施行日前に退職した者については、なお従前の例による。

2 次の各号に掲げる場合において、当該各号に規定する者が施行日の前日に現に退職した理由と同一の理由により退職したものとして、政令で定めるところにより、旧共済法第八条から第九条の二まで及び第十一条並びに附則第二項及び第三項並びに社会福祉事業法等改正法附則第二十五条第二項の規定の例により計算した場合の退職手当金の額が、新共済法第八条から第九条の二まで及び第十一条の規定により計算した退職手当金の額よりも多いときは、これらの規定にかかわらず、その多い額をもつてその者に支給すべき退職手当金の額とする。

一 施行日の前日に旧共済法第二条第九項に規定する被共済職員（社会福祉事業法等改正法附則第二十三条第一項の規定の適用を受ける共済契約者に使用される者を含む。次号及び次条において同じ。）であつた者が、施行日以後に退職した場合

二 施行日前に旧共済法第二条第九項に規定する被共済職員でなくなつた者で施行日以後にさらに新共済法第二条第十一項に規定する被共済職員となつたものが、施行日以後に退職し、かつ、新共済法第十一条第六項又は第七項の規定により施行日前の被共済職員期間と施行日以後の被共済職員期間とが合算される場合

第二十六条 施行日の前日に旧共済法第二条第九項に規定する被共済職員であつた者のうち、施行日以後において新共済法第二条第七項に規定する特定介護保険施設等職員であるもの（同条第十項に規定する共済契約者（社会福祉事業法

等改正法附則第二十三条第一項の規定の適用を受ける者を含む。次条第一項において同じ。）に継続して使用される者に限り、については、新共済法第二条第六項に規定する社会福祉施設等職員とみなして、新共済法第十五条、第十八条及び第十九条の規定を適用する。

第二十七条 この法律の施行の際現に特定介護保険施設等を経営している新共済法第二条第十項に規定する共済契約者が、当該共済契約者に使用され、かつ、当該特定介護保険施設等の業務に常時従事することを要する者であつて、施行日以後に同条第十一項に規定する被共済職員となつたもののすべての同意を得たときは、新共済法第六条第五項の規定にかかわらず、当該退職手当共済契約のうち当該同意を得た被共済職員に関する部分を解除することができる。

2 前項の規定による退職手当共済契約の解除は、新共済法第六条第六項、第七条及び第十一条第六項の規定の適用については、新共済法第六条第五項の規定による退職手当共済契約の解除とみなす。

（健康保険法の一部改正）

第二十八条 健康保険法の一部を次のように改正する。

第六十三条第四項中「第七条第二十三項」を「第八条第二十六項」に改める。

第八十八条第一項中「第七条第二十二項」を「第八条第二十五項」に、「同条第二十三項」を「同条第二十六項」に改める。

第八十九条第二項中「同じ。」の下に「の指定又は同法第五十三条第一項本文の規定による指定介護予防サービス事業者（訪問看護事業を行う者に限り、次項において同じ。）を加へ、同条第三項中「介護保険法」の下に「第七十条の二第一項の規定による指定居宅サービス事業者の指定の失効若しくは同法」を、「第七十七条

第一項」の下に「若しくは第百十五条の二十九第六項」を、「取消し」の下に「若しくは効力の停止又は同法第百十五条の八第一項若しくは

を」に改め、同条第二項中「若しくは居室支援

「サービス費」を削り、「特例施設介護サービス費」の下に「若しくは介護予防サービス費若しくは特例介護予防サービス費」を加える。

第八十七条の五第一項中「若しくは居宅支援サービス費の支給」及び「若しくは特例居宅支援サービス費の支給」を削り、「の支給若しくは特例施設介護サービス費」を、「特例施設介護サービス費、介護予防サービス費若しくは特例介護予防サービス費」に改める。

(国民健康保険法の一部改正)

第三十五条 国民健康保険法(昭和三十三年法律第九十二号)の一部を次のように改正する。

第三十六条第四項中「第七條第二十三項」を「第八條第二十六項」に改める。

第五十五条第一項中「若しくは居宅支援サービス費」及び「若しくは特例居宅支援サービス費」を削り、「第七條第五項」を「第八條第一項」に、「若しくは特例施設介護サービス費」を「特例施設介護サービス費」に、「第七條第二十項」を「第八條第二十三項」に改め、「施設サービス費」を「療養に相当するものに限る。」の下に、「介護予防サービス費に係る指定介護予防サービス(同法第五十三條第一項に規定する指定介護予防サービスをいう。)(療養に相当するものに限る。)(若しくは特例介護予防サービス費に係る介護予防サービス(同法第八條の二第一項に規定する介護予防サービスをいう。)(若しくはこれに相当するサービス(これらのサービスのうち療養に相当するものに限る。))を加える。

第六十六條の二第一項第六號を次のように改める。

六 介護保険法第八條第十九項に規定する介護専用型特定施設のうちその入居定員が三十人以上であるものへの入居又は同條第十二項に規定する介護保険施設への入所(国民健康保険法の一部改正に伴う経過措置)

第三十六條 前條の規定による改正後の国民健康保険法(次條において「新国保法」という。)

第六十六條の二第一項第六號の規定(入居に係る部分に限る。)は、同號に掲げる介護専用型特定施設に入居することにより、施行日以後に当該介護専用型特定施設の所在する場所に住所を変更したと認められる国民健康保険の被保険者であつて、当該介護専用型特定施設に入居をした際、当該介護専用型特定施設が所在する市町村以外の市町村の区域内に住所を有していたと認められるものについて、適用する。

第三十七條 この法律の施行前に旧介護保険法第七條第二十一項に規定する介護老人福祉施設(入所定員が二十九人以下であるものに限る。以下この條において「小規模介護老人福祉施設」という。)に入所をすることにより当該小規模介護老人福祉施設の所在する場所に変更したと認められる国民健康保険の被保険者であつて、当該小規模介護老人福祉施設に入所をした際、当該小規模介護老人福祉施設が所在する市町村以外の市町村の区域内に住所を有していたと認められるものについて、適用する。

第七條第二十一項に規定する介護老人福祉施設(入所定員が二十九人以下であるものに限る。以下この條において「小規模介護老人福祉施設」という。)に入所をすることにより当該小規模介護老人福祉施設の所在する場所に変更したと認められる国民健康保険の被保険者であつて、当該小規模介護老人福祉施設に入所をした際、当該小規模介護老人福祉施設が所在する市町村以外の市町村の区域内に住所を有していたと認められるものについて、適用する。

第五條の規定にかかわらず、当該他の市町村が行う国民健康保険の被保険者とする。ただし、二以上の病院等(新国保法第六十六條の二第一項に規定する病院等をいう。以下この條において同じ。)に継続して入院等(新国保法第六十六條の二第一項に規定する入院等をいう。以下この條において同じ。)を続けている国民健康保険の被保険者であつて、現に入所している小規模介護老人福祉施設(以下この條において「現入所施設」という。)に入所をする直前に入院等をしていていた病院等(以下この項において「直前入院病院等」という。)及び現入所施設のそれぞれに現入所施設をすることにより直前入院病院等及び現入所施設のそれぞれの所在する場所に順次住所を変更したと認められるもの(次項において「継続入院等被保険者」という。)については、この限りでない。

2 継続入院等被保険者のうち、次の各号に掲げるものは、国民健康保険法第五條の規定にかかわらず、当該各号に定める市町村が行う国民健康保険の被保険者とする。

一 継続して入院等をしていて二以上の病院等のそれぞれに入院等をするものによりそれぞれの病院等の所在する場所に順次住所を変更したと認められる被保険者であつて、当該二以上の病院等のうち最初の病院等に入院等をした際、当該他の市町村(現入所施設が所在する市町村以外の市町村をいう。)の区域内に住所を有していたと認められるもの 当該他の市町村

二 継続して入院等をしていて二以上の病院等のうち一の病院等から継続して他の病院等に入院等をするもの(以下この号において「継続入院等」という。)により当該一の病院等の所在する場所以外の場所から当該他の病院等の所在する場所への住所の変更(以下この号において「特定住所変更」という。)を行つたと認められる国民健康保険の被保険者であつて、最後に行つた特定住所変更に係る継続入院等の際、当該他の市町村(現入所施設が所在する市町村以外の市町村をいう。)の区域内に住所を有していたと認められるもの 当該他の市町村

3 前二項の規定の適用を受ける国民健康保険の被保険者については、現入所施設及びその者が現入所施設に入所をする前に入院等をしていていた病院等をそれぞれ新国保法第六十六條の二第一項に規定する病院等とみなして、同條第三項の規定を適用する。

(国民年金法の一部改正)

第三十八條 国民年金法(昭和三十四年法律第四十一號)の一部を次のように改正する。

附則第八條の二中「第七條第二十五項」を「第七條第七項」に改める。

第五號)の一部を次のように改正する。

第三十三條第一項第一號ハを削り、同號二中「イからハまで」を「イ及びロ」に改め、同號二を同號ハとし、同號の次に次の一號を加える。

一の二 介護保険法(平成九年法律第二百二十三號)第七條第十五項に規定する認知症であることが判明したとき。

第四十條 道路交通法の一部を次のように改正する。

第三十三條第一項第一號の二中「第七條第十五項」を「第八條第十六項」に改める。

(地方公務員等共済組合法の一部改正)

第四十一條 地方公務員等共済組合法(昭和三十七年法律第五十二號)の一部を次のように改正する。

第五十六條第三項中「第七條第二十三項」を「第八條第二十六項」に改める。

第六十一條第一項中「若しくは居宅支援サービス費」を削り、「これらの給付」を「当該給付」に改め、「若しくは特例居宅支援サービス費」を削り、「第七條第五項」を「第八條第一項」に、「第七條第二十項」を「第八條第二十三項」に改め、「施設サービス費に係るものに限る。以下この條及び第九十六條第一項において同じ。」の下に「若しくは介護予防サービス費(同法第五十三條第一項に規定する指定介護予防サービスに係るものに限る。以下この條及び第九十六條第一項において同じ。))を加え、「特例施設介護サービス費」を「特例施設介護

護サービス費若しくは介護予防サービス費若しくはは特例介護予防サービス費を」に改め、同条第二項中「若しくは居宅支援サービス費」及び「若しくは特例居宅支援サービス費」を削り、「特例施設介護サービス費」の下に「若しくは介護予防サービス費若しくはは特例介護予防サービス費」を加える。

第九十六条第一項及び第四百四十四条の三第二項の表第九十六条第一項の項中「若しくは居宅支援サービス費の支給」及び「若しくは特例居宅支援サービス費の支給」を削り、「の支給若しくはは特例施設介護サービス費」を、「特例施設介護サービス費、介護予防サービス費若しくはは特例介護予防サービス費」に改める。

二十九の十一 介護支援専門員実務研修受講試験に係る登録試験問題作成機関の登録
介護保険法（平成九年法律第百二十三号）第六十九条の十一第一
項（登録試験問題作成機関の登録）の登録
登録件数 一件につき十
五万円

別表第三の二十四の項中（平成九年法律第百二十三号）第七條第二十二項を「第八條第二十五項」に改める。
（住民基本台帳法の一部改正）

二十一 地方公務員共済組合	介護保険法による特別徴収に関する事務であつて総務省令で定めるもの
二十二 地方公務員共済組合連合会	介護保険法による特別徴収に関する事務であつて総務省令で定めるもの

（沖縄振興開発金融公庫法の一部改正）
第四十五条 沖縄振興開発金融公庫法（昭和四十七年法律第三十一号）の一部を次のように改正する。

第十九条第二項第四号の二中「第七條第五項」を「第八條第一項」に、「同條第八項」を「同條第四項」に改め、「限る。」の下に「及び同法第五十三條第一項本文の指定に係る同法第八條

第四十二條 地方公務員等共済組合法の一部を次のように改正する。

第三十八條の二第三項中「第百三十四條第三項」を「第百三十四條第八項」に、「事業を」を「事業その他総務省令で定める事業を」に改める。
（登録免許税法の一部改正）

第四十三條 登録免許税法（昭和四十二年法律第三十五号）の一部を次のように改正する。
別表第一第二十九号の十三を同表第二十九号の十四とし、同表第二十九号の十二を同表第二十九号の十三とし、同表第二十九号の十一を同表第二十九号の十二とし、同表第二十九号の十の次に次のように加える。

第四十四條 住民基本台帳法（昭和四十二年法律第八十一号）の一部を次のように改正する。
別表第一の二十一の項及び二十二の項を次のように改める。

の二第一項に規定する介護予防サービス事業（同条第四項に規定する介護予防訪問看護を行う事業に限る。）を加える。
（老人保健法の一部改正）

第四十六條 老人保健法（昭和五十七年法律第八十号）の一部を次のように改正する。
第二十四條の二中「及び施設サービス」を「地域密着型サービス、施設サービス、介護予防防

サービス及び地域密着型介護予防サービス」に改める。
第二十五條第六項中「第七條第二十三項」を「第八條第二十六項」に改める。
第四十六條の十八第五項中「第二十條の八」を「第二十條の八第一項」に改め、「市町村老人福祉計画」の下に「及び介護保険法第百十七條第一項に規定する市町村介護保険事業計画」を加え、同条中第六項を削り、第七項を第六項とし、第八項を第七項とする。
第四十六條の十九第三項中「第二十條の九」を「第二十條の九第一項」に改め、「都道府県老人福祉計画」の下に「及び介護保険法第百十八條第一項に規定する都道府県介護保険事業支援計画」を加え、同条中第四項を削り、第五項を第四項とする。
（地域における公的介護施設等の計画的な整備等の促進に関する法律の一部改正）

第四十七條 地域における公的介護施設等の計画的な整備等の促進に関する法律（平成元年法律第六十四号）の一部を次のように改正する。
第二條第三項第四号を次のように改める。
四 老人福祉法第二十九條第一項に規定する有料老人ホーム
（地価税法の一部改正）

第四十八條 地価税法（平成三年法律第六十九号）の一部を次のように改正する。
別表第一第五号中「第七條第二十二項」を「第八條第二十五項」に改める。
（看護師等の人材確保の促進に関する法律の一部改正）

第四十九條 看護師等の人材確保の促進に関する法律（平成四年法律第八十六号）の一部を次のように改正する。
第二條第二項中「第七條第二十二項」を「第八條第二十五項」に、「第七條第五項」を「第八條第一項」に、「同條第八項」を「同條第四項」に改め、「限る。」の下に「及び同法第五十三條第一項本文の指定に係る同法第八條の二第

一項に規定する介護予防サービス事業（同条第四項に規定する介護予防訪問看護を行う事業に限る。）を加える。
（健康増進法の一部改正）

第五十條 健康増進法（平成十四年法律第百三十三号）の一部を次のように改正する。
第六條中第十一号を第十二号とし、第十号の次に次の一号を加える。
十一 介護保険法（平成九年法律第百二十三号）の規定により健康増進事業を行う市町村
（独立行政法人福祉医療機構法の一部改正）

第五十一條 独立行政法人福祉医療機構法（平成十四年法律第百六十六号）の一部を次のように改正する。
第十二條第一項第三号中「第七條第五項」を「第八條第一項」に、「同條第八項」を「同條第四項」に改め、「限る。」の下に「及び同法第五十三條第一項本文の指定に係る同法第八條の二第一項に規定する介護予防サービス事業（同条第四項に規定する介護予防訪問看護を行う事業に限る。）」を加える。
（構造改革特別区域法の一部改正）

第五十二條 構造改革特別区域法（平成十四年法律第百八十九号）の一部を次のように改正する。
第三十條第五項中「前條第六項」を「第十五條第六項」に改める。
（地方公務員等共済組合法等の一部を改正する法律の一部改正）

第五十三條 地方公務員等共済組合法等の一部を改正する法律（平成十六年法律第百三十二号）の一部を次のように改正する。
附則第四十二條のうち第百三十四條第二項の改正規定中「第百三十四條第二項」を「第百三十四條第七項」に改める。
（国の補助金等の整理及び合理化に伴う国民健康保険法等の一部を改正する法律の一部改正）

第五十四條 国の補助金等の整理及び合理化等に

伴う国民健康保険法等の一部を改正する法律
(平成十七年法律第 号)の一部を次のよ
うに改正する。

附則第三条第一項第四号イ中「介護保険法」
を「介護保険法等の一部を改正する法律(平成
十七年法律第 号)第三条の規定による改
正前の介護保険法(以下この号において「旧介
護保険法」という。)」に改め、同号ロ中「介護
保険法」を「旧介護保険法」に、「同法」を「旧
介護保険法」に改める。

附則第四条第一項第四号イ中「概算介護給付
費納付金」を「概算納付金(介護保険法第百五
十二条に規定する概算納付金をいう。以下同
じ。)」に改め、同条第四項第四号イ及び第五項
中「概算介護給付費納付金」を「概算納付金」
に改める。

附則第五条第四項第四号イ中「概算介護給付
費納付金」を「概算納付金」に改める。

(罰則に関する経過措置)

第五十五条 この法律の施行前にした行為及び附
則第九条の規定によりなお従前の例によること
とされる場合におけるこの法律の施行後にした
行為に対する罰則の適用については、なお従前
の例による。

(その他の経過措置の政令への委任)

第五十六条 附則第三条から第二十七条まで、第
三十六条及び第三十七条に定めるもののほか、
この法律の施行に関し必要な経過措置(罰則に
関する経過措置を含む。)は、政令で定める。

理 由

高齢化の一層の進展等社会経済情勢の変化に対
応した持続可能な介護保険制度を構築するととも
に、高齢者が尊厳を保持し、その有する能力に応
じ自立した日常生活を営むことができる社会の実
現に資するため、予防給付の給付内容の見直し、
食費及び居住費に係る保険給付の見直し等保険給
付の効率化及び重点化、地域密着型サービスの創
設等新たなサービス類型の創設、介護支援専門員

の資格並びに事業者及び施設の指定等に係る更新
制の導入等サービスの質の確保及び向上、障害年
金及び遺族年金を特別徴収の対象とする等負担の
在り方及び制度運営の見直し等の措置を講ずる必
要がある。これが、この法律案を提出する理由で
ある。

平成十七年四月一日印刷

平成十七年四月四日発行

衆議院事務局

印刷者 国立印刷局

P